

# 潟上市総合発展計画



# 創

## 生き生き かたがみの夢づくり

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

# 活



秋田県潟上市  
平成18年6月



# 潟上市総合発展計画



生き生き かたがみの**夢**づくり  
一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市





潟上市長  
石川 光 男

## 潟上市総合発展計画の策定にあたって

---

36,000人市民の期待と夢をのせて「潟上市」は、誕生いたしました。私たちにとって大事なことは、心豊かに暮らせる地域をつくっていくために、対話とふれあいの中から潟上市としての進むべき道を切り拓き、未来につないでいくという、潟上市を創造する気概であります。

このような中、潟上市としてはじめての長期計画となる「潟上市総合発展計画」は、新市建設計画を基本とし、その将来像を『生き生きかたがみの夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市』としております。

策定にあたっては、市民の方々からなる「総合発展計画検討委員会」を設置し、市民の「安全」「安心」「安定」や、心豊かに暮らせる地域社会の実現という観点からの貴重なご意見、ご提言をいただきました。

本格的な地方分権を迎えた現在、国と地方財政の三位一体改革に伴い、地方を取巻く環境はこれまでとは比較にならないほど大きな時代のうねりとなっております。このような状況下にあってハード、ソフトにわたって市民の豊かな暮らしのため心して事業を推進し、より実効性の高いまちづくりを進めていきたいと考えております。

新生「潟上市」のまちづくりの主役は、市民のみなさまです。この計画を実現していくためには市民の英知を結集し、市民と行政がともに手を携えてまちづくりを進めていくことが必要であり、これまで以上にみなさまの積極的な行政参加をお願いするものであります。

終りに本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 潟上市章



市名「潟上」の「上」をモチーフに抽象化したデザインである。赤い丸と上の緑の弧で人をイメージし、青と緑の弧は潟上の自然の象徴である八郎湖と肥沃な大地を描き、住む人との調和を表す。全体で潟上市の将来像「生き生き36000の夢づくり一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」への願いを表現している。

平成17年3月22日制定

## 潟上市民歌

### 「昇る陽よ」

作詞 大澤 艶子  
補作 潟上市民歌の歌詞選定委員会  
作曲 四反田素幸

一、 奥羽の山なみ 昇る陽よ

仰ぎみる朝 夢ひらく

風さわやかに 花は舞い

黄金の波に 幸のせて

ああ光満ち この潟上に

命育み 共に生きようよ

二、 日本海の 潮の香よ

四季を彩る 八郎湖

文化受けつぎ 学びあい

みんなみんな 輝いて

ああ栄えゆく この潟上に

希望かかげて 共に生きようよ

# 潟上市市民憲章

水清く  
緑の風光る大地  
先人の熱い魂と  
深い知恵を受け継ぎ  
心を開き共に築こう  
夢広がる  
わがふるさと潟上



## 潟上市の花 「バラ」

バラの美しさに魅せられ、栽培方法が難しいとされる寒冷地の悪条件を克服して「天皇賞」を受賞した一青年の情熱が花き栽培のきっかけとなり、今では東北屈指の花の産地となった昭和地区。地場産業の振興は、若者に夢と希望を与え、心豊かで潤いのある潟上市を創りあげていく。

バラは人々の心の拠りどころとなる花であり、愛、美、調和などを意味することなどから、最もふさわしい市の花として「バラ」が選定された。



## 潟上市の木 「クロマツ」

マツは、常緑樹で古くから祭り木の略ともいわれ、門松など祝い事に用いられている。市内に数多く生育し、名木も多く、庭木など市民に親しまれている。特に日本海の潮風から農作物や田畑を守る「夕日の松原」は先人の遺産として後世に残すべきものである。

クロマツは、大地にどっしりと根を張り、雄々しく、逞しく、自然環境を大切に守ることなどから、伸びゆく潟上市を象徴するに最もふさわしい市の木として「クロマツ」が選定された。



## 潟上市の鳥 「シラサギ」

鷺は、寛文4年に建立された神明社のお祭りの折りに、佐竹義隆公に召された福蔵坊が、神をなぐさめるため、神楽遊びとして先祖伝来の鷺舞いを舞って殿様を楽しませたとされる飯田川地区の鷺舞いに結びつき、古くから伝えられる伝統や文化を守る人々の心が鷺を介して息づいている。

市内八郎湖沿いの田んぼや川の浅瀬に見られるコサギやダイサギの愛らしい姿から、これら白い鳥の総称である「シラサギ」が最もふさわしい市の鳥として選定された。

# contents 《目次》

## 第1編 序論

### 第1章 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨 ..... 1
- 第2節 計画の構成と目標年次 ..... 2

### 第2章 地域の現況

- 第1節 地勢 ..... 3
- 第2節 沿革 ..... 4
- 第3節 市名の由来 ..... 4
- 第4節 人口・世帯 ..... 5
- 第5節 産業構造 ..... 7

### 第3章 まちづくりの課題

- 第1節 社会経済環境の動向 ..... 8
- 第2節 潟上市の主要な課題 ..... 10

## 第2編 基本構想

### 第1章 まちづくりの基本方針

- 第1節 まちづくりの基本理念 ..... 14
- 第2節 潟上市の将来像 ..... 15
- 第3節 まちづくりの基本目標 ..... 16
- 第4節 主要指標の見通し ..... 19
- 第5節 土地利用 ..... 23

### 第2章 施策の大綱

- 第1節 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり ..... 25
- 第2節 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり ..... 26
- 第3節 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり... 27
- 第4節 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり... 29
- 第5節 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり... 30
- 第6節 とともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり... 32

### 第3章 計画の推進に向けて

- 第1節 開かれた市政の推進 ..... 33
- 第2節 健全な自治体経営の推進 ..... 33
- 第3節 広域連携・広域行政の推進 ..... 33

## 第3編 前期基本計画

### 第1章 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

第1節 市民総参加による豊かな自然環境の保全	
1 環境意識の高揚 .....	38
2 環境保全対策の強化 .....	40
3 生活環境施設の整備 .....	41
第2節 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	
1 ごみ処理対策の推進 .....	42
2 地球に優しいエネルギー対策の強化 .....	44
第3節 災害に強く安全なまちづくりの推進	
1 消防・防災対策の強化 .....	46
2 防犯・交通安全対策の推進 .....	48

### 第2章 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

第1節 ゆとりある居住環境の創造	
1 快適な都市環境の整備 .....	52
2 みどりの空間の創出 .....	54
3 下水道の整備 .....	56
第2節 ふれあいを支える公共交通体系の整備	
1 道路網の整備 .....	58
2 公共交通の充実 .....	60
第3節 安全で安心な水道水源域の保全	
1 上水道の整備 .....	62

### 第3章 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

第1節 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現	
1 健康づくりの推進 .....	65
2 母子保健の充実 .....	67
第2節 とともに支え合うふれあいの福祉の推進	
1 地域福祉の推進 .....	69
2 障害者福祉の充実 .....	71
3 児童福祉の充実 .....	74
4 社会保障制度の充実 .....	75
第3節 福祉のこころで高齢者に優しいまちづくりの推進	
1 高齢者福祉の充実 .....	79

## 《目次》

### 第4章 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

#### 第1節 活力と魅力あふれる農林水産業の振興

- 1 農業の振興 ..... 83
- 2 林業の振興 ..... 87
- 3 水産業の振興 ..... 89

#### 第2節 ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興

- 1 商工業の振興 ..... 91
- 2 観光の振興 ..... 95

### 第5章 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

#### 第1節 一人ひとりの生きがいづくりを培う生涯学習の推進

- 1 生涯学習の推進 ..... 98
- 2 青少年の健全育成 ..... 100

#### 第2節 創造性と人間性を育む教育の推進

- 1 子育て支援・幼児教育の推進 ..... 102
- 2 学校教育の充実 ..... 105

#### 第3節 さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

- 1 スポーツ・レクリエーションの振興 ..... 108
- 2 芸術文化活動の振興 ..... 110

### 第6章 とともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

#### 第1節 まちを支える地域コミュニティ活動の推進

- 1 地域自治の振興 ..... 115
- 2 市民と協働のまちづくりの推進 ..... 117
- 3 地域情報化の推進 ..... 119

#### 第2節 一人ひとりを大切に市民交流の推進

- 1 国際交流の推進 ..... 121
- 2 男女共同参画社会の実現 ..... 123

### 第7章 計画の推進に向けて

#### 第1節 計画を実現するために

- 1 開かれた市政の推進 ..... 127
- 2 健全な自治体経営の推進 ..... 129
- 3 広域連携・広域行政の推進 ..... 132

## 参考資料

- 計画策定経過 ..... 133
- 総合発展計画検討委員会設置要綱 ..... 134
- 総合発展計画検討委員会委員名簿 ..... 136

# 序論

第1編

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

本市は、平成17年3月22日、天王町、昭和町、飯田川町が合併し、「潟上市」として新たな歩みを踏み出しました。

右肩上がりの高度成長時代は、人・モノ等をすべて外部や他の場所から吸い寄せることにより成長を目指すことができました。しかし、人口や経済が拡大しない中であっては、一方の集積・拡大は他方の離散・縮小に直結することから、地方分権の推進や国の構造改革特区等と相まって、特色あるまちづくりが求められる「地域間競争」の時代となりました。この「地域間競争」を見据えた個性あるまちづくりを進めるためには、これまでの大型公共施設等の「ハード」から、市民の潜在能力をまちづくりに活かしていく「ソフト」へと移行し、地域の魅力を引き出すことが重要であるとともに、既存の資源や環境、本市ならではの独自の価値観を大事に守り、育てていく必要があります。

また、社会経済状況が依然として不透明な状況の中、少子高齢化の急速な進展に伴う社会的課題、地球的規模での環境問題、高度情報通信社会への対応など、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、中長期的な視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていく必要があります。

このような状況で、市民の英知を結集し、本市の持つ個性や資源にさらに磨きをかけながら、夢と希望に満ちた、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくため、新市建設計画との整合性を図りつつ、潟上市として初めての総合発展計画を策定するものです。



## 第2節 計画の構成と目標年次

総合発展計画は、まちづくりの基本的方向を示す「基本構想」、これに沿ってより具体的な施策の内容を明らかにする「基本計画」及び、毎年度の実施事業等を掲げる「実施計画」により構成されます。

### 基本構想

本市の目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。

基本構想の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とします。

### 基本計画

基本構想に描かれたまちづくりを推進するための具体的な道筋を描くものであり、本市における行政計画の最上位計画となります。

基本計画の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間とします。

### 実施計画

基本計画に掲げられている事業・施策を実施していくための年度計画となります。

実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

## 第2章 地域の現況

### 第1節 地 勢

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置しており、東は南秋田郡井川町、南は秋田市、西は男鹿市、北は八郎湖を挟んで同郡大潟村と接しています。

東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥沃な穀倉地帯となっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、松林は秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されています。

高速交通体系については、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等が整備されるとともに、秋田空港から車で30分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセスが容易となっています。また、県都秋田市に隣接した都市的な特性や田園と湖に代表される豊かな自然環境を併せ持った恵まれた地勢を活かし、個性豊かな魅力あるまちづくりへの夢がふくらむ地域です。



## 第2節 沿革

歴史上にこの地が登場するのは古代であり、最北の拠点として秋田城が設けられ、律令体制下で秋田郡方上郷を形成していました。その後、ひとつひとつの集落が形成されていったものの、村としての名前は中世末期の太閤検地によってようやく明確に登場しました。

明治に入って秋田県、南秋田郡ができた後、明治22年には、旧来の村を合併した地方自治体として市町村制の施行（明治の大合併）により、天王村、大久保村、豊川村、飯田川村が誕生しました。その後、天王村（昭和26年に町制施行）は他町村との合併の動きはありませんでした。昭和町は、昭和17年に大久保町、飯田川町（昭和10年に町制施行）、豊川村の合併により誕生しましたが、昭和25年に昭和町（旧大久保地区）、飯田川町、豊川村に分町・分村し、その後、昭和30年に金足村の一部、昭和31年に豊川村と合併し合併前の形になりました。飯田川町は、昭和25年に昭和町から分町してからは、他町村との合併の動きはありませんでした。

平成に入り、市町村合併特例法の改正を機に合併機運が高まり、ごみ処理の一部事務組合を構成していた天王町、昭和町、飯田川町が約1年半の合併協議を経て、平成17年3月22日に潟上市が誕生しました。

## 第3節 市名の由来

市名「潟上」は、「日本三代実録」の記録に由来します。この史書の元慶2年（878年）7月10日みづのとう癸卯の条に、秋田城下の一村として「方上」が録されています。また「和名類聚抄（倭名類聚抄）」にも「秋田郡」を構成する一地域として「方上」が記載されています。

「方上」の「方」は「潟」を意味し、八郎潟に面し、しかも上かみに位置する天王町・昭和町・飯田川町の3町を含む一帯と比定されます。こうした歴史を踏まえ、「上かみ」にさらなる発展・向上の願いをこめ、「潟上」とし新市の名称としました。



### 用語解説

**日本三代実録**：日本書紀を始めとする勅撰史書六国史の最後の書。五十巻からなり、延喜元年（901年、平安時代前期）に撰上された。

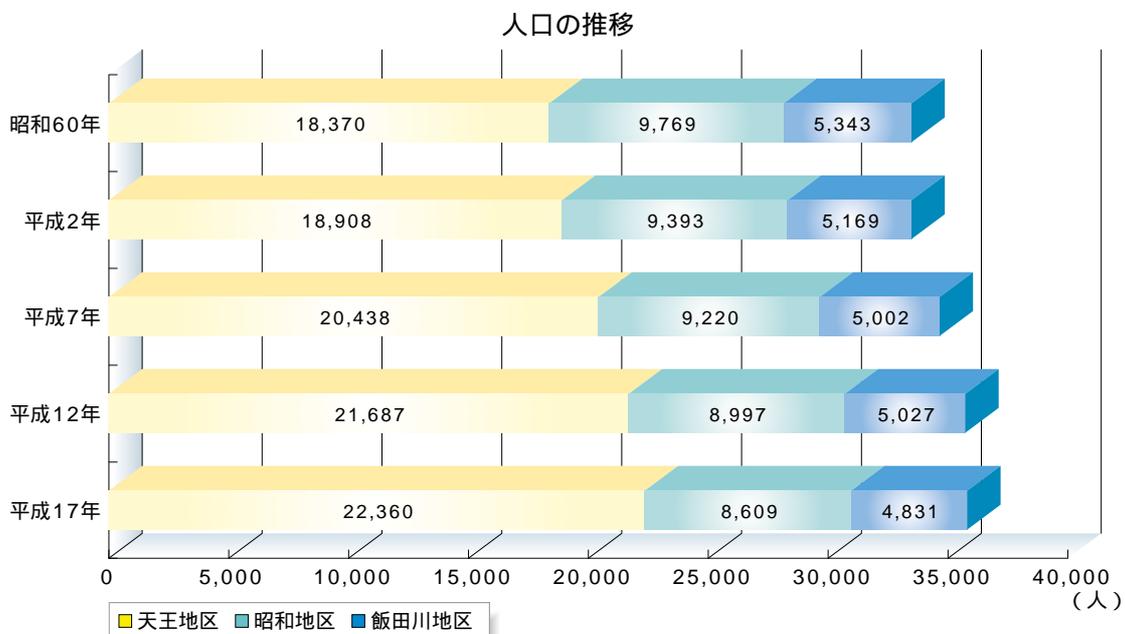
**和名類聚抄（倭名類聚抄）**：我が国最初のカテゴリー別漢和辞書。源順編。承平4年（934年、平安時代中期）頃成立。

## 第4節 人口・世帯

### 1 人口

国勢調査では、平成7年から平成12年にかけて全国の人口は増加しているものの、秋田県の人口は減少しています。また、秋田県では少子高齢化が全国を上回るペースで進み、平成12年の年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳以上）の構成比はそれぞれ13.7%・62.8%・23.5%となっています。

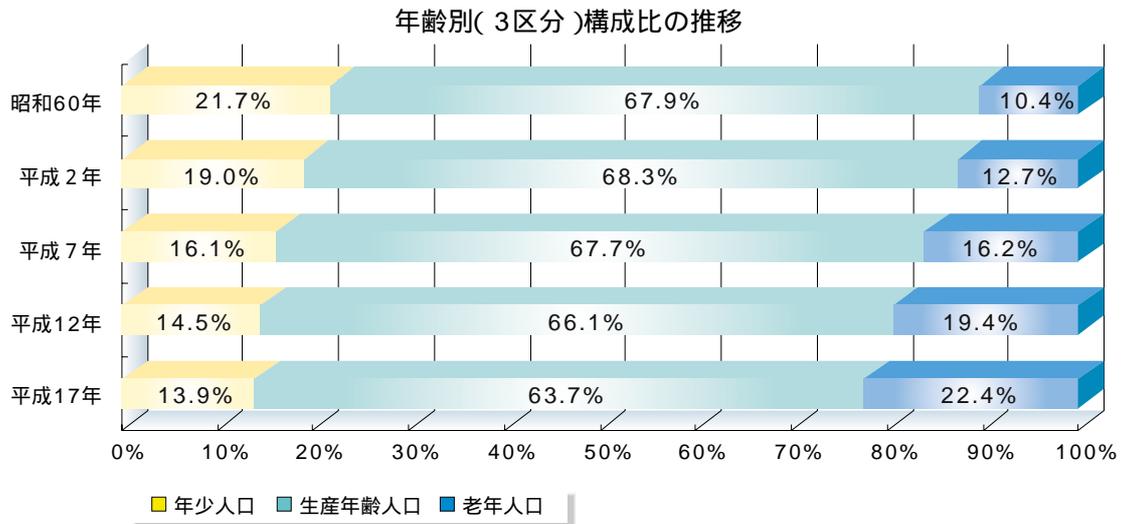
合併前の旧3町における平成12年の人口の合計は35,711人となっており、昭和60年から平成2年にかけて若干減少したものの、その後は増加しています。また、年齢別人口の構成比をみると、昭和60年以降、年少人口と生産年齢人口は低下する一方、老年人口は上昇しており、本市においても少子高齢化が着実に進んでいます。



#### 人口構成比の推移

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	割合								
天王地区	18,370	54.7%	18,908	56.5%	20,438	60.0%	21,687	60.7%	22,360	62.5%
昭和地区	9,769	29.2%	9,393	28.1%	9,220	26.6%	8,997	25.2%	8,609	24.0%
飯田川地区	5,343	15.9%	5,169	15.4%	5,002	14.4%	5,027	14.1%	4,831	13.5%
合計	33,482		33,470		34,660		35,711		35,800	

資料：国勢調査、平成17年は速報値



人口・年齢別(3区分)構成比の推移

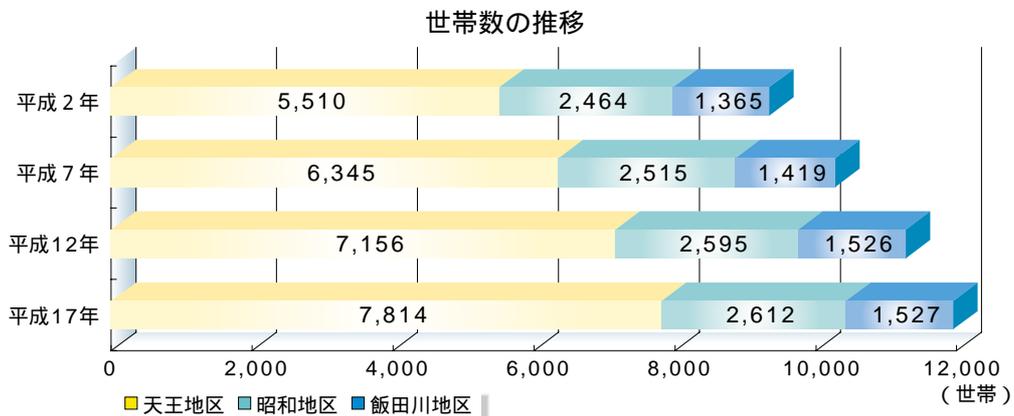
	潟上市				秋田県			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	33,470	34,660	35,711	35,657	1,227,478	1,213,667	1,189,279	1,149,602
年少人口	19.0%	16.1%	14.5%	13.9%	17.9%	15.6%	13.7%	12.4%
生産年齢人口	68.3%	67.7%	66.1%	63.7%	66.5%	64.8%	62.8%	60.8%
老年人口	12.7%	16.2%	19.4%	22.4%	15.6%	19.6%	23.5%	26.7%

資料：国勢調査、平成17年は県年齢別人口流動調査

## 2 世帯

ライフスタイルの多様化や都市化に伴って全国的に核家族化が進行しており、国勢調査によると、平成7年から平成12年にかけて1世帯あたりの人口は全国・秋田県ともに減少しており、秋田県では平成12年の1世帯あたりの人口は3.06人となっています。

平成12年の本市の総世帯数は11,277世帯となっており、平成2年以降増加していますが、人口の増加ペースを上回るため、1世帯あたりの人口は減少し、平成17年には3.00人となっています。本市においても核家族化が進んでいます。



## 総世帯数・1世帯あたりの人口の推移

	潟上市				秋田県			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯数	9,339	10,279	11,277	11,953	358,208	374,679	389,049	393,039
1世帯あたりの人口	3.58	3.37	3.17	3.00	3.43	3.24	3.06	2.91

資料：国勢調査、平成17年は速報値

## 第5節 産業構造

本市の純生産額は平成10年に減少したものの、平成7年から平成12年にかけての増加率（7.7%）は県全体の増加率（2.6%）を上回り、平成12年には58,772百万円となっています。

産業別の純生産額をみると、第1次産業は平成7年から平成12年にかけて31.4%減少している一方、第2次産業・第3次産業はそれぞれ8.4%・11.3%増加しています。また、純生産額の構成比をみると、県全体より第2次産業が高く、第3次産業が低くなっています。

## 純生産額の推移

単位：百万円

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成7年から平成12年の増減率
潟上市	第1次産業 (構成比)	3,074 5.6%	3,097 5.5%	2,788 4.9%	2,379 4.4%	2,303 4.1%	2,110 3.6%	-31.4%
	第2次産業 (構成比)	21,708 39.8%	23,575 41.7%	22,398 39.3%	20,671 38.0%	21,518 38.0%	23,527 40.0%	8.4%
	第3次産業 (構成比)	29,768 54.6%	29,814 52.8%	31,848 55.8%	31,328 57.6%	32,826 57.9%	33,135 56.4%	11.3%
	合計	54,550	56,486	57,035	54,377	56,647	58,772	7.7%
秋田県	第1次産業 (構成比)	143,307 4.8%	144,765 4.7%	126,899 4.2%	109,645 3.7%	104,789 3.5%	98,887 3.2%	-31.0%
	第2次産業 (構成比)	874,426 29.5%	911,844 29.4%	850,271 27.9%	827,736 27.6%	828,235 27.4%	803,480 26.4%	-8.1%
	第3次産業 (構成比)	1,949,896 65.7%	2,040,385 65.9%	2,065,705 67.9%	2,059,817 68.7%	2,091,015 69.1%	2,141,212 70.4%	9.8%
	合計	2,967,630	3,096,994	3,042,875	2,997,198	3,024,039	3,043,579	2.6%

資料：秋田県の市町村民所得（平成12年度／秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。

## 第1節 社会経済環境の動向

### 1 循環型社会への転換

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題が大きくクローズアップされ、これらを受け、平成9年の地球温暖化防止京都会議により、二酸化炭素等の総排出量の削減目標が国ごとに定められるなど、自然環境を守るという市民意識が高まりを見せています。

このような中、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、ごみの減量化・省資源化を促進するため、ごみの分別収集の強化や環境への負荷の少ないエネルギーへの転換など、循環型社会を形成していくことがますます重要となっています。

### 2 少子高齢化の進展

わが国の平均寿命は、食生活の改善や医療技術の進歩などにより伸び続けていますが、一方で、晩婚化や女性の社会進出、社会経済の先行き不安などにより、出生率は急激に低下し、平成16年の合計特殊出生率は、1.29となっており、今後もこのような傾向が続くものと見込まれています。これらの要因により、わが国の総人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成18年をピークに減少に向い、世界でも例をみないスピードで高齢化が進行することが想定されています。

こうした少子高齢化の進展は、年金や医療などの社会保障だけでなく、高齢者の介護や健康づくり、子育て支援、生活環境などさまざまな分野において大きな影響を与えることになり、すべての人が安心して暮らせる福祉や生活環境の充実が求められています。

### 3 ライフスタイルの変化

近年、市民の価値観は「生活の利便性」から「自然環境の保護・自然とのふれあい」へ、また「高所得」から「余暇時間」を求めるなど、「心の豊かさ」を重視する方向へ変化してきています。また、時間的なゆとりは、文化・スポーツなどの余暇活動や地域コミュニティ活動への参加意欲の高まりへと移行してきています。

このような生活様式や価値観の変化に対応するため、生涯学習やボランティア活動を充実させるとともに、市民ニーズに即した行政サービスの提供が求められています。

#### 用語解説

合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数

## 4 地方分権の推進

平成12年に「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務の廃止や権限委譲の推進など、国と地方自治体は「対等」という新しい関係に立つことになり、これまでの国主導の画一的な行政システムから地域が主体となった個性的なまちづくりへの転換が図られています。

このような中、本市は多様化する市民ニーズに適切に対応しつつ、地域の実情にあった事業や施策を自ら決定し実施していくことが求められています。

このため、個人の自立・自助を基本としつつ、市民・行政が役割分担して課題に取り組みながら、地域活力を維持・推進していくシステムを構築する必要があります。

## 5 産業構造の転換

IT（情報技術）の進展や消費者ニーズの多様化を背景に、情報サービスなどの新たな産業分野が拡大し、モノを生産する産業よりもサービスを供給する産業の割合が高まっています。また、経済がグローバル化する中で、国内の製造業は生産拠点を海外に移転させるなど空洞化が進んできましたが、今後は自動車やデジタル家電など高度な「モノ」づくり技術を活かした産業集積が形成されていくことが予想され、中小企業においても世界を市場としたビジネスチャンスが広がっていくものと見込まれます。

このような高度情報化が進展する中で、不適切な情報管理による個人情報流出やプライバシーの侵害などの対応が求められるとともに、これらに情報化社会に対応できる人材の育成など教育環境の充実が必要となっています。

## 6 危機管理の推進

近年、世界的な規模で地震や津波など多くの自然災害が発生しています。国内においても平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成16年に発生した新潟県中越地震などの震災をはじめ、風水害や土砂災害などの自然災害が多発する一方、少年犯罪や巧妙な詐欺事件などの犯罪や、牛海綿状脳症（BSE）・鳥インフルエンザなどの食品に関する問題など、さまざまな場面において、安全で安心して暮らしたいという市民意識が高まりを見せています。

このようなことから、自然災害やテロ犯罪等から市民を守るため、危機管理体制の充実強化を図っていくとともに、市民と行政が連携した防災対策をはじめ、防犯や治安の維持に努めながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

### 用語解説

グローバル化：人、モノ、情報等が国境を越えて活発化し、世界の相互依存関係が一層深まっていくこと。

## 第2節 潟上市の主要な課題

### 1 市民の融和と地域の均衡ある発展

合併前の旧3町で整備した道路・水道などの社会資本をはじめ、公民館・地域集会施設などの公共施設の整備状況や利用状況には違いがあります。また、公共料金や地域コミュニティへの取り組みなどにも差異がある現状にあります。

市民の融和と地域の均衡ある発展のため、交流の機会を拡充し、潟上市としての一体性を高めるとともに、市民の「心の合併」を推進することが必要です。

### 2 魅力的な都市環境の整備

まちの活力は、そこに住む市民が「自信と誇り」をもって生き生きと暮らすことのできる環境を基盤として形成されるものです。市民の多種多様なライフスタイルに対応しつつ、ゆとりと潤いを感じられ、快適な魅力ある都市環境を整備していくことが求められています。

このため、潟上市のもつ自然と文化を大切にしつつ、生活環境と自然環境が調和した快適な都市空間を形成するため、土地利用の見直しなど都市計画の基本的な指針を示し、市民が心豊かに過ごせる都市環境を形成していくことが重要となっています。

また、地域の一体化の推進と既存市街地の有機的な連携を図るため、幹線道路の計画的な整備や公共交通の充実などにより、市内や周辺市町村との交通のネットワーク化を推進することが必要となっています。

### 3 少子高齢化への対応

人口増加が見込まれる本市であっても、少子高齢化は着実に進展しています。これらに対応し、地域社会の活力を維持するためには、高齢者の有する豊富な経験や能力が積極的に活かされていく社会システムを構築することが求められています。

また、女性の社会参加が一層見込まれる中で、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが急務となっています。一方、核家族化の進行により高齢者の単独世帯の増加も予想され、介護サービスの供給体制の整備など、柔軟な行政サービスのあり方についても、検討する必要があります。

## 4 地域産業の充実

本市の基幹産業として位置づけている農業は、後継者不足や農産物の輸入の増加などにより引き続き厳しい状況にあります。農業の振興は地域産業の充実と、さらには農村地域の活性化につながることから、農地の集積や認定農業者等への支援を図り、集落営農の組織化・法人化への誘導を促進させるとともに、地産地消等をより一層、推進することが必要となっています。

一方、第3次産業の就業人口は、今後も増加することが見込まれることから、さらに定住促進を推進するために、県都秋田市に隣接する地の利や高速交通体系の利便性を活かし、昭和工業団地等への企業誘致を積極的に進めることが急務となっています。

## 5 環境保全の推進

近年、市民の環境に対する関心がますます高まりを見せています。本市は、緑豊かな自然環境に恵まれた地域ですが、この環境を保持していくために、市民一人ひとりができるだけごみを出さないような努力と工夫を行うとともに、本市単独で運営している廃棄物処理施設の更新やリサイクルを推進するための施設整備など、循環型社会を構築していく必要があります。

## 6 市民の安全確保

平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震など、多発する自然災害への対応が改めて見直されています。本市においても、昭和58年に発生した日本海中部地震を教訓に防災訓練を実施するなど、市民の生命・財産を守るため大規模災害を想定した計画的対策が必要となっています。

このため、各種の災害に迅速かつ的確に対応するよう、市民と行政が一体となった総合的な防災体制を確立する必要があります。

また、市民の安全に対する意識の高揚を図りながら、事故や犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

### 用語解説

**認定農業者**：農業者を支援する制度として、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）が、農業経営基盤強化促進法の中に位置づけられています。この制度は、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、経営指標などを示した基本構想に照らして市町村長が認定し、その計画の達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

**集落営農**：農業集落を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。

## 7 人づくりと多彩な人材の育成

「まちづくりは人づくり」です。自由な発想で新しいものを生み出すことのできる環境づくりに取り組むとともに、次代を担う子どもたちがのびのびと育ち、優れた能力を培うことのできる環境づくりは、引き続き重要な課題となっています。優秀な人材の育成は、将来的には地域に還元されるものであり、「人づくり」を基本とした子どもの個性を大事にした質の高い教育を推進することが重要となっています。

また、多様な教育ニーズに対応した教育施設の整備充実を図るとともに、少子化に伴う空き教室の増加が予想される中、学校施設の多面的な利活用など、地域に開かれた学校づくりが必要となっています。



# 基本構想

第2編



# 活き生き かたがみ の夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

## 基本目標

水と緑に囲まれた  
快適環境のまちづくり

人に優しい安らぎのある  
住環境のまちづくり

健やかで安心して暮らせる  
健康と福祉のまちづくり

活力と創意工夫で豊かに  
暮らせる産業のまちづくり

生涯学び創造性を育む  
教育と文化のまちづくり

ともに支え温かにふれあえる  
交流と連携のまちづくり

## 政策

- 市民総参加による豊かな自然環境の保全
- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- 災害に強く安全なまちづくりの推進

- ゆとりある居住環境の創造
- ふれあいを支える公共交通体系の整備
- 安全で安心な水道水源域の保全

- 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現
- とともに支え合うふれあいの福祉の推進
- 福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進

- 活力と魅力あふれる農林水産業の振興
- ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興

- 一人ひとりの生きがいを培う生涯学習の推進
- 創造性と人間性を育む教育の推進
- さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

- まちを支える地域コミュニティ活動の推進
- 一人ひとりを大切に市民交流の推進

計画の推進に向けて

- 開かれた市政の推進
- 健全な自治体経営の推進
- 広域連携・広域行政の推進

# 第1章 まちづくりの基本方針

## 第1節 まちづくりの基本理念

### 市民による市民のためのまちづくり

市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために、「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念として掲げます。



第2編

基本  
構想

## 第2節 潟上市の将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が理想とする将来像を次のとおり設定します。



# 活き生き かたがみの夢づくり

## 一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市

第2編

基本  
構想

平成の大合併で誕生した潟上市は、面積が約98平方キロメートルと合併市町村としてはコンパクトで、少子高齢化、過疎化が急速に進展する県内において、唯一人口が増加する地域であり、若年層を中心とした将来の発展に可能性を秘めた地域です。

また、日本海に面した天王砂丘群の松林や出羽丘陵の緑豊かな山なみ、八郎湖に向かって広がる広大な田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、県都秋田市に隣接している良好な生活環境を併せ持つ地域でもあります。

このような中において、良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力と喜びを実感し、明日への夢と希望のもてる個性豊かなまちづくりを進めることが大切です。

このため、市内各地域の個性や市民一人ひとりの生き方を尊重しつつ、市民及び団体等と行政が協働・連携を深めながら、恵まれた自然環境の保全と魅力的な都市環境の創造に努めます。さらに、このまちに住んで「安らぎ」の感じられる空間を創出し、市民一人ひとりが輝きながら、成長・発展する地域を目指します。

### 第3節 まちづくりの基本目標

将来像を実現していくために、まちづくりの基本目標として次の6項目を設定します。

#### 基本目標 1

#### 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

本市のシンボルとも言える田園風景を中心とした多彩で豊かな自然環境を、いつまでもその価値を失わないように大切に守り育てていくとともに、災害に強く、犯罪のない安全なまちづくりを進め、市民が快適に暮らせることのできる「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」を推進します。



#### 基本目標 2

#### 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

さまざまな市民活動が機能的に行われるよう、長期的な視点に立った土地利用を進め、地域の実情を踏まえた市街地形成や集落形成を図り、質の高い都市環境の整備を進めます。

さらに、利便性や活力を高める交通基盤の充実やネットワーク化を図っていくと同時に、上下水道などの市民が快適で良好な生活基盤を確立するよう、安全・安心な生活環境の整備に努め、市民がゆとりを感じることのできる「人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり」を推進します。



基本目標 3

## 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが安心して生活がおくれるよう、ともに支え合い合うことのできる「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」を推進します。



基本目標 4

## 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

地域経済の活力を高め、市民の豊かな生活を支えていくためには、生きがいを持って働くことのできる力強い産業の振興を図ることが重要です。

このため、既存産業が抱える課題の解決に取り組みながら活性化を図るとともに、各自の創意工夫から新しい時代に対応できる産業を育成し、豊かさとゆとりが実感できる「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」を推進します。



## 基本目標 5

## 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

すべての市民が心豊かに暮らせるよう、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行える環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かしながら創造力が培われる環境を構築し、創造性と人間性に富んだ人材を育成するとともに、地域の風土や文化の保護・継承・創造に努め、すべての市民が参加できる「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」を推進します。



## 基本目標 6

## ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

市民の融和を図り「心の合併」を推進するため、各地域のコミュニティ活動を活発化させるとともに、自主的な地域づくり活動や地域間交流を促進します。

また、市民一人ひとりがお互いを支えあいながら、大切なパートナーとしてそれぞれを尊重し、さまざまな交流を深めることのできる「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」を推進します。



## 第4節 主要指標の見通し

### 1 人口・世帯

#### (1) 人口

本市の将来人口を推計すると、増加のペースは鈍るものの、平成27年には38,000人程度になると見込まれます。また年齢別人口の構成比をみると、平成27年には年少人口・生産年齢人口はそれぞれ12.4%・59.1%にまで低下する一方、老年人口は28.5%にまで上昇し、少子高齢化は一層進むことが見込まれます。

一方、平成7年から平成17年までの県人口流動調査の推移を見ると、10年間の平均では年128人と人口の伸びが鈍化傾向にあり、今後の人口の伸び率は少子高齢化に伴い、減少してくるものと想定されます。

本基本構想での人口推計は、国勢調査数値をもとにしているものでありますが、今後、産業振興や定住化の促進をはじめとするまちづくり全般にわたり各種施策を推進し、基本構想の目標年次である平成27年の人口を38,000人と設定します。



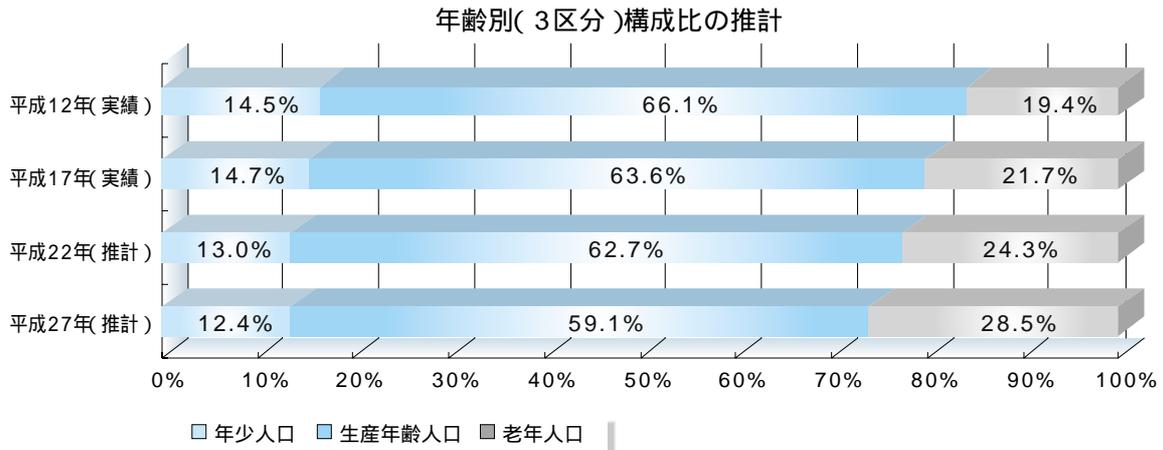
人口推計は、平成12年国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に係るデータを用いて、男女別5歳ごとの人口の変化を自然動態（出生と死亡の差）と社会動態（転入と転出の差）に分離して推計するコーホート要因法によりました。

平成12年は国勢調査、平成17年は国勢調査速報値。

#### 秋田県人口流動調査の人口の状況

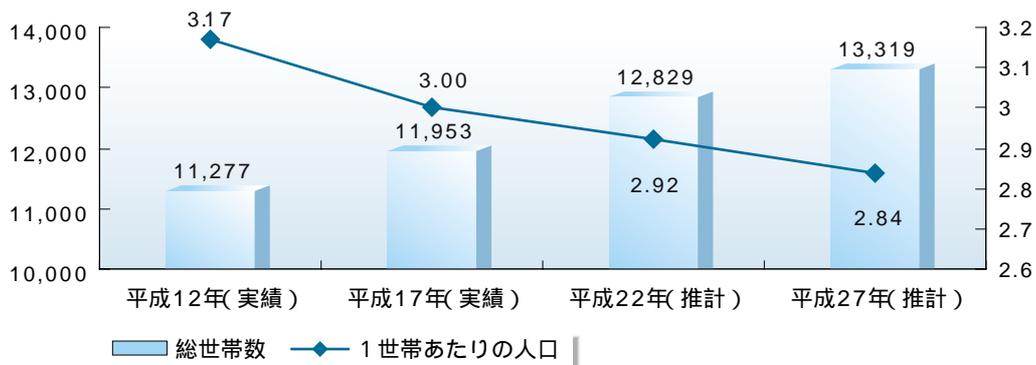
年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
人口	34,321	34,730	35,214	35,316	35,375	35,556
増減		+409	+484	+102	+59	+181
年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平均
人口	35,748	35,804	35,728	35,748	35,602	
増減	+192	+56	76	+20	146	+128

資料：秋田県（各年4月1日）、平成7年から16年は天王町・昭和町・飯田川町の合計



## (2) 世帯

将来の総世帯数と1世帯あたりの人口を推計すると、総世帯数は増加を続け平成27年には13,300世帯程度になりますが、人口の増加ペースを上回るため、1世帯あたりの人口は減少し、平成27年には2.84人になることが見込まれ、核家族化は今後も一層進むことが予想されます。



資料：平成12年は国勢調査、平成17年は国勢調査速報値。それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

## 2 産業

### (1) 就業人口

前述の人口を前提とし、昭和60年から平成12年までの就業率と産業別就業者構成比の推移に基づいて将来の就業人口を推計すると、就業人口は平成17年に約17,830人に増加した後、減少に転じ、平成27年には約17,370人になるものと見込まれます。また、第1次産業・第2次産業の就業者の構成比は低下する一方、第3次産業の就業者の構成比は上昇し、平成27年にはそれぞれ4.0%・35.4%・60.6%と見込まれ、第1次産業・第2次産業から第3次産業への就業者のシフトが進み、就業構造のソフト化・サービス化が一層進むことが予想されます。

就業人口の推計

		実 績		推 計		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	就業者数	1,685	1,355	1,128	890	686
	構成比	9.8%	7.7%	6.3%	5.0%	4.0%
第2次産業	就業者数	6,523	6,568	6,544	6,370	6,156
	構成比	38.0%	37.3%	36.7%	36.1%	35.4%
第3次産業	就業者数	8,968	9,670	10,160	10,400	10,528
	構成比	52.2%	55.0%	57.0%	58.9%	60.6%
就業人口計		17,176	17,593	17,832	17,660	17,370

資料：平成12年は国勢調査、それ以外は国勢調査のデータに基づく推計値

(2) 産業別純生産額

各産業の将来の純生産額を推計すると、本市の純生産額は平成12年の58,772百万円から平成17年には61,831百万円まで約5%増加した後、平成27年には59,883百万円と、平成17年をピークに増加から減少に転ずるもの見込まれます。

産業別にみると、第1次産業は平成12年の2,110百万円から平成27年には1,682百万円に、第2次産業は平成12年の23,527百万円から平成27年には19,274百万円に減少すると見込まれます。一方、第3次産業の純生産額は平成12年の33,135百万円から平成27年には38,927百万円まで増加すると見込まれます。

また、1就業者あたりの純生産額は、第1次産業が平成12年の1.56百万円から平成27年には2.45百万円に大幅に増加し、全体では平成12年の3.34百万円から平成27年には3.45百万円に微増すると見込まれます。

純生産額の推計

(単位：百万円)

		実 績		推 計		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	純生産額	3,074	2,110	2,150	1,895	1,682
	1就業者あたり	1.82	1.56	1.91	2.13	2.45
第2次産業	純生産額	21,708	23,527	22,952	21,328	19,274
	1就業者あたり	3.33	3.58	3.51	3.35	3.13
第3次産業	純生産額	29,768	33,135	36,729	38,173	38,927
	1就業者あたり	3.32	3.43	3.62	3.67	3.70
合 計	純生産額	54,550	58,772	61,831	61,396	59,883
	1就業者あたり	3.18	3.34	3.47	3.48	3.45

資料：実績は秋田県の市町村所得（平成12年度 / 秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。推計については秋田県のデータに基づき算出。

(3) 住民一人あたり所得

バブル経済以降の平成2年から平成12年までの住民1人あたりの所得の推移に基づき、将来の住民1人あたりの所得を推計すると、平成12年の2,194千円から平成27年には2,363千円まで増加し、15年間で約7.7%（1年あたり0.51%）増えると見込まれます。

住民1人あたりの所得に将来人口を乗じた総住民所得は平成12年の78,335百万円から平成27年には89,499百万円まで増加し、15年間で14.3%（1年あたり0.95%）増えると見込まれます。



資料：実績は秋田県の市町村住民所得（平成12年度 / 秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。推計については秋田県のデータに基づき算出。



## 第5節 土地利用

### 1 土地利用の現状

本市の面積は97.96平方kmと、県内25市町村中、23位にあたり、合併市としてはコンパクトであることから、コミュニティとしてまとまりやすいという比較的恵まれた条件にあります。用途別の内訳としては、市域の約36%が田畑等の耕地で占められ、最も高い構成比となる一方で、山林が1/3を占めることから、緑豊かな田園都市というのが本市の特徴となっています。

#### 土地利用の状況

	総面積 (km <sup>2</sup> )	耕地面積 (km <sup>2</sup> )	宅地面積 (km <sup>2</sup> )	山林面積 (km <sup>2</sup> )
天王地区	41.51	17.20	3.79	7.89
昭和地区	40.65	10.70	1.81	20.36
飯田川地区	15.80	7.09	1.07	3.78
合計	97.96	34.99	6.67	32.03
構成比 (%)	-	35.72	6.81	32.70

資料：平成16年度版秋田県市町村要覧

本市は県都秋田市に隣接し、秋田都市圏において居住環境の好適地となっているために、秋田市とともに秋田都市計画区域に指定され、適正な土地利用が進むよう配慮されています。しかし、人口流入の増加に伴う都市基盤の整備・充実が必要になっているほか、農用地から住宅地等への転用増という課題に直面しており、都市計画区域を含めた総合的な土地利用計画の見直しが必要となってきています。

### 2 土地利用の方向

緑豊かな自然環境の保全と活用を図り、有形・無形の歴史的・文化的遺産など地域資源を活かした個性的な土地利用を推進します。併せて、公共公益施設がその役割や効果を十分に発揮でき、地域の均衡ある発展が図れるよう、長期展望に基づいた計画的・総合的な土地利用対策を推進します。

また、適正な土地利用の推進にあたっては、各種土地利用関係法（国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等）及び諸制度に基づく計画的な調整を図ることとします。

### 3 エリア別整備の方針

土地利用の視点から本市の将来像の実現を図るため、市民の営みや企業の活動を視野に入れ広域的な動向も踏まえ、次の4つの利用区分に分類し、それぞれの区分における土地利用の方向性を定めます。

#### (1) 市街地エリア

駅周辺や公共施設と住宅地が集積した市街地エリアについては、道路や広場・公園等の整備による良好な市街地、新たな住宅地の形成、及び居住環境の改善を進め、無秩序な市街地の拡散を防ぐと同時に、ベッドタウンの性格を持つ地域に位置づけていきます。

#### (2) 集落・田園エリア

集落については、生活道路や上水道の整備、下水処理等の都市基盤整備を通じて、良好な集落環境の形成を進めます。

田園エリアについては、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、ほ場整備等の経営基盤の強化を進めながら、農地の保全に努めるとともに、農業体験施設や観光農園等の整備を図り、観光産業の育成や地域間交流の拡大を進めます。

#### (3) 工業エリア

本市の工業エリアは、市街地エリア内に事業所が散在し集積度が低いことから、工業系の用途地域に事業所の誘導を進めます。また、誘導・集積の一環として、昭和工業団地への企業誘致を進めます。

#### (4) 森林・水辺エリア

森林・水辺エリアでは、持続可能な森林経営等を通じたその多面的機能の発揮やつくり育てる漁業、資源管理型漁業を推進します。また良好な自然環境の維持・保全に努めるとともに、豊かな自然を生かした観光・レクリエーション空間として、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する施設・公園等の整備を進めます。

## 第1節 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

### 1 市民総参加による豊かな自然環境の保全

本市の持つ豊かな自然環境の保全と活用を図っていくため、恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐことを宣言した「環境基本条例」に基づき、環境基本計画を策定し環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、生活環境や自然環境の保全を図りながら、将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保を目的として定めた「環境保全条例」を指針として環境保全に努めます。

自らの環境は自らが守ることを基本とし、市民や事業者の環境意識の向上と環境保全活動の実践を全市において展開するため、学校や地域における環境学習を実施するとともに、八郎湖に代表される自然環境や生活環境を守るための市民主体の環境保全活動を積極的に支援します。

### 2 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

地球温暖化対策を地球的規模の課題として捉え、環境への負荷を軽減し良好な環境を守っていくため、市民・事業者・行政等、地域が一体になって廃棄物の減量化に取り組みます。

また、再使用による廃棄物の排出抑制や再生利用に取り組むための再資源化・リサイクル活動等、資源循環型事業を推進します。

廃棄物の適切な収集・運搬・処理が行われるよう、収集体制の充実に努めるとともに、新たな廃棄物処理施設やリサイクルプラザ等の施設整備に取り組みます。

限りある資源を節減するため、省資源・省エネルギーの実践に取り組むとともに、風力発電やバイオマス事業等、新エネルギーの利用を推進します。

### 3 災害に強く安全なまちづくりの推進

災害に強く安心して住めるまちづくりを進めるため、地域防災計画を策定し、消防・防災設備の整備を図るとともに、国や県、近隣市町村と連携を密にし、危機管理体制の強化を図ります。

市民の安全を守るための交通安全、防犯対策については、安全性を向上させる施設整備の充実や交通安全教育の推進を図るほか、犯罪のない安心なまちづくりのために、防犯灯等を整備するとともに、防犯意識を高め、地域と行政が一体となって防犯対策を推進します。

#### 用語解説

リサイクルプラザ：分別収集で集められた資源ごみを再利用しやすいように種類ごとに選別・圧縮・保管等を行う処理施設  
バイオマス：バイオ（bio = 生物、生物資源）とマス（mass = 量）からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

## 第2節 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

### 1 ゆとりある居住環境の創造

田園と都市との調和の取れた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るため、都市計画の指針であるマスタープランを策定し、市内各地域の計画的・効率的な都市基盤の整備を進めます。

誰もが地域において快適に住めるよう、市営住宅の新設や建替え、バリアフリー化 や修繕等の整備と拡充を進めるとともに、計画的に地籍調査に取り組みます。

市民の憩いとレクリエーションや交流の場となる市内各所の公園の整備・改修を進めるとともに、市民・ボランティア・地域団体・事業者等と連携し、公園や緑地の維持管理の推進に取り組みます。

下水道については、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業を活用し、市内の各地域、地理・地形にあった污水处理施設の整備を進めるとともに、供用開始地区では水洗化率の向上を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

### 2 ふれあいを支える公共交通体系の整備

高速交通体系と幹線道路、生活道路が有機的に結びつき、市民が安全に市内を移動・交流できるよう、道路ネットワークの確立を進めるとともに、道路整備計画を策定し、新設改良や拡幅を計画的に推進します。

市民の重要な通勤・通学手段である鉄道の利便性の向上を図るため、関係機関への働きかけを強化するとともに、鉄道利用者が快適に利用できるよう、周辺環境の整備を進めます。

バス運行については、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための必要不可欠な手段であることから、バス路線の維持や利便性の向上を図ります。

### 3 安全で安心な水道水源域の保全

上水道については、未給水区域への延伸・拡張を図るため、新たな水源の確保や既存水源域の保全等、取水施設の整備を進めるとともに、既存の施設については設備の維持修繕や老朽管更新等、安全で安定的な飲料水の供給に努めます。

#### 用語解説

**バリアフリー**：もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきています。

## 第3節 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

### 1 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現

健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、一次予防としての生活習慣の改善等、市民一人ひとりが日常的に健康に気をつけることが最も基本的かつ重要なことから、健康づくり計画を策定し、各種施策を推進するとともに、各種健診や健康教室、健康相談等を通じて市民・地域・行政が一体となって健康づくりへの意識を高め、疾病の予防に努めます。

また、市民一人ひとりが一生を通じて健康で生き生きと自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉が連携を強化し、健康を総合的に管理できるような体制を整備・強化します。

妊娠・出産・育児の不安を軽減し、すべての子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、学習機会の提供に努めるとともに、妊産婦や乳幼児に対する各種健診や相談体制等の充実を図ります。

### 2 とともに支え合うふれあいの福祉の推進

高齢者や障害者等が生き生きと安心して自立した生活が送れるよう、「福祉事務所」を中心に必要なサービスの企画や提供、利用者等からの相談を充実させるとともに、社会福祉協議会・在宅介護支援センター等のさまざまなサービスを民間活力を利用しながらその安定的な運営に努めます。

社会福祉団体やボランティア活動、NPO 活動の支援等により、地域福祉を支える担い手を育成し、地域を基盤としてそれぞれが互いに連携することで、支援を必要とする人たちを地域の中で支え合う環境づくりを進めます。

家族による介護の負担を軽減し、さまざまな介護サービスが確実に提供されるように努めていくほか、サービスの質の向上を図るとともに、高齢者や障害者等が、生き生きと暮らせるように、社会参加の場や生きがい・就労の場の充実に努めます。

安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図るため、市民・地域・行政等が一体となった子育て支援を進めます。特に支援が必要な子どもや家庭に対してはきめ細かいサポートを行うとともに、家庭における経済負担の軽減を図るため、乳幼児医療費や児童手当等各種助成を実施します。

国民健康保険や介護保険といった、基礎的な社会保障制度に対する市民の認知・理解を深め、保険給付と保険料の公平性を欠かないように保険税・保険料の確実な納付を促進することで、相互扶助の仕組みとして充実・安定化させると同時に、関係機関と連携して円滑かつ安定した運営を図ります。

#### 用語解説

NPO：Non Profit Organization の略語。民間非営利団体のこと。継続的、自発的に社会活動を行う営利を目的としない市民活動団体。

生活保護については、最低限度の生活を保障する「最後のセーフティネット」としての役割を果たすため、適切な保護の決定・実施に努めます。

また、要保護者に対しては職業安定所等と連携し、きめ細かい就労支援を行います。

### 3 福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域で支え合う環境づくりを進めるとともに、就労の場の確保や健康づくり・生きがいつくりの支援に努めます。

また、高齢者の社会参加や交流の場となる「老人クラブ」を育成するとともに、その活動拠点である高齢者福祉施設の適正な維持管理に努めます。



#### 用語解説

**セーフティネット**：直訳するとサーカスの空中ブランコなどの下に張ってある網のことをいい、交通事故・火災・地震・病気・失業などの不幸や事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくことが必要となります。このことを一般的にセーフティネットといいます。

## 第4節 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

### 1 活力と魅力あふれる農林水産業の振興

基幹産業として位置づけている農業は、生産者及び農業団体等の連携のもとに、安定した農業経営による農業の自立を目指すため、認定農業者はもとより新規就農者や女性、起業家等の多様な担い手の育成確保に努めるとともに、集落営農の組織化・法人化への誘導による生産体制の効率化を推進します。また、ほ場整備事業等の推進による連たんの農地の集積を進め、地域水田農業ビジョンに沿った合理的で競争力のある産地づくりを推進します。さらに、米需要の変化を的確に捉えた、安全で高品質なブランド米の生産体制を確立するとともに、「大豆」を地域重点作物として位置づけ、農業機械や共同利用施設の効率的利用と整備拡充を進めながら、団地化による高品質大豆の生産を推進します。

花きについては、「ブルームッセあきた」と「県花き種苗センター」を核として「花のまち」としての各種取り組みを継続するとともに、果樹、野菜等の生産振興に努めます。また、地場産品の市場拡大に向けた取り組みとして、直販組織を育成するとともに、学校給食への年間を通じた継続的供給等による地産地消を推進します。

林業については、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展のため、適正な管理による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、公益的機能の高い松林などの保全を図るため、松くい虫の防除を関係機関と連携しながら進めます。

水産業については、担い手の育成と「つくり育てる漁業」を推進し、水産資源の安定確保を図るとともに、漁港施設の整備など環境整備を進めます。

### 2 ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興

商店街の活性化のため、大型店と共存を可能とする具体的な方向性を示した計画策定に向け検討を進めるとともに、各種振興策を推進し、商店街の魅力向上を図ります。

また、地場産品に代表される佃煮、酒等の特産品の開発研究や、地域で生産された農林水産物の高付加価値化を一層促進します。

既存企業については、融資斡旋や経営指導、企業間の情報交換の機会の拡充など経営基盤の強化を図ります。また、雇用の創出を図るため、奨励・優遇措置等の支援策を活用した昭和工業団地等への企業誘致を推進します。

豊かな地域資源や高速交通体系の充実という条件を最大限に活用し、観光施設のネットワーク化を図るとともに、新たな観光ルートの開発やイベント等の充実により、観光地としての魅力向上を図りながら集客力を高めるほか、宿泊施設の充実により滞在型観光を促進します。

## 第5節 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

### 1 一人ひとりの生きがいづくりを培う生涯学習の推進

生涯学習活動の指針となる生涯学習計画を策定し、市民の生涯にわたる学習を支援するための多様な取り組みを計画的に進めます。

市民一人ひとりが学びを通して心の豊かさを身に付け、生涯にわたって充実した潤いのある暮らしができるよう、個人のニーズや時代の変化に対応した、創造的で自主的・主体的な学習を展開します。

また、各種講座・教室を通じて自主的に学習するグループやサークル活動を支援し、これらサークル活動を通して生きがいづくりや交流の深まり、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、これらの学習の場となる生涯学習施設の整備・充実を図ります。

### 2 創造性と人間性を育む教育の推進

未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられる環境やすべての子どもたちが健やかに育つ地域をつくっていくため、子育て支援の基本となる、次世代育成支援行動計画に基づく多角的な取り組みを進めるとともに、取り組みの拠点となる地域子育て支援センターを設置します。

また、就学前の子どもたちが遊びを中心とした総合的な指導を通して、思いやりをもち、社会性を身に付け、個性を発揮しながら、主体的に行動できるよう、幼児教育を充実させます。

特色ある学校づくりと創造的な教育課程を通して、幅広い視野に立って柔軟に考え、郷土を愛し、思いやりの心をもって、自ら行動できる子どもたちを育むよう、学校教育を充実させます。

また、県総合教育センターとの連携強化による基礎学力の向上や環境・福祉等に関する教育の推進、IT化・国際化に対応できる人材育成に努めるほか、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。さらに、教育相談体制を充実させるほか、地域全体で人づくりを進めていくという観点から、ふるさと教育の推進や地域活動等、子どもの居場所の確保に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し、一体となって児童生徒の健全な育成を図ります。

本市の明日を担い、創造性と人間性に富んだ人材を育成することを通じて地域の活力を高め、「まちづくりは人づくり」を継続的に実践・発展させていくために、園舎や校舎の改修や幼保一体施設の整備、IT学習環境等、必要な教育施設の整備を進めます。

### 3 さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

市民が生き生きと芸術や文化に携わることができるように、文化祭や芸術発表会等、市民が主体となった多様な芸術文化活動の場を提供するとともに、文化財の調査・保護と史跡の保存・活用に努めるほか、郷土芸能の保護と継承を図ります。

スポーツ活動を通じて、一人ひとりが生き生きと健康に過ごせ、生涯スポーツに親しむことができるよう、市民運動会をはじめとする各種大会や教室を開催するとともに、全国・全県規模の大会招致を行うなど、スポーツの振興と地域間交流の活性化に努めます。

また、スポーツ活動団体の支援や指導者の育成、総合型地域スポーツクラブ の設置等、市民がいつでもスポーツを気軽に親しめる環境づくりを進めます。



#### 用語解説

**総合型地域スポーツクラブ**：多種目、多世代、多様な技術・技能をもった人たちで構成され、各地域住民のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもと行えるスポーツクラブ。

## 第6節 ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

### 1 まちを支える地域コミュニティ活動の推進

自治会等、地域の自治組織の枠組みや役割について整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めるとともに、自主的な地域づくり活動を支援し、まちづくりリーダーとなるような人材の育成や、活動拠点となる施設の整備・充実を図ります。

市民と行政が信頼関係を築き、お互いの協働によりまちづくりを推進するため、市民参画の地域づくりを推進するとともに、NPO等のボランティア団体を育成し、その活動のネットワーク化を図ります。

誰もが等しく情報の入手可能な環境づくりを進めるため、情報通信網の整備やテレビ難視聴地域の解消に努めると同時に、IT講習会等を実施し、情報の活用能力の向上に努めます。

### 2 一人ひとりを大切にした市民交流の推進

市民や民間団体を主体とした国際交流活動を促進するとともに、国際交流を担う団体の育成を図ります。さらに外国人とのコミュニケーションを通じて市民が国際感覚を身につけることができるよう、海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致を推進します。

市民一人ひとりがお互いを支えあい、ぬくもりを感じられる地域づくりは重要であることから、誰もが相互に対等なパートナーとして尊重し、交流を深めることで地域の一体感の醸成を図ると同時に、男女が責任や役割をともに担い、それぞれの潜在能力を最大限に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

## 第1節 開かれた市政の推進

市内の動きや市政の状況を市民にわかりやすく情報提供するため、広報やホームページをさらに充実させ、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、地域の課題や市政への提言など市民の声を市政に反映させるシステムを構築します。

市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人情報保護のため個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するシステムを確立します。

## 第2節 健全な自治体経営の推進

健全で計画的な財政運営のため、行政改革大綱に基づき、徹底した歳出抑制を図るとともに、適正かつ公正な課税及び収納体制の整備による自主財源の確保に努めます。

組織改革の推進や効率的・効果的な財源の配分を行うため、費用対効果を考慮した優先順位による事業の推進や事務事業の外部委託等により、最少の経費で最大の効果を挙げるように施策・事業を推進します。

定員適正化計画に基づき、適正な職員数の管理に努めるとともに、地方分権に対応できる政策立案能力を高めるため、職員研修等を充実させます。

市民サービスの拠点として設置した総合窓口センターや分庁方式の問題点や課題を検証し、さらにサービスの充実に努めるとともに、機能の集約・統合による事務の効率化を図るための本庁方式による新庁舎建設に向け、市民の意見を的確に反映しつつ、建設地や庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の調査・研究を進めます。

## 第3節 広域連携・広域行政の推進

既存の市町村の区域を越えた広域的な行政需要に対応するため、周辺市町村との連携、協力関係を深めます。また、それぞれの地域特性を生かした役割分担のもと、互いに補完しつつ、連携を強化します。

前期基本計画  
第3編

# 計画の体系

将来像

活き生き かたがみ の夢づくり  
一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

基本目標

政策

施策

水と緑に囲まれた  
快適環境のまちづくり

①

市民総参加による  
豊かな自然環境の保全

- 環境意識の高揚
- 環境保全対策の強化
- 生活環境施設の整備

②

環境への負荷の少ない  
循環型社会の構築

- ごみ処理対策の推進
- 地球に優しいエネルギー対策の強化

③

災害に強く安全な  
まちづくりの推進

- 消防・防災対策の強化
- 防犯・交通安全対策の推進

人に優しい安らぎのある  
住環境のまちづくり

①

ゆとりある  
居住環境の創造

- 快適な都市環境の整備
- みどりの空間の創出
- 下水道の整備

②

ふれあいを支える  
公共交通体系の整備

- 道路網の整備
- 公共交通の充実

③

安全で安心な  
水道水源域の保全

- 上水道の整備

基本目標

政策

施策

健やかで安心して暮らせる  
健康と福祉のまちづくり

① 明るく健やかに暮らせる  
生涯健康長寿社会の実現

- 健康づくりの推進
- 母子保健の充実

② ともに支え合う  
ふれあいの福祉の推進

- 地域福祉の推進
- 障害者福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 社会保障制度の充実

③ 福祉のところで高齢者に  
優しいまちづくりの推進

- 高齢者福祉の充実

活かす創意工夫で  
豊かに暮らせる  
産業のまちづくり

① 活力と魅力あふれる  
農林水産業の振興

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興

② ひと・もの・情報が  
行き交う商工業の振興

- 商工業の振興
- 観光の振興

生涯学び創造性を育む  
教育と文化のまちづくり

① 一人ひとりの生きがい  
づくりを培う生涯学習の推進

- 生涯学習の推進
- 青少年の健全育成

② 創造性と人間性を育む  
教育の推進

- 子育て支援・幼児教育の推進
- 学校教育の充実

③ さわやかな笑顔を育む  
文化・スポーツの推進

- スポーツ・レクリエーションの振興
- 芸術文化活動の振興

基本目標

政策

施策

ともに支え温かに  
ふれあえる交流と  
連携のまちづくり

①

まちを支える  
地域コミュニティ活動の推進

- 地域自治の振興
- 市民と協働のまちづくりの推進
- 地域情報化の推進

②

一人ひとりを大切にした  
市民交流の推進

- 国際交流の推進
- 男女共同参画社会の実現

計画の推進に向けて

計画を実現するために

- 開かれた市政の推進
- 健全な自治体経営の推進
- 広域連携・広域行政の推進



本市のシンボルとも言える田園風景を中心とした多彩で豊かな自然環境を、いつまでもその価値を失わないように大切に守り育てていくとともに、災害に強く、犯罪のない安全なまちづくりを進め、市民が快適に暮らせることのできる「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」を推進します。

基本目標

政策

施策

水と緑に囲まれた  
快適環境のまちづくり

市民総参加による  
豊かな自然環境の保全

- 環境意識の高揚
- 環境保全対策の強化
- 生活環境施設の整備

環境への負荷の少ない  
循環型社会の構築

- ごみ処理対策の推進
- 地球に優しいエネルギー対策の強化

災害に強く安全な  
まちづくりの推進

- 消防・防災対策の強化
- 防犯・交通安全対策の推進

## 第1節 市民総参加による豊かな自然環境の保全



### 1 環境意識の高揚

#### 現状と課題

地球温暖化など地球的規模での環境汚染や破壊が進んでいます。これらの原因は、資源の大量消費、大量廃棄という現在の生活スタイルが大きな要因となっています。

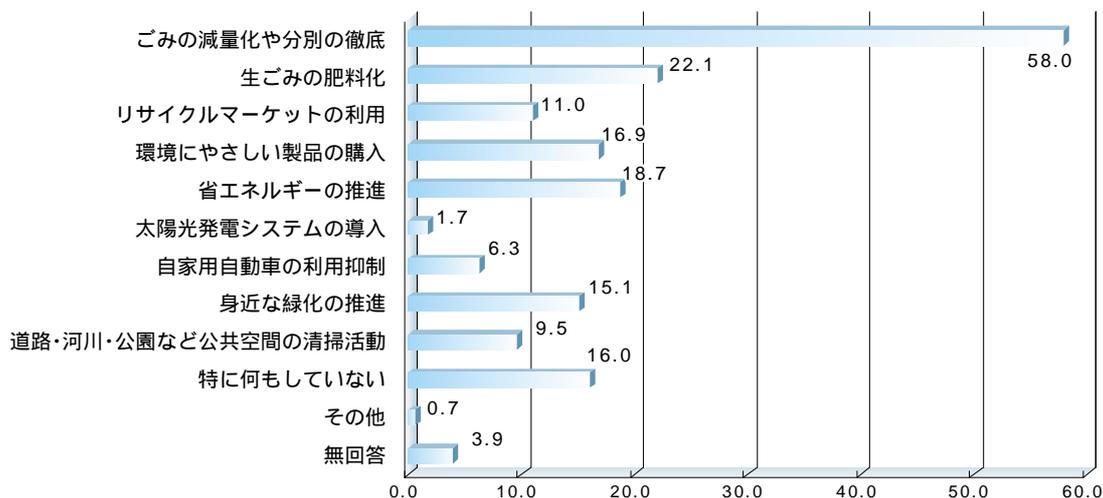
本市では、合併時に「潟上市の恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐ」ことを宣言した、環境基本条例を制定しました。健康で豊かに生活できる環境を守りながら、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、環境への付加の少ない社会を構築していくことが必要です。このため、環境基本計画を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

また、「市民が健康で快適な生活を営む上で必要となる良好な環境や自然と人との活動が調和した環境を確保し、その環境を将来の世代へ継承していくこと」を目的とした環境基本条例を指針とした環境保全をさらに推進していく必要があります。

地球環境を保全していくためには、行政・市民・事業者がそれぞれの自覚と協力が必要であることから、行政が率先して環境意識を高揚に努めることが重要であり、環境に配慮した行動を実践するため、潟上市としての取り組みを具体化する計画を策定し、これらの取り組みを、家庭や学校、事業所等にも広げていくことが必要です。これらの環境意識をさらに高めるため、市民や事業所を対象とした環境学習を促進し、実践活動が浸透していくような取り組みが必要となっています。

#### 参考データ

環境保護の中で積極的に取り組んでいる事項 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から



## これからの取り組み

### 環境基本計画の策定

豊かな自然と人々が共存しながら、健康で安全な生活を次世代に引き継ぐための基本的な指針として環境基本計画を策定し、広範にわたる環境施策を着実に実行します。また、可能な限り具体的な目標値を設定し、計画の進捗を管理します。

### 環境管理・評価の導入

「地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、率先して環境に配慮した行動を実行します。また、市民一人ひとりが環境に配慮する意識づくりを進めるため、広報等により環境に配慮した具体的な取り組みを提案します。

### 環境学習の推進

市民や事業者の環境意識の向上と環境問題について市民や地域全体で行動できるよう、地域における学習や啓発、実践等必要な活動を実施します。

子どもたちの主体的な環境学習及び環境保全活動を推進するため、「子どもエコクラブ」の活動を支援します。

### 環境啓発活動の推進

環境の現状認識と市民との情報を共有するため、環境マップを作成し、環境保全の普及・啓発を図ります。

地域の環境美化活動を推進するため、クリーンアップを実施するとともに、地域における環境保全活動の実践を支援します。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
環境講習会の開催	回	2	5	10
子どもエコクラブの組織化	グループ	3	7	12



## 2 環境保全対策の強化

### 現状と課題

近年では、社会経済状況の進展や利便性を求める生活様式の変化等により、自動車等の騒音や市街地における近隣騒音・悪臭などが新たな課題となっています。また、稲わら焼きや家庭ごみの野焼きなど、ごみやプラスチック等を燃やした場合に発生するダイオキシン類などの有害物質への対応が求められています。

本市では、主要道路の騒音調査をはじめ、地下水の水質検査等を行い、現状の把握に努めています。

また、本市に面する八郎湖は、生活排水や農業排水等による汚染が進行し、深刻な水質汚濁の問題を抱えています。

このため、昭和56年に県や周辺市町村による「八郎湖水質対策協議会」を設立し、各種施策による水質改善を目指し、クリーンアップの実施や流入河川の水質検査を実施していますが、抜本的な改善には至っていない状況にあり、県や周辺市町村と連携した水質汚染を防ぐ取り組みが必要となっています。

### これからの取り組み

#### 公害対策の強化

自然や市民生活を守るため、大気汚染、河川の水質、地下水、騒音等の調査を引き続き実施し、公害に対する情報の市民との共有を図ります。

ダイオキシン類等の有害物質については、環境汚染調査を行うほか、これらの問題を未然に防止するため、市民への啓発活動を充実させ、国・県・周辺市町村と連携を図りながら、必要な対策を速やかに実施します。

公害企業の進出にあたっては、関係機関等との情報交換を適宜行い、迅速な対応に努めます。

#### 八郎湖の水質保全対策の推進

八郎湖の水質改善を図るため、八郎湖水質対策協議会を中心に周辺住民の意識啓発を推進する各種事業を実施するとともに、国・県に対し積極的な浄化対策を働きかけます。

八郎湖の環境浄化は、官民が一体になって事業を推進することが重要であることから、市民プロジェクトを広報等による情報提供を充実させ、市民の環境保全に対する意識の醸成を図ります。

### 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
環境調査の実施回数	回	1	2	2



### 3 生活環境施設の整備

#### 現状と課題

先祖の敬うための墓地については、市内に財産区や集落等の所有墓地が点在しています。また、市営墓地として羽立北野地区に281区画、追分地区に385区画、元木山地区に335区画、野村地区に75区画、天神下地区に240区画を整備し、人口増加に伴う墓地需要に対応してきました。

一方、斎場については、本市を含めた井川町、八郎潟町で湖東地区行政一部事務組合を構成し、運営していますが、組合加入は、昭和地区、飯田川地区が対象であり、天王地区については、助成金制度により対応するなど、一部事務組合のあり方等が課題となっています。

し尿処理施設については、天王地区が男鹿市との男鹿地区衛生処理一部事務組合を構成し、昭和・飯田川地区については、それぞれに設置されているし尿処理施設で適正に処理されています。し尿等の搬入量は下水道普及率が増加していることに伴い、減少しつつあります。し尿処理についても斎場同様、広域的な視点での取り組みが必要となっています。

#### 参考データ

し尿等搬入量

単位：kl

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
男鹿地区衛生センター	9,934.9	9,499.0	9,242.0	8,796.4	8,284.3
昭和衛生センター	3,518.2	3,399.8	3,221.5	2,949.8	2,834.1
飯田川衛生センター	1,436.6	1,325.4	1,208.4	1,149.7	1,049.0

資料：生活環境課

#### これからの取り組み

##### 墓地公園の造成整備

既存墓地公園の適正な維持管理に努めるとともに、市民ニーズに対応した墓地公園の造成を検討します。

##### 斎場の適正管理

既存施設の管理運営について、一部事務組合の枠組みを調査・検討し、よりよい方向性を見出します。

##### し尿処理施設の適正管理

現在、市で所有する2施設は稼働率及びし尿搬入量の推移に基づき、1施設に統合します。また今後の一部事務組合のあり方等、調査・検討します。

#### 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
墓地公園の区画数	区画	1,316	1,316	1,600

## 第2節 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

### 1 ごみ処理対策の推進

#### 現状と課題

平成12年に循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進する基盤の確立や、循環型社会の形成に向け実効性のある取り組みが推進されています。

本市では、「将来にわたり市民が健康で文化的な生活の確保すること」を目的とした環境保全条例に基づき、ごみの排出抑制や再資源化を推進するため、コンポスト購入助成やEMバケツ・生ごみ搾り器の配布などごみの減量に努めていますが、ごみ処理量は横ばいで推移しています。

アンケート調査では、ごみの減量とリサイクル活動は、「住民主体で進めるべき24.4%」「住民主体だが行政の支援が必要40%」と約6割の市民が住民主体で活動を進めていくべきと考えています。こうした市民意識をどう行動に活かしていくかが今後の課題となっています。

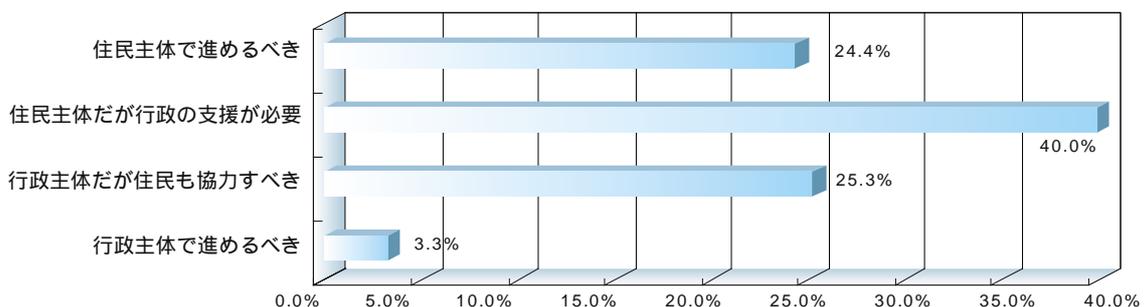
環境負荷の少ない循環型社会を構築するためには、できるだけごみを出さないような生活スタイルに変えていく必要があり、市民や事業者に対する意識啓発や、リサイクルが可能な廃棄物については、再利用を図っていくことが必要となっています。

ごみ処理については、クリーンセンターで可燃ごみの焼却と不燃ごみ・粗大ごみ等の処理を行い、残った焼却灰などは最終処分場で埋め立て処理されています。

現在のクリーンセンターの焼却炉は、平成15年にダイオキシン類排出量の基準に合わせ改修・整備を行っていますが、施設全般に老朽化が進んでおり、新たな廃棄物処理施設やリサイクルを推進するための施設を整備する必要があります。

#### 参考データ

ごみ処理とリサイクル活動の住民参画について 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から



#### 用語解説

**EMバケツ**：EMとは有用微生物群のことで、バケツを使って家庭から出る生ごみにEMで有機物（米ぬか・油粕など）を発酵させたもの（EMボカシ）を加えて密閉、発酵させ堆肥を作る。

ごみ処理量の推移

単位：トン

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
可燃ごみ	9,425	9,348	9,445	9,706	9,725
資源ごみ	1,456	1,526	1,515	1,500	1,514
不燃ごみ	1,070	1,035	974	937	900
粗大ごみ	1,039	872	799	729	706
有害ごみ	6	8	12	16	10
合計	12,996	12,789	12,745	12,888	12,855

資料：生活環境課

これからの取り組み

ごみ発生・排出の抑制

分別収集による資源化やリサイクルを市民・事業者・行政等が一体となって推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

不法投棄を防止するため、啓発活動や看板設置などを行うほか、市民による環境巡視員を配置し、環境美化意識の高揚を図ります。

リサイクルの拡充

廃棄物の再利用を進める市民啓発や環境学習などの拠点施設としての「リサイクルプラザ」建設に向け、調査・研究を進めます。

びんや缶・プラスチック類等の分別収集を行い、資源化を推進します。

アルミ缶の収集などを自治会・町内会や子ども会、学校等に働きかけ、集団回収活動を推進します。

廃棄物処理施設の整備

新たな廃棄物処理施設建設に向け、施設の適正規模や機種、環境調査等の調査・研究を進めます。

目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
分別収集の種類	種類	5	8	11
分別収集量	t	1,600	1,800	3,100
リサイクル率	%	17	18	25
ごみ処理量	t	12,850	12,657	12,400



## 2 地球に優しいエネルギー対策の強化

### 現状と課題

二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」濃度の増大により地球の平均気温は上昇し、地球温暖化が世界規模の問題となっています。地球温暖化対策は地球的規模での課題として、すべての人々が自主的かつ継続的に取り組むことが重要です。

環境への負荷を軽減し、快適な生活環境の確保と地球環境の保全を推進していくためには、市民一人ひとりが日常生活や事業活動において、どのような活動ができるのか、その役割を確認することが重要となります。

また、地球温暖化対策として、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーが期待されており、計画的な導入が求められています。本市ではNPOによる風力発電施設が整備されており、今後も新エネルギーに対する市民・事業者を側面から支援するとともに、市の公共施設に新エネルギーを率先して導入するなど、普及啓発活動を推進する必要があります。



## これからの取り組み

### 省エネルギー対策の推進

地球温暖化対策を推進させるため、公用車の低エネルギー車の導入や再生紙の利用、バイオマス事業、グリーン購入等、市が省エネルギーを計画的に進めるとともに、市民・事業者にも省エネルギーに対する普及・啓発を推進します。

### 新エネルギー導入の推進

公共施設等の更新時にあわせ、太陽光・風力発電等の導入を検討します。  
海に面している本市の地理的環境を生かし、風力発電等の民間による新エネルギー導入を側面から支援するとともに、市としての新エネルギービジョンの策定を検討します。  
環境保全・リサイクルに取り組む、廃食用油を利用した軽油代替燃料の公用車並びに環境保全事業関係車両への導入を推進します。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
公用車のクリーンエネルギー比率	%	0	5	10

CNGやハイブリットなど、クリーンエネルギーによる駆動装置を持つ公用車の台数 ÷ 市の公用車の総台数 × 100

### 用語解説

**グリーン購入**：購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

## 第3節 災害に強く安全なまちづくりの推進

### 1 消防・防災対策の強化

#### 現状と課題

テロなどが起こった場合に国民の生命や財産を保護し、生活や経済に与える被害を最小限にとどめるため、平成17年に国民保護法が施行されるなど、地震や火災などの災害から市民の生命や財産を守り、安心して暮らせるような対策が求められています。

本市では防災対策として、避難所の指定・確保や防火水槽・消火栓の設置など、防災基盤や緊急時の体制を整備しています。今後は地域防災計画を策定し、計画的に防災対策を推進する必要があります。また、災害時の情報伝達方法としての機能を有する防災行政無線施設の整備や、災害に備える緊急物資の備蓄、急傾斜地等の危険箇所への災害対策などが課題となっています。

消防団については、合併時にそれぞれの消防団を支団とし、連携を図りながら消防団活動を進めていますが、団員の高齢化やサラリーマン団員の増加などにより消防団員が不足し、日中時に発生した災害への対応が課題となっています。

常備消防・救急体制については、天王地区が男鹿市、大潟村で構成する男鹿地区消防一部事務組合、昭和・飯田川地区が井川町、八郎潟町で構成する湖東地区行政一部事務組合を構成している状況にあります。一部事務組合の連携強化や行政区域内の災害に対処するため、2つの一部事務組合で細部にわたる応援協定を結んでいます。火災の発生件数や救急出場回数は、ほぼ横ばいで推移していますが、今後高齢化社会の進展等により増加することが予想され、男鹿南秋地区の市町村を単位とした一部事務組合や広域連合などの検討を進める必要があります。

今後は、引き続き防災基盤を強化しつつ災害に強いまちづくりを進めるため、市民の防災意識の向上を図り、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の助けあい精神の向上と消防団との連携した自主防災組織づくりが必要となっています。

#### 参考データ

火災の発生状況

単位：件

区分	12年度				13年度				14年度				15年度				16年度			
	天王	昭和	飯田川	計																
建物	8	6	1	15	3	-	1	4	5	4	-	9	11	2	2	15	7	1	1	9
林野	2	1	1	4	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1
その他	-	2	1	3	3	5	-	8	5	1	-	6	3	-	-	3	4	-	-	4
計	10	9	3	22	6	6	1	13	10	6	-	16	14	2	2	18	12	1	1	14

資料：湖東地区・男鹿地区消防本部

救急出場状況

単位：件

区分	13年度				14年度				15年度				16年度			
	天王	昭和	飯田川	計	天王	昭和	飯田川	計	天王	昭和	飯田川	計	天王	昭和	飯田川	計
急病	376	143	69	588	364	155	72	591	391	114	83	588	391	128	88	607
交通事故	74	19	14	107	92	21	18	131	79	21	14	114	64	20	14	98
一般負傷	58	17	11	86	64	24	12	100	60	20	8	88	58	27	12	97
その他	164	34	12	210	168	54	9	231	162	38	11	211	145	24	12	181
計	672	213	106	991	688	254	111	1,053	692	193	116	1,001	658	199	126	983

資料：湖東地区・男鹿地区消防本部

これからの取り組み

防災対策の強化

災害に強く安心して住めるまちづくりを進めるため、地域防災計画を策定し、備蓄倉庫や防火水槽・消火栓など現状に即した設備の整備を図ります。

急傾斜地や幅の狭い河川の増水対策など、危険箇所の計画的な災害防止工事の実施や建築物の不燃化・耐震化を促進します。

国・県、近隣市町村と連携を密にし、危機管理体制の強化を図るとともに、緊急時の情報伝達が確実に行えるよう、既存情報伝達設備の運用を充実させ、未整備区域に防災行政無線設備を設置します。

市民の防災意識の高揚や災害時の対応方法などを目的に、防災マップの作成や防災訓練を実施します。

消防防災、救急体制の強化と消防財政コスト削減のため、広域消防のあり方について関係市町村との協議・検討を進めます。

消防・防災体制の強化

地域の消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団員の待遇改善を進める一方、消防団員を雇用している企業等に理解を求めるなど消防団員の確保に努めるとともに、消防積載車や器具置場等の整備を進めます。

市民に防災意識の高揚を図るため、自主防災組織づくりを促進し市民主体の防災体制を確立します。

救助・救急体制の充実

迅速で効率的な救急体制を確立するため、消防署と医療機関など関係機関との連携を強化します。救命救急の初期対応と蘇生率向上のため、救命救急士を主体とした救命講習会を開催し、市民意識の向上を図ります。

目 標

区分	単位	17年度	20年度	27年度
防火水槽の設置箇所	箇所	283	289	303
消火栓の設置箇所	箇所	473	482	503
自主防災組織の組織化	団体	91	114	114



## 2 防犯・交通安全対策の推進

### 現状と課題

少子高齢化の急速な進行や社会構造の変化により全国的に犯罪が組織化・凶悪化してきており、とりわけ青少年犯罪の増加が顕著となっています。

本市においても、犯罪発生件数は増加傾向にあり、暴力団等の組織的犯罪や小・中学生の安全対策、振り込め詐欺、違法な訪問販売、催眠商法など子どもや高齢者に狙いを定めた犯罪への対策が急務となっています。また、アンケート調査でも「夜道の安全さ等の防犯」の不満さが50.3%と、防犯灯や街灯といった防犯対策に不満を感じている市民が多くなっています。

防犯対策については、警察など関係機関との連携はもとより、子どもが危険を感じたとき助けを求めることができる「子ども110番の家」への協力など、地域一体となった防犯対策や夜道を安全に歩行できるよう生活道路への防犯灯の整備を進める必要があります。

市内における交通事故発生状況は、平成16年度で130件発生しており、特に高齢者の事故が目立っています。このため、高齢者を対象とした啓蒙活動や交通事故多発箇所への信号機・横断歩道の設置など交通安全対策への一層の取り組みが必要となっています。

また、県の飲酒運転等追放競争で本市は下位に位置し、不本意な状況にあります。本市では広報等により周知活動や交通安全団体等と連携し飲酒運転撲滅運動を強化していますが、違反者の撲滅にはつながっていない状況にあります。飲酒運転は死亡事故などの重大な交通事故を引き起こす可能性をもっており、飲酒運転撲滅は最重要課題となっています。



参考データ

生活環境の評価について 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から

「不満足」+「どちらかと言えば不満足」の回答率		
順位	項目	%
1位	就職の機会	60.2
2位	夜道の安全性等防犯	50.3
3位	中心商店街のショッピングの楽しさ	49.6
4位	歩道・ガードレール等の交通安全	43.4
5位	観光の振興	42.8

交通事故発生状況

単位：件

区分	12年度				13年度				14年度				15年度				16年度			
	天王	昭和	飯田川	計																
件数	97	28	15	140	86	30	20	136	96	26	22	144	71	32	20	123	83	34	13	130
死者数	2		2	4	1			1	2			2					1	1		2
負傷者数	118	35	18	171	104	33	20	167	127	37	30	194	93	42	27	162	103	46	20	169

資料：五城目警察署

犯罪発生状況

単位：件

区分	12年度				13年度				14年度				15年度				16年度			
	天王	昭和	飯田川	計																
凶悪犯		1	1	2	1			1					2			2	1			1
粗暴犯	11	1		12	7	6		13	6	3	1	10	5	4		9	7	1		8
窃盗犯	107	64	10	181	174	51	13	238	139	32	11	182	124	34	19	177	100	44	16	160
知能犯	9	1		10	5	2		7	8			8	11	5	5	21	24		1	25
風俗犯									2	1	1	4	1	1		2	1			1
その他	5			5	14	3		17	23	5	3	31	34	8	3	45	25	12	2	39
計	132	67	11	210	201	62	13	276	178	41	16	235	177	52	27	256	158	57	19	234

資料：五城目警察署

### これからの取り組み

#### 防犯体制の充実

警察や防犯協会、防犯指導隊等の関係機関との連携や市民の協力を深め、自治会間の連携を図るための「防犯ネットワーク」を設置し、地域ぐるみの防犯体制を確立します。

犯罪のない安全なまちづくりを進めるため、生活道路などに防犯灯を計画的に整備するとともに、自治会等で設置する防犯灯への支援を充実させます。

子どもを犯罪から守るため、「子ども110番の家」への協力体制をさらに充実させるとともに、「子ども110番の家」の協力世帯と警察、学校、PTA等がより連携を深めるため、緊急連絡網を整備します。

多様化する犯罪から市民を守るため、消費者相談の事例を広報等に掲載し周知を図るとともに、県消費生活センターや警察等と連携を密にし、迅速な対応に努めます。

#### 交通安全の推進

交通安全意識を高めるため、警察や交通安全協会、交通指導隊等の関係機関と協力しながら街頭指導や交通安全教室を実施します。

カーブミラーやカードレール、歩道などの交通安全施設の整備を計画的に行うとともに、信号機などの交通規制施設については、関係機関へ積極的に要請します。

子どもの通学時の安全を確保するため、学校等と連携し、通学路の点検やPTAによる街頭指導の拡充を図ります。

飲酒運転を撲滅するためには、ドライバーはもちろん、家庭や職場、地域の協力を得ながら、個々のモラルに訴えていくことが最も効果的な運動であることから、警察や交通安全協会、交通指導隊等、関係機関と連携し、夜間の街頭指導や飲食店訪問等の広報活動を強化します。

## 第2章 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり



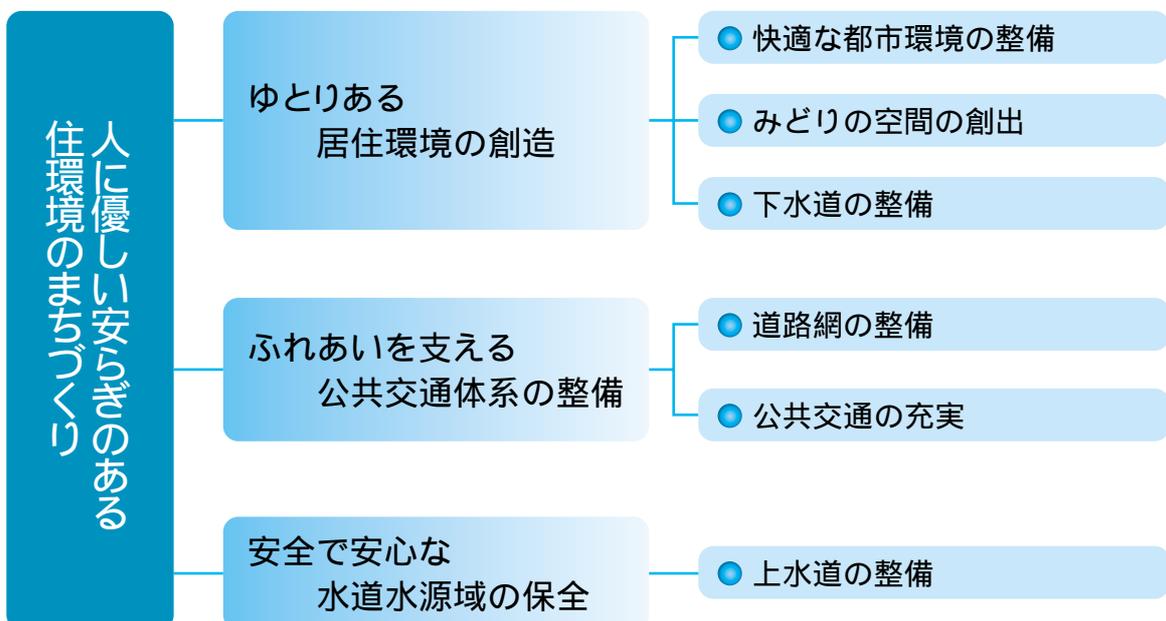
さまざまな市民活動が機能的に行われるよう、長期的な視点に立った土地利用を進め、地域の実情を踏まえた市街地形成や集落形成を図り、質の高い都市環境の整備を進めます。

さらに、利便性や活力を高める交通基盤の充実やネットワーク化を図っていくと同時に、上下水道などの市民が快適で良好な生活基盤を確立するよう、安全・安心な生活整備に努め、市民がゆとりを感じることのできる「人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり」を推進します。

### 基本目標

### 政策

### 施策



## 第1節 ゆとりある居住環境の創造



### 1 快適な都市環境の整備

#### 現状と課題

本市は、県都秋田市に隣接しており交通のアクセスも良好で、居住環境の好適地であることから、秋田市のベッドタウンとなっており人口も増加傾向にあります。また、都市生活圏として密接なつながりがあるため、秋田市とともに秋田都市計画区域に指定されています。

本市の土地利用の用途別内訳は、全体の約36%が田畑等の耕地で占められ、最も高い比率となっています。また、山林も約33%を占めることから、本市の全体イメージは、緑豊かな田園都市という特徴になっています。

近年の人口の増加に伴い都市基盤形成を見直す必要があることや、農用地から住宅地等への転用が今後も継続して増加すると予想されることから、本市全域を見据えた新たな国土利用計画を策定する必要があります。また、良好な住環境の確保に努めるため、新たな都市計画マスタープランを策定し、計画的なまちづくりを進めることや、開発においても都市計画に基づいて、適切に指導する必要があります。

国土調査法に基づき実施している地籍調査は、一筆ごとの所有者・地番・地目・境界等を調査し、その結果は法務局に送付され、土地登記簿や公図が更新されるとともに、土地の境界をめぐるトラブルの防止や土地取引の円滑化、固定資産税の適正化などに活用されます。本市の地籍調査の進捗率は56.96%となっており、計画的に地籍調査を推進していく必要があります。

定住促進を図るための市営住宅については、一部で老朽化が進み、今後の建替えや既存施設の維持修繕が課題となっています。建替えの際は、高齢者や障害者等のニーズに対応した住居形態や周辺環境に配慮した整備を進めていく必要があります。

#### 参考データ

都市計画の面積・人口の状況（平成16年4月1日現在）

都市計画区域		市街化区域		市街化調整区域	
面積（km <sup>2</sup> ）	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口（人）
72.18	23,972	6.83	16,356	65.35	7,616

資料：都市整備課

## 市営住宅の状況

区 分	戸 数	整備年度	区 分	戸 数	整備年度
塩口北野団地	164戸	昭和48年度～54年度	一向団地	50戸	昭和56年度～59年度
八ラヘ団地	10戸	昭和62年度	二田新町団地	9戸	昭和52年度
山神南団地	47戸	昭和55年度～元年度	湖南台団地	60戸	平成3年度～7年度
竜毛団地	18戸	昭和59年度～61年度	昭栄団地	4戸	昭和63年度～元年度
大久保駅南団地	12戸	平成5年度	飯塚駅前団地	17戸	平成2年度～3年度
飯塚駅前第2団地	6戸	平成4年度	飯塚北団地	12戸	平成6年度～7年度
羽立街道下団地	4戸	平成10年度			

資料：都市整備課

## 地籍調査の状況

地 区 名	計画面積	実施済み面積	進 捗 率
天王地区	41.51	6.44	15.51%
昭和地区	38.02	38.02	100%
飯田川地区	14.30	8.99	62.87%
合 計	93.83km <sup>2</sup>	53.45km <sup>2</sup>	56.96%

資料：都市整備課

## これからの取り組み

## 快適な都市環境への誘導

田園と都市との調和の取れた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るため、都市計画マスタープランを策定し、市内各地域の計画的・効率的な都市基盤の整備を進めます。

田園都市としての景観を保持し、育むという観点から、地区計画や景観条例等の制定を検討し、より良好な景観形成に努めます。また、市民や事業者等の理解と協力を得ながら、美しい景観づくりを推進します。

住み良いまちとして地域の魅力を高めるため、自然環境や景観に配慮した優良宅地の整備を民間事業者との協働・連携により推進します。

住居表示については、地域事情に応じて、わかりやすいものへと整理する取り組みを進めます。土地境界のトラブル防止や課税面での公平性、また土地取引を円滑に進めるため、計画的に地籍調査を進めます。

## 市営住宅の整備・拡充

老朽化した市営住宅の建替えを進め、高齢者や障害者に配慮した住環境の向上に努めるとともに、既存住宅を適正な維持管理を進めます。



## 2 みどりの空間の創出

### 現状と課題

豊かなみどりは、私たちに精神的・身体的にやすらぎや潤いを与え、その豊かなみどりや良好な自然環境を保持する必要があります。

本市には、鞍掛沼公園や長沼公園、元木山公園、飯田川南公園など比較的大きな都市公園のほか、梅の里公園、江川運動広場など地域に身近な児童公園や農村公園などの小規模な公園も多数設置されていますが、施設や遊具の老朽化が進んでおり、一層の安全性と快適性の充実が求められています。

今後は、既存公園の保全や適切な維持管理に加え、公園の整備やみどりの保全・確保を行い、憩いのある空間の創出が必要となっています。

また、身近な環境の積極的な緑化を進めるため、みどりを育む市民の意識を啓発するための情報提供や市民参加型のみどりの創出事業を行いながら、市民の主体的な活動を支援してことが求められています。

### 参考データ

#### 公園の状況

区 分	箇 所 数	面 積	市民1人あたり面積
都 市 公 園	20	645,560㎡	
農 村 公 園	16	71,595㎡	
集 落 内 公 園、 広 場	43	174,397㎡	
合 計	79	891,552㎡	24.76㎡

資料：都市整備課

## これからの取り組み

## 公園の適正管理

市内各所の公園については、高齢者の交流の場や幼児・児童の遊び場、災害時の避難場所など多面的な役割を考慮しながら、計画的に整備を進めます。また、市民やボランティア、地域団体、事業者等と連携し、適正な公園の維持管理に努めます。

公園の老朽化した施設については、安全性をチェックしながら年次計画のもと計画的に維持修繕に努めます。

## 緑化の推進

市民の緑化意識の啓発に努めるとともに、市内の緑化や美化活動を支援します。





### 3 下水道の整備

#### 現状と課題

本市の下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善、市街地の浸水防止を図ることを目的に、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を活用し、計画的に整備を進めています。また、平成17年からは合併処理浄化槽整備事業にも取り組んでおり、平成16年度末の下水道処理区域面積は1,087haで、普及率は77.6%、水洗化率は74.8%となっています。

下水道事業は、快適な市民生活には必要不可欠なものとなっていますが、事業完了までには長い年月と膨大な経費を要することから、長期的な視点にたった事業計画のもと、計画的に整備を進めなければなりません。また、供用開始している地域については、市民から下水道事業の意義を理解していただき、融資斡旋制度の充実を図りながら、水洗化率を向上させていく必要があります。

今後は、老朽化した下水管や処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、未整備区域への早期着工を進め、下水道事業の一層の効率化を図る必要があります。

#### 参考データ

下水道の状況 (平成17年3月現在)

(単位: ha、人、%)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
公共下水道事業	処理区域面積	493	530	546	607
	処理区域の人口	14,701	15,135	15,253	16,916
	水洗化人口	12,235	12,993	13,298	14,785
	普及率	40.3	41.6	41.9	46.7
	水洗化率	83.2	85.9	87.2	87.4
特定環境保全 公共下水道事業	処理区域面積	266	296	317	343
	処理区域の人口	5,879	6,704	7,274	7,871
	処理人口	2,357	2,888	3,462	3,938
	普及率	16.1	18.4	20.2	21.7
	水洗化率	40.1	43.1	47.6	50.0
農業集落 排水事業	処理区域面積	186	190	192	137
	処理区域の人口	4,851	4,948	4,977	3,311
	水洗化人口	3,183	3,463	3,577	2,304
	普及率	13.3	13.6	13.7	9.2
	水洗化率	65.2	70.0	71.9	69.6

資料: 下水道課

\* H16の農集の数値減は、飯田川地区分が公共に統合されたため

## これからの取り組み

### 下水道事業の整備促進と水洗化の向上

公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業、農業集落排水事業を活用し、市内各地域、地理・地形にあった汚水処理施設の整備を進めます。

供用開始地区では水洗化率の向上を図るため、未接続世帯への水洗化に向けた水洗便所改造資金融資斡旋制度、利子補給制度等の市民への啓発活動を充実させ、水洗化を促進します。

### 下水道施設の適正な維持管理

既存施設については、下水道管調査、清掃、処理施設の点検整備など適正な維持管理に努めます。

### 下水道事業の経営安定化

下水道事業の経営の安定化を推進するため、市民の理解を得ながら適正な料金体制の確立と料金統一を図ります。また、事業経営のより一層の効率化を図るため、水道事業と連携した料金徴収制度、公営企業法の適用等調査・研究を進めます。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
下水道普及率	%	79.6	87.2	95.8
水洗化率	%	75.8	78.8	83.7

## 第2節 ふれあいを支える公共交通体系の整備

### 施策区分 1 道路網の整備

#### 現状と課題

本市の道路網は、国道7号、101号、285号や秋田自動車道日本海沿岸東北自動車道などの幹線道路と、これら幹線道路へ接続される生活道路で構成されています。幹線道路は、秋田市に向かう南北の道路が中心となっており、秋田市への通勤・通学等による人・モノの流れに沿ったものとなっています。今後は、本市の地域間において人的交流及び産業物流をより強固に結び、公共施設利用のためのスムーズなアクセスを保障する安全性と利便性に富み、かつ体系的にネットワーク化された道路網の整備が課題となっています。

本市の道路総延長（市道）は、約375km、舗装率は84.9%という状況にありますが、地域によっては幅員が4.0メートル未満の道路や通学路の歩道未設置の箇所も見受けられます。また、都市化の進展に伴い、市内には集中豪雨で雨水が溢れる箇所があり、計画的な雨水処理対策への対応が求められています。

アンケート調査では、「道路の整備」は市が優先して取り組むべき施策の2番目となっており、市民は良好な交通体系の整備を望んでいます。今後は歩行者の安全や災害・救急時の対応など、市民生活の安全を確保するための新設改良や拡幅など計画的に整備を進める必要があります。

#### 参考データ

施策の中で今後、重点的に取り組むべき事項 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から

1位として挙げられたもの		
順位	項目	%
1位	保健・医療の充実	10.5
2位	道路の整備	7.7
3位	上下水道の整備	6.6
4位	行財政運営の効率化	6.6
5位	自然環境の保全	6.2

市道の状況（平成16年4月現在）

区分	実延長 (m)	面積 (㎡)	平均幅員	改良済延長 (m)	改良率	舗装済延長 (m)	舗装率
天王地区	209,814	1,195,321	5.9	183,780	87.6	170,506	81.3
昭和地区	106,628	789,120	7.4	82,508	77.4	93,650	87.8
飯田川地区	58,994	397,235	6.6	39,926	67.7	54,704	92.7
計	375,436	2,381,676	6.4	306,214	81.6	318,860	84.9

資料：建設課

## これからの取り組み

### 道路ネットワークの樹立

高速交通体系と幹線道路、生活道路が有機的に結びつき、市内のどこからでもスムーズにアクセスでき、市民が安全に市内を移動・交流できるよう、道路ネットワークの樹立を進めます。道路整備計画を策定し、交通危険箇所を優先的に整備するなど、新設改良や拡幅を計画的に推進します。

### 幹線道路・生活道路の整備

天王、昭和、飯田川地区の市民の交流と連携、地域の一体化を図るため、既存道路を最大限活用した地域間を結ぶ道路網を整備します。

通勤・通学・買い物等で日常的に利用する生活道路については、安全で快適に利用できるよう計画的に整備を進めます。

歩行者や自転車、障害者にとっても安全に移動できるよう、バリアフリー化等必要な施設整備を検討します。

### 道路維持の充実

整備された道路が常にその機能を十分発揮できるよう、道路の維持管理を充実させます。

集中豪雨等による都市災害を解消するため、緊急性の高い地域を中心に雨水浸透柵や貯留施設の整備を進めると同時に抜本的な対策を検討します。

### 除排雪体制の充実

除排雪計画に基づき、除雪事業の充実と強化を図るとともに、関係機関と連携をとりながら、高齢者や一人暮らし家庭の除排雪の充実に努めます。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
道 路 改 良 率	%	82.1	82.2	82.2
道 路 舗 装 率	%	85.1	85.2	85.2



## 2 公共交通の充実

### 現状と課題

本市における主要な公共交通機関は、鉄道網としてＪＲ奥羽本線、ＪＲ男鹿線がそれぞれ縦貫しており、多くの市民が通勤や通学等で利用していますが、秋田市に近い地域では新駅の設置や既存駅舎の改築等、人口増加に伴って発生する諸問題への適切な対応が課題となっています。中でも大久保駅と羽後飯塚駅については老朽化が著しく、駅舎の新築や利用者の利便性を考慮した周辺整備が必要となっています。

男鹿線については、ディーゼル車による運行であり、電化や快速列車の運行など所要時間短縮による利便性の向上を図ることが課題となっています。また、車両が交差できない踏切や交通量が多い場所の踏切の改修などへの対応が必要となっています。

鉄道網と並行したバス網については、民間の路線バスとマイタウンバス（廃止路線代替バス等）が運行されています。バスの利用者は減少傾向にありますが、交通弱者への配慮から現行路線の維持を路線変更等による利用者の増加を図ることが課題となっています。

また、案内標識や集落の案内板が地域によって異なり、一体性がない状況にあります。本市を訪れる人々が市内の施設等を容易に理解できるような看板等の整備が必要となっています。

### 参考データ

マイタウンバスの利用状況

（単位：人）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
天王地区	-	(11月～) 7,762	11,483	10,642
昭和地区 しょうちゃん号	17,279	13,720	12,186	9,680
計	17,279	21,482	23,669	20,322

資料：生活環境課

## これからの取り組み

### 鉄道の利便性向上

市民の重要な通勤・通学手段であるＪＲ奥羽本線及びＪＲ男鹿線の利便性の向上や新駅の設置などを検討します。

鉄道利用者が快適に利用できるよう、駅舎の複合化やバリアフリー化、踏切の拡幅、駐輪場の整備など周辺環境の整備を進めます。

### バス路線の充実

バス運行は、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための必要不可欠な手段であることから、路線バスの維持を図ります。

地域間の連携・交流を促進するため、マイタウンバス（廃止路線代替バス）等の運行時間や運行ルートを見直し、利便性の向上を図るとともに、バス車両の更新やバス停などの関連施設の充実を図ります。

### サイン計画の推進

本市を訪れる人々が市内の施設等を容易に理解でき、本市のイメージアップを図るため、サイン計画を策定し、計画的に整備を進めます。



## 第3節 安全で安心な水道水源域の保全



### 1 上水道の整備

#### 現状と課題

本市の水道事業は、給水人口29,301人、年間総配水量は2,977,000m<sup>3</sup>、1日平均配水量は8,156m<sup>3</sup>を供給しており、市民の暮らしの根底を支える上水道の安全で安心な水の安定供給を進めています。

今後は給水人口の増加や新たな宅地開発などにより、給水量の増加が見込まれることから、水源の確保や老朽化した配水管の布設替、既存施設の更新、水道水に含まれるマンガン等の除去対策、地下水等の汚染による未整備地区への対応などが課題となっています。また、永久的に豊富で安全な水源の確保が必要であり、広域的な取り組みが必要となっています。さらに、災害時における飲料水の確保についても広域的な連携とあわせ、その対策が課題となっています。

水道事業は、独立採算のもと企業の運営を進めており、今後の施設改修や合併による使用料の均衡化など市民の理解を得ながら進めていく必要があります。

#### 参考データ

##### 水道の状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
給水人口(人)	29,188	29,207	29,385	29,301
使用水量(m <sup>3</sup> )	2,544,750	2,546,820	2,545,880	2,530,690
普及率(%)	87.02	87.08	87.61	87.31

資料：水道課

### これからの取り組み

#### 上水道の安定供給

安全で安心な水質を保持するため、既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、マンガンが原因と思われる濁り水の発生に対処するため、老朽管の更新等を積極的に推進します。

水質の安全確保を図るため、水質検査等により監視体制を強化します。

#### 新水源の確保

給水量の需要変化を的確に予測し、新たな水源確保や取水施設の整備を進めるとともに、中央圏域広域水道整備計画との総合的な見地から、永久的で豊富な水源確保に努めます。

未給水区域については、市民要望や加入予測、費用対効果、補助事業等を十分精査し、調査・研究を進めます。

#### 災害時の飲料水確保

水道施設は重要なライフラインであり、地震に強い施設整備や災害時に対応できる備品の整備を進めるとともに、県や周辺市町村と連携した緊急体制を確立します。

#### 水道事業の経営安定化

水道事業の健全経営を確保するため、市民の理解を得ながら水道料金の統一化や適正な料金体制を確立します。

### 目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
水 道 普 及 率	%	87.5	88.0	88.5





市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが安心して生活がおくれるよう、ともに支え合い合うことのできる「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」を推進します。

基本目標

政策

施策

健やかで安心して暮らせる  
健康と福祉のまちづくり

明るく健やかに暮らせる  
生涯健康長寿社会の実現

- 健康づくりの推進
- 母子保健の充実

ともに支え合う  
ふれあいの福祉の推進

- 地域福祉の推進
- 障害者福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 社会保障制度の充実

福祉のところで高齢者に  
優しいまちづくりの推進

- 高齢者福祉の充実

## 第1節 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現

### 1 健康づくりの推進

#### 現状と課題

市民が健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、本市では、生活環境や心身の健康など総合的な視点で健康づくりを推進しています。

本市における死亡原因は、脳卒中や心臓病・がんなどの生活習慣病が圧倒的に多くみられます。これらの病気は、毎日の食生活や運動、飲酒、喫煙などの生活習慣によって発症の危険度が高まるといわれており、個々に合わせた健康教育の充実や地域ぐるみで取り組む健康づくり体制を構築していく必要があります。併せて疾病の早期発見・早期治療のため、検診体制を充実し、受診の促進を図る必要があります。

また、生涯を健康に過ごしていくためには個人の努力だけではなく、個人を取り巻く生活環境を健康的なものに変えていくことが重要です。市民、地域が主体となり発病を予防する一次予防体制に重点をおいた健康づくりの取り組みを推進していく必要があります。

本市の医療施設は、病院が2施設（病床数420）、診療所22施設（病床数38）となっており、県都秋田市に大規模病院が多数設置され、本市の医療環境は比較的恵まれています。今後も引き続き保健医療体制の整備や保健・医療・福祉の緊密な連携を図っていく必要があります。

#### 参考データ

潟上市の死亡原因の状況

（単位：人）

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	病名	死亡数	病名	死亡数	病名	死亡数
第1位	悪性新生物	89	悪性新生物	101	悪性新生物	106
第2位	心疾患	53	脳血管疾患	43	脳血管疾患	45
第3位	脳血管疾患	45	肺炎	37	心疾患	37
第4位	肺炎	35	心疾患	36	肺炎	30
第5位	不慮の事故	14	不慮の事故	14	自殺	17
	自殺	14	自殺	14		
死亡者総数		307			306	305

資料：健康課

健康診査の受診状況（平成16年度）

区分	基本検診	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診(レントゲン)
対象数	7,423人	6,385人	7,316人	7,423人
総受診数	5,303人	3,067人	3,627人	5,429人
受診率	71.4%	48.0%	49.6%	73.1%
区分	子宮がん検診	乳がん検診	骨そしょう症検診	前立腺がん検診
対象数	4,318人	4,574人	-	-
総受診数	1,796人	1,946人	792人	386人
受診率	41.6%	42.5%	-	-

資料：健康課

これからの取り組み

計画的な健康づくりの推進

国が策定した「健康日本21」に基づく「潟上市健康21（仮称）」を策定し、健康づくり施策の推進を一層強化します。

計画を推進するため、「健康推進委員会（仮称）」の設立等地域組織や関係団体との協働体制を強化するとともに、食事、運動、たばこなどの身近な課題をはじめ、歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなど、市民の主体的な健康づくり支援のために計画的に取り組みます。

効果的な健康づくり活動を進めるため、健康づくり活動の実践評価を行います。

市民の主体的な健康づくりへの支援

健康寿命の延伸のため、日頃から健康に関心を持ち積極的に健康づくりができるよう支援体制を強化します。

健全な生活習慣確立のため、各種検診の事後指導として、疾病の特性や生活習慣病を踏まえた個別の健康教育を実施するとともに、健康に関する知識の普及や相談体制の充実に努めます。

健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室の開催などをはじめ、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを推進します。

こころの健康の保持及び自殺予防を図るため「健康潟上21（仮称）」計画に基づき健康教室や地区組織と連携しその啓発に努めます。

地域医療の充実

疾病、事故後の障害から早期社会復帰に向け、保健・医療・福祉が一体となった早期のリハビリテーションを推進します。

市民が生活習慣病などの慢性疾患の予防を目標とする「プライマリ・ケア」や「かかりつけ医機能」の啓発に努めます。

目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
基本健康診査受診率	%	45(18年度)	45	60
がん検診精密検査受診率	%	70	75	80

用語解説

プライマリ・ケア：総合的な保健医療活動で、治療や予防、健康の保持増進のための保健サービス。



## 2 母子保健の充実

### 現状と課題

子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会の実現は、市民全体が力を合わせて取り組んでいかなければならない課題です。すべての子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、妊産婦に対する保健・医療や相談体制及び乳幼児の健康管理体制の充実を図り、子どもの発達支援体制を確立していく必要があります。

一方、少子化や核家族化の進行に伴い家庭や地域の子育て機能が低下し、育児不安や児童虐待が社会的にクローズアップされています。時代を担う子どもたちの生涯を通じた健康を、家庭や地域全体で支えていくことができるよう、また、子どもたちが健やかに生まれ、安心して成長発達ができる環境整備や確保のために、保健・医療・福祉及び教育機関等と連携して、母子保健対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

### 参考データ

妊婦健康診査実施状況

(単位：人)

年度	件数	異常なし	所見あり	有所見率	有所見者内訳			
					妊娠中毒症	貧血	切迫流早産	その他
平成14年度	492	358	139	28.3%	1	132	5	3
平成15年度	510	331	179	35.1%	2	174	2	1
平成16年度	496	344	152	30.6%	0	144	1	7

乳児健康診査の状況

(単位：人)

年度	乳児健康診査			1歳6ヶ月児健康診査			3歳児健康診査		
	対象	受診者	受診率	対象	受診者	受診率	対象	受診者	受診率
平成14年度	607	592	97.5%	303	278	91.7%	312	269	86.2%
平成15年度	660	639	96.8%	298	275	92.3%	294	253	86.1%
平成16年度	596	563	94.5%	268	267	99.6%	312	265	84.9%

歯科健康診査の状況

(単位：人)

年度	1歳6ヶ月児				3歳児			
	対象	受診者	受診率	う蝕り患率	対象	受診者	受診率	う蝕り患率
平成14年度	303	278	91.7%	5.4%	312	269	86.2%	53.2%
平成15年度	298	275	92.3%	5.5%	294	253	86.1%	53.0%
平成16年度	268	267	99.6%	4.5%	312	265	84.9%	46.0%

資料：健康課

## これからの取り組み

### 妊産婦の健康管理体制の充実

母子の健やかな成長を支援するため、妊娠の早期届け出の推進や妊婦健診への助成等を継続実施します。

妊娠・分娩が安心かつ安全に経過するよう、妊産婦に対して、きめ細かな相談やマタニティ教室を開催し、妊娠中の保健指導などの支援体制を強化します。

産婦人科・小児科等と市との連携のシステム化を検討します。

### 乳幼児の健康管理体制の充実

出生から就学まで一貫性のある健康管理体制の確立に努めるとともに、健やかな発育・発達を促すため、健康診査及び歯科健康診査の充実を図ります。

発達異常や疾病の早期発見のため、健康診査事後指導から療育指導、ことばの指導等、一貫した相談指導体制をつくります。

子育てに関する疑問や不安解消のため、新生児の家庭訪問のほか、子育てを支援していくための各種教室等の充実を図ります。

### 思春期保健対策の充実

生命の大切さを理解することができるよう学校教育との連携を図り、思春期の心の教育に取り組みます。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
妊婦健診有所見率	%	30	28	26
マタニティ教室の1回あたりの受講者数	人	10	15	20
乳児健康診査受診率	%	95	100	100
1歳6ヶ月児健康診査受診率	%	99	100	100
3歳児健康診査受診率	%	85	90	95
虫歯り患率(1歳6ヶ月児)	%	4	3	2
虫歯り患率(3歳児)	%	45	40	35
思春期保健に関わる教室の実施	校	1	3	3

## 第2節 ともに支え合うふれあいの福祉の推進



### 1 地域福祉の推進

#### 現状と課題

少子高齢化の進行や核家族化の増加に伴い、介護や看護を中心に福祉サービスの需要が拡大しています。また、介護保険制度の実施に伴い、在宅サービスの多様化が見られる一方、市民の連帯感の希薄化が指摘されています。

本市では、行政・社会福祉協議会・民生児童委員等が協力して地域福祉の充実に努め、きめ細かい福祉活動を展開しています。また、アンケート調査では、市が今後、重点的に取り組むべき事項の1位に「保健・医療の充実」、3位に「社会福祉の充実」、10位に「地域福祉の充実」が挙げられるなど、市民はさらなる福祉の充実に求めています。

また、すべての人が住み慣れた地域で、安心して快適に、できるだけ自立して生きがいを持って暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに合った総合的なサービスが効率的に提供される体制を構築することが必要です。そのためには、公的サービスの充実はもとより、市民が相互に支え合い・助け合う仕組みについて、それぞれの地域において市民が主体的に創意工夫しながら形づくっていくことが求められるとともに、ユニバーサルデザイン の理念に基づき、誰もが安心して快適に暮らすことができる環境づくりへのこれまで以上の取り組みが必要となっています。

#### 参考データ

施策の中で今後、重点的に取り組むべき事項 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から

合計（1位、2位、3位として挙げられたものの合算）		
順位	項目	(%)
1	保健・医療の充実	25.4
2	行財政運営の効率化	18.3
3	社会福祉の充実	17.2
4	子育て支援の充実	16.8
5	幼児・学校教育の充実	16.0
6	商工業の振興	15.5
7	道路の整備	15.0
8	自然環境の保全	12.1
9	上下水道の整備	11.8
10	地域福祉の充実	11.0

#### 用語解説

ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。

これからの取り組み

福祉サービスの提供

少子高齢化、核家族化、家庭や地域での相互扶助の希薄化と地域社会を取り巻く環境が変化している中で、市民一人ひとりが安心して幸せな生活がおくれるよう、市民・地域・行政等関係機関が協働で地域福祉のまちづくり計画の策定に向けて検討・協議を進めます。

高齢者や障害者等が生き生きと安心して自立した生活を営むため、「福祉事務所」を中心に相談事業の充実を図り、利用者の立場に立った必要な福祉サービスの企画・提供に努めます。

社会福祉協議会・在宅介護支援センター等のさまざまなサービスを、民間活力を利用しながらその安定的な運営に努めます。

支え合う地域福祉の推進

社会福祉協議会・在宅介護支援センター・民生児童委員・NPO・ボランティアなどとの連携を図り、地域ケアシステムの構築・整備について検討します。

地域福祉の中核である社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業の支援に努めるとともに、福祉員の設置や地域福祉ネットワーク（見守りネットワーク）事業、研修会、交流会等の事業を推進します。

社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録、福祉教育の推進、研修会、ボランティアスクールの開設など地域福祉を支える担い手の育成に努めます。

福祉環境の整備・充実

障害者、高齢者等が地域社会で安心して生活できるよう、公共施設へのスロープの設置や歩道の段差解消など福祉環境の整備・充実を図り、地域のバリアフリー化を推進します。

目 標

区 分	単位	17年度	20年度	22年度
地域福祉計画の策定		未策定	策定準備	策定



## 2 障害者福祉の充実

### 現状と課題

障害者を取り巻く環境は、障害者自身の高齢化とともに、その保護者である家族の高齢化も進んでいます。

障害者福祉においては、これまでの障害福祉サービスを行政が決定する「措置制度」から、障害者が自らサービスを選択し事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。さらに、「自立支援法」の成立により平成18年4月からは身体・知的・精神のどの障害の人も共通の福祉サービスを受けられるようになりました。利用者が身近な地域で安心して自分にあったサービスを選択できるような情報提供や相談支援体制の充実を図るなど、制度の円滑な運用が求められています。

また、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、新たな生活の場の確保や就労支援、社会参加の環境づくり等の支援を行っていく必要があります。

一方、精神障害者の社会的入院の解消や、近年社会問題化しているうつ病やひきこもり、人格障害などの対応困難事例に対する支援についても取り組む必要があります。

さらに、障害をもつ市民が社会的に不利益を被らないよう、ノーマライゼーションの理念を押し進めるため、障害者が健常者とともに学ぶことができる学校教育、社会教育の場の充実を図るなど、障害者の自立と社会参加を促進し、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、社会のバリアフリー化を推進していくことが望まれます。また、障害者が就労することは、社会的自立のための経済基盤となるとともに、生きがいをもって生活していくうえで重要な意味を持っています。障害者がその希望と適正を尊重され、働くことができるような環境づくりが課題となっています。今後は、障害のある人が主体性と自主性を確保しながら、自身の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加し、地域の中で普通に暮らしていくことのできる地域社会の実現が求められています。

#### 用語解説

ノーマライゼーション：高齢者や知的障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念のこと。

参考データ

障害者数・等級別の状況

(平成17年12月31日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	37	24	10	11	19	10	111
聴覚・平衡機能障害	8	28	20	16	1	44	117
聴覚	8	27	19	16	1	44	115
平衡機能	0	1	1	0	0	0	2
音声・言語等機能障害	0	0	21	8	0	1	30
肢体不自由	226	271	151	210	87	31	976
上肢	155	146	53	35	32	14	435
下肢	53	98	73	175	40	17	456
体幹	17	27	25	0	15	0	84
運動機能障害	1	0	0	0	0	0	1
上肢機能	1	0	0	0	0	0	1
移動機能	0	0	0	0	0	0	0
内部障害	246	3	74	54	0	0	377
心臓機能障害	179	1	47	8	0	0	235
じん臓機能障害	62	0	3	1	0	0	66
呼吸器機能障害	5	2	22	6	0	0	35
膀胱直腸等障害	0	0	2	39	0	0	41
小腸機能障害	0	0	0	0	0	0	0
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0
計	517	326	276	299	107	86	1,611

資料：社会福祉課

療育手帳等級別の状況

(平成17年12月31日現在)

区 分	療育手帳A (最重度・重度)	療育手帳B (中度・軽度)	計
0～19歳	17	34	51
20～64歳	68	67	135
65歳以上	13	6	19
計	98	107	205

療育手帳：知的障害者の方に交付する手帳のこと。 資料：社会福祉課

療育手帳等級別の状況

(平成17年12月31日現在)

区 分	精神障害者 手帳 1 級	精神障害者 手帳 2 級	精神障害者 手帳 3 級	計
0～19歳	0	0	0	0
20～29歳	0	3	4	7
30～39歳	1	13	6	20
40～49歳	1	12	6	19
50～59歳	5	28	8	41
60～69歳	1	11	0	12
70歳以上	5	5	1	11
計	13	72	25	110

資料：社会福祉課

これからの取り組み

生活支援の充実

障害者が安心して必要なサービスを受けられるよう、民生児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、日常生活支援のためのネットワークづくりに努めます。

障害者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、公共施設へのスロープの設置や歩道の段差解消などバリアフリー化の推進とコミュニケーション手段等の充実に努めます。

自立した日常生活がおくれるよう、障害福祉サービスや自立支援医療等の各種福祉サービスを利用するにあたって、障害者自らがサービスを自由に選択し利用できるよう支援するとともに、情報提供や相談体制の充実を図ります。

医療費の負担が大きい心身障害者の健康の保持・増進を図るため、福祉用具や更正医療・福祉医療・特別障害者手当等の支給を継続していきます。

社会的自立と社会参加の促進

障害者が身近な地域において安心して働けるよう、社会福祉法人・民間団体等の協力を得ながら働く場の創出と確保に努めるとともに、地域におけるボランティア組織の協力を得ながら、社会参加を促進します。

高齢者や障害を持つ人を思いやる心の醸成や福祉ボランティア体験など福祉教育を充実させるとともに、ノーマライゼーションの理念を押し進めます。

精神障害者への支援の充実

近年社会問題化している「うつ病」など、増加している精神障害についての知識を普及・啓発するとともに、心の健康保持・増進のため、関係機関との連携により相談支援体制の充実を図ります。

精神障害者の社会参加・社会復帰の促進を図るため、就労支援や自立支援医療等の各種サービスを提供し、障害者自らが住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう支援していきます。

目 標

区 分	18年度	20年度	27年度
障害者計画の策定	策定準備	策定	-
障害福祉計画の策定	策定	-	



### 3 児童福祉の充実

#### 現状と課題

児童福祉は、児童福祉法に基づいているいろいろな問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや障害児に対する在宅・施設サービス等が実施されています。また、要保護児童の保護・救済といった制度から子育てを社会全体で支える視点からの制度の充実が必要であり、子育て支援を含めた施策の推進が一層求められています。

年々母子・父子家庭は増加傾向にあることから家庭における経済負担の軽減を図るため、今後も医療費の助成を継続していくとともに、家庭の状況に応じて生活の安定や家庭環境の向上を図るため、相談体制の充実が必要となっています。

福祉医療制度は、乳幼児、母子・父子家庭の児童、重度心身障害（児）者等の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する医療費助成制度です。本市の受給者数は平成17年3月31日現在で3,521人、平成16年度の医療費助成総額が約1億1千5百万円となっており、障害者の増加に伴い年々増え続けています。

本市の福祉医療は、対象年齢を2歳の年度末までとしており、それ以降の未就学の間入院期間については、所得制限基準額により対象外となった場合でも対象とし、少子化対策を図っています。今後は、財政事情を考慮しながら制度の適正な運用を図っていく必要があります。

#### これからの取り組み

##### 福祉医療制度の充実

乳幼児医療費の負担を軽減するため、乳幼児医療費の支給を実施するとともに、少子化に対応した本市独自の乳幼児福祉医療施策の調査・研究を行います。

福祉医療制度の適正な運用のため、受給者に対し受診時の重複・頻回・多受診を避け、効率良く受診するよう周知徹底を図るとともに、県に対し対象者の公平化を図るよう所得制限の撤廃を要望します。

##### 要保護児童への支援の充実

すべての子育て家庭が安心して、ゆとりを持って子育てに取り組むことができるよう、特に支援が必要な子どもや家庭に対してはきめ細かいサポートを行います。

父母の離婚などによるひとり親家庭の児童などの家庭における経済負担の軽減を図るため、児童扶養手当や福祉医療費の支給、保育料の援助などの支援を充実させます。



## 4 社会保障制度の充実

### 現状と課題

社会保障とは、国民の生活の安定が損なわれた場合に国民がすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うものとされています。4人に1人が高齢者という本格的な高齢化社会を迎える中、社会保障ニーズの大幅な増加が予想され、現行制度のままではこれを負担できなくなる可能性があります。こうした現状を回避し、安心して生活できる社会を今後も維持していくためには、それぞれの制度に整合性がとれた考え方に基づき、一人ひとりが誇りと生きる喜びを感じられるような社会保障の仕組みを作り上げていくことが重要です。

生活保護制度は、最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長することを目的とするものですが、長引く経済情勢の低迷により、被保護世帯が増加傾向にあり、関係法令等の遵守に努め、適正な保護の実施を図ることが求められています。

国民健康保険は、高齢化社会の進展と景気低迷等により、加入者及び高齢者の増加や医療技術の進歩に伴い医療費の負担が増加傾向にあるとともに、保険税の収納率が年々低下してきています。本市では、加入者が税を納めやすいよう、納期を6期から8期にするなどの措置を講じています。また、悪質な滞納者には、短期保険証や資格証明証等の交付を実施するとともに、医療費の差し止めなどの措置を講じるなどの国民健康保険事業の健全な運営に努めています。今後は、賦課方式の見直しを図るなど、加入者が安心して医療が受けられるよう、健全な運営に努める必要があります。

老人保健医療制度は、75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の高齢者が医療機関等に受診するときの負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度です。本市の受給者数は平成17年3月31日現在で4,493人、平成16年度の医療費負担額が約35億4千万円で、受給者1人当たりの医療費は約77万円となっており、急速な高齢化や医療技術の進歩等から医療費は年々増え続け、財政状況は厳しさを増しています。このため、若いうちからの健康づくりを進めていくとともに、日頃から安心して相談できる「かかりつけ医」の普及を図るなど、医療費の適正化を図っていく必要があります。

平成12年4月より始まった介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えていく仕組みとして定着していますが、サービスの供給過剰が高齢者の自立を妨げたり、在宅介護重視を謳いながら実情は施設介護中心だったり、現実とあわない課題を多く抱えています。平成18年度からの法改正によって、高齢者の自立支援を目的とした介護予防重視への転換が試みられることから、本市においては高齢化社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実と基盤整備、関連事業者等との連携を十分に図っていくことが求められます。

参考データ

生活保護の状況

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
世帯数(件)	210	233	252	267
人員(人)	285	318	351	381
保護率(%)	8.0	8.9	9.8	10.6

資料：社会福祉課

国民健康保険加入者の状況

(単位：人、世帯)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
国保加入世帯数	5,424	5,687	5,939	6,088
国保加入者数	11,289	11,705	12,143	12,418
退職被保険者数	1,452	1,535	1,763	2,029
老人保健対象者数	2,975	3,132	3,087	3,011
一般被保険者数	6,862	7,038	7,293	7,378
介護保険2号被保険者数	4,054	4,133	4,177	4,250

資料：市民課

老人医療の状況

(単位：人、件、円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受給者数	4,894	4,875	4,763	4,493
医療件数(現物給付)	130,463	147,962	146,631	143,115
“(現金給付)	1,461	2,522	6,043	5,954
1人あたりの医療負担額	669,042	709,725	772,305	789,001
1件あたりの医療負担額	24,786	22,992	24,094	23,781

資料：市民課

要介護(要支援)認定者数の状況(年度末現在)

(単位：人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
要 支 援	111	150	113	100
要 介 護 1	253	325	486	530
要 介 護 2	240	236	190	247
要 介 護 3	176	181	150	193
要 介 護 4	172	178	200	198
要 介 護 5	161	167	181	195
合 計	1,113	1,237	1,320	1,463

資料：高齢福祉課

居宅介護（支援）及び施設サービス受給者数の状況（年度累計）（単位：人）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
居宅介護(支援)サービス	5,913	7,005	7,836	8,591
施設介護サービス	4,235	4,168	3,580	3,885
介護老人福祉施設	1,771	1,785	1,790	1,796
介護老人保健施設	2,087	2,030	1,971	2,017
介護療養型医療施設	377	353	89	72
合 計	10,148	11,173	11,416	12,476

資料：高齢福祉課

介護サービス給付費の状況（年度累計）（単位：円）

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
居宅介護(支援)サービス	423,634,203	531,827,124	621,519,300	681,785,296
訪問通所サービス	316,924,227	360,710,894	404,500,680	412,346,696
短期入所サービス	43,558,146	70,741,287	76,374,729	103,455,999
その他の単品サービス	54,148,428	92,678,106	132,860,033	157,034,818
福祉用具購入費	1,860,138	1,589,729	1,322,635	1,797,447
住宅改修費	7,143,264	6,107,108	6,461,223	7,150,336
施設介護サービス	1,327,474,346	1,288,286,503	1,114,714,659	1,126,657,067
介護老人福祉施設	535,674,616	530,323,577	505,595,463	502,650,297
介護老人保健施設	633,273,700	613,977,564	574,110,287	596,982,735
介護療養型医療施設	158,526,030	143,985,362	35,008,909	27,024,035
合 計	1,751,108,549	1,820,113,627	1,736,233,959	1,808,442,363

資料：高齢福祉課

## これからの取り組み

### 生活保護制度の適正な実施

生活困窮者に対し、「生活保護法」に基づく最低限度の生活を保障するため、適切な保護の決定・実施に努めます。

要保護者に対してはその自立を助長するため、職業安定所等と連携し、きめ細かい就労支援を行うとともに、実情に応じた相談・支援等の充実に努めます。

### 国民健康保険事業の健全な運用

制度の適正な運用に向け、レセプト点検の充実や被保険者への啓発等を推進します。

国民健康保険事業の安定化と被保険者の公平性を保つため、収納体制を充実させるとともに、賦課方法の見直しを検討します。

### 老人保健医療制度の健全な運用

高齢者の健康保持や疾病の予防・早期発見などに取り組むことにより、福祉の向上と財政的な負担の軽減を図り、健全な運営に努めます。

医療費の現状の周知徹底、重複・頻回・多受診者に対する保健師の訪問指導など日頃からの健康づくりの保健事業の強化を図ります。

### 介護保険事業の健全な運用

介護サービス提供の円滑化、適正化に向け、中心的な役割を担う人材の確保や資質向上と、介護保険サービス事業者に対する指定及び指導を行います。

介護保険制度改正の動向を踏まえ、第3期介護保険事業計画を策定し、適正で計画的な運営を目指します。

サービス利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実するとともに、低所得者対策及び介護サービスに対する苦情への対応を適切に行います。

在宅介護支援センターを見直し、地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として「地域包括支援センター」の創設を図ります。

### 国民年金制度の周知

市民の老後における年金受給権を確保するため、広報紙等による啓発活動に努めます。

## 目 標

区 分	単位	16年度	20年度	27年度
国民健康保険税収納率 現年度分	%	87.79	90.00	95.00
国民健康保険税収納率 滞納繰越分	%	10.36	15.00	22.00
地域差指数(全国平均との比較)		1.107	1.100	1.000
保険事業費割合(保険事業費/税調定額)	%	1.83	2.00	2.50



## 第3節 福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進



### 1 高齢者福祉の充実

#### 現状と課題

日本人の平均寿命が伸びつづけるなか、高齢期を健康で生きがいをもって暮らしていくことは大きな課題となっています。高齢者が豊かな知識や経験を活かしながら、地域社会の一員として活動していくことは、高齢者の健康の保持・増進の面からも、介護予防の面からも必要なことです。

また、高齢者が地域社会の中で健康で明るい生活がおくれるよう、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に実施していくとともに、より一層の社会参加や地域交流を促進していくことが大切です。

本市においては、平成16年3月現在、65歳以上の高齢者は7,612人で人口の21.0%を占め、平成27年に高齢化率は28.5%と推計されています。それに伴い、要介護者及び要支援者の増加が懸念されるとともに、アンケート調査でも、「高齢者の生きがいづくり」や「ひとり暮らし高齢者への支援」などの充実が望まれています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの拡充はもとより、高齢者自らも健康・生きがいづくりや介護予防に努めるなどの自助努力が求められます。また、高齢者ができるだけ自立した生活をおくるために、地域の相談支援機能の充実や、ひとり暮らし高齢者を身近な地域で見守り、手助けしていく地域ケアシステムの構築が求められています。

また、高齢者の社会参加や交流の場である「老人クラブ」や、高齢者の知識や経験を活かすためのシルバー人材センターの育成に努める必要があります。さらに高齢者の学習や趣味等の活動の場である「老人憩いの家」「創作館」「ことぶき荘」などの福祉サービス基盤である施設の適正な維持管理や計画的に整備していくことも必要となっています。

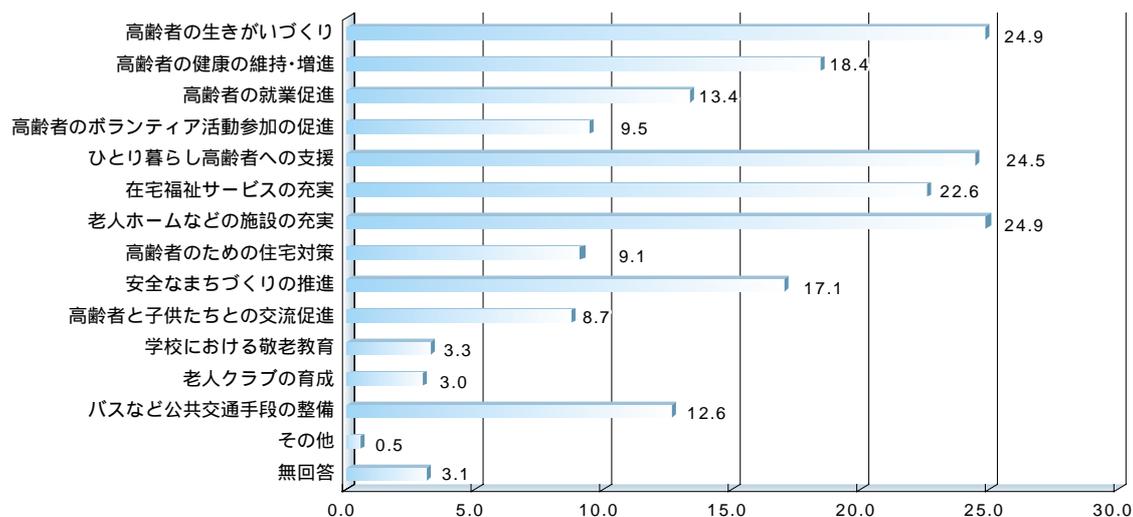
#### 参考データ

##### 高齢化率と老人クラブ数の推移

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
高齢人口（65歳以上）	6,912	7,155	7,382	7,612
割合	19.1%	19.7%	20.4%	21.0%
要保護高齢者数	641	631	643	666
一人暮らし	459	467	490	510
寝たきり	182	164	153	156
老人クラブ数	64	65	65	66

資料：人口は住民登録人口、その他は高齢福祉課

高齢化社会の中で今後、重点的に取り組むべき事項 新市建設計画アンケート(15年9月実施)結果から



## これからの取り組み

### 介護予防体制の充実

介護予防を広い概念として捉え、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動を社会全体の取り組みとして進めていくため、高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、一人ひとりのニーズに対応した介護予防・地域支え合い事業を実施するとともに、誰もが社会活動やボランティアに参加できる環境づくりを進めます。

### 自立生活の支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、高齢者を地域で支えていくためのしくみやネットワーク機能の充実を図ります。

### 生きがいづくりの支援

高齢者が持つ知識や経験を若い世代に伝えるための世代間交流を促進するとともに、健康の保持・増進のためのスポーツ・レクリエーション活動の推進や知識・教養の向上、社会奉仕活動など生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。

高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を創出していくため、シルバー人材センターの運営を支援します。

高齢者が健康で生きがいを持った生活をおくることができるよう、それぞれのニーズに対応した老人クラブ活動への支援を行うとともに、誰もが活動に参加できる環境づくりを進めます。

急速な高齢化により、長寿を祝う敬老式や敬老祝い金の対象者が増加していることから、式典会場や内容等の見直しを検討します。

### 高齢者福祉施設の適正管理

高齢者のふれあいの場となる「老人憩いの家」や「創作館」「ことぶき荘」の適正な維持管理に努めるとともに、福祉センターや介護予防センターなどの利用促進に努めます。

目 標

目標（介護予防・生きがい活動支援事業）	単位	17年度	20年度	27年度
生きがい活動支援通所事業	人	5	10	11
生活管理指導員派遣事業	人	1	4	6
生活管理指導短期宿泊事業	人	1	5	7

目標（高齢者等の家族介護支援事業）	単位	17年度	20年度	27年度
家族介護用品支給事業	人	30	35	45
家族介護慰労事業	人	1	3	4

目標（高齢者等の生活支援事業）	単位	17年度	20年度	27年度
配食サービス事業	人	150	190	250
軽度生活援助事業	人	40	60	85
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	人	60	80	95

目標（高齢者等在宅福祉事業）	単位	17年度	20年度	27年度
老人日常生活用具給付事業	人	1	1	2

自立生活の支援

目標（ネットワーク及びボランティアの育成）	単位	17年度	20年度	27年度
ネットワーク	ネット	312	350	400
ボランティア団体等活動支援事業	人	488	575	700
緊急通報体制等整備事業	台	113	123	153

生きがいづくりの支援

目標（老人クラブ活動の活性化）	単位	17年度	20年度	27年度
老人クラブ会員数	人	5,248	6,190	7,400

目標（高齢者の生きがいづくりと社会参加事業）	単位	17年度	20年度	27年度
敬老式参加者数	人	1,100	1,400	1,750
敬老祝い金支給者数	人	5 2 6	5 7 0	7 2 0

## 第4章 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり



地域経済が活力を高め、市民の豊かな生活を支えていくためには、生きがいを持って働くことのできる力強い産業の振興を図ることが重要です。

このため、既存産業が抱える課題の解決に取り組みながら活性化を図るとともに、各自の創意工夫から新しい時代に対応できる産業を育成し、豊かさとゆとりが実感できる「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」を推進します。

### 基本目標

### 政策

### 施策

活力と創意工夫で豊かに  
暮らせる産業のまちづくり

活力と魅力あふれる  
農林水産業の振興

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興

ひと・もの・情報が  
行き交う商工業の振興

- 商工業の振興
- 観光の振興

第3編

前期  
基本  
計画

## 第1節 活力と魅力あふれる農林水産業の振興



### 1 農業の振興

#### 現状と課題

「米政策改革大綱」により、これまでの生産調整面積の配分が平成16年度より米の生産目標数量を配分するという方式に変更となりました。農家・農業団体が需要に応じた米づくりを主体的に行うことを目的とした、こうした改革に対応した農業政策の転換が求められています。さらに、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、新たな経営所得安定対策の対象となる「担い手」を認定農業者のほか、営農組織のうち一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織に集中化、重点化する方向にあります。

本市の農業生産構造等は、農業粗生産額・農業就業者数・経営耕地面積・農家数において、いずれも減少してきており、経営耕地面積のうち田の構成比は、県全体と比べても高く、依然として稲作へ依存した生産構造となっています。

米の消費量が引き続き減少傾向にあることから、本県では消費者の高品質で良質味米、安全安心志向に沿って、米の生産目標数量の配分に営農の継続性に配慮した「基本数量割」と、需要に応じた「売れる米づくり」の取組実績や「栽培診断の取組状況」など、新たな要素を加えた評価点方式による「上積み数量算定方法」を加味した数量配分を実施しています。転作作物については、それぞれの地域で取り組みに違いがあるものの、生産集団による高品質大豆等の生産が確実に定着化してきています。

このような中で、さらに農業・農村と都市との調和及び農業の振興と農地の保全を図っていくため、農地の高度利用や地域の特性を十分に活かした生産性の高い農業構造の確立、生産・流通の効率化に向けた取り組み等が必要となっています。また、経営感覚に優れた担い手の確保・育成と高能率生産技術・経営管理能力向上のほか、認定農業者の確保や集落営農の組織化・法人化への誘導、多様な組織経営体の育成に向けた新たな支援組織などの設置による体制の整備、女性起業家への支援、高齢者の役割の向上を促進する必要があります。

農業生産基盤については引き続き整備を推進し、優れた農業経営者に農地の利用集積を促進する必要があります。

また、本市の農業は米への依存度が高いことから、経営基盤の強化を図るため、消費者ニーズを的確に把握して、野菜や果樹、花卉等を組み合わせた複合経営を戦略的に進める必要があります。

一方、学校給食等に地元で取れた農産物を利用するなどの地産地消や食育推進運動と連携した具体的な取り組みを検討する必要があります。

#### 用語解説

**米政策改革大綱**：平成14年12月に国が米の過剰基調と水田農業経営の状況に対応し、水田農業経営の安定発展や水田の利活用促進等による自給率公共施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米経費の縮減が出来るように水田農業施策・米政策の大転換を図る方向を示したもの。

**食料・農業・農村基本計画**：平成17年3月に国が食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画

**地産地消**：地元でとれた生産物を地元で消費すること。

**食育**：一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。

参考データ

農業粗生産額・農業就業者数・経営耕地面積・農家数等の推移

	平成7年		平成12年	
	潟上市	秋田県	潟上市	秋田県
農業粗生産額（千万円）	560	24,688	443	20,580
農業就業者数（人）	1,530	74,498	1,245	60,591
経営耕地面積（ha）	3,226	151,820	3,124	135,082
田（構成比）	2,994 92.8%	134,200 88.4%	2,943 94.2%	132,200 89.0%
畑（構成比）	158 4.9%	13,500 8.9%	112 3.6%	12,700 8.5%
樹園地（構成比）	74 2.3%	4,120 2.7%	70 2.2%	3,690 2.5%
農家数（戸）	2,067	77,300	1,624	70,042
専業（構成比）	190 9.2%	6,096 7.9%	176 10.8%	7,070 10.1%
第1種兼業（構成比）	407 19.7%	18,655 24.1%	275 16.9%	12,033 17.2%
第2種兼業（構成比）	1,470 71.1%	52,549 68.0%	1,173 72.2%	50,939 72.7%
1就業者あたり（千万円）	0.37	0.33	0.36	0.34
1haあたり（千万円）	0.17	0.16	0.14	0.14
1戸あたり（千万円）	0.27	0.32	0.27	0.29

資料：農林業センサス

生産調整の配分状況

	平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	潟上市	秋田県	潟上市	秋田県	潟上市	秋田県	潟上市	秋田県	潟上市	秋田県
目標面積 ha)	885	42,476	932	41,282	989	43,933				
目標転作率	28.5%	32.9%	29.8%	32.9%	32.0%	34.3%				
米の生産目標数量 (t)							12,526	500,270	12,546	502,670

平成15年度までは転作目標面積の配分、平成16年度からは米の生産目標数量を配分している。  
資料：産業課



## これからの取り組み

### 農業をリードする担い手の育成・確保

地域農業の発展を図るため、農用地の利用集積を進めるとともに、経営所得安定対策の対象となる認定農業者や集落営農の組織化・法人化への誘導を進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。さらに、地域農業の核となる企業的な経営方式の導入を目指す生産組織の法人化を支援するとともに、法人化後の経営指導等の支援を充実させます。

新規就農者や女性起業家及び認定農業者を農業生産や地域づくりの重要な担い手として位置づけ、特に新規就農者については、フロンティア農業者研修の助成など、十分に能力を発揮できるための条件整備を図ります。

女性が農業経営や地域社会に積極的に参加できるよう、男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を図るとともに、地域の担い手として地域で支えていく体制を整えます。

農業経営の向上を図るため、農業簿記習得等のパソコン教室を開催し、農業者の経営改善を側面から支援します。

### 農業生産基盤の整備と農地・水・農村環境保全の推進

かんがい排水施設については、生産性の向上と地域用水機能の保持を図るため、主要な用排水施設の整備を行うとともに、土地改良区等が行う施設整備等について支援します。

ほ場整備については、地域条件に応じた区画、用排水路、暗渠排水等の整備を推進し、水田の汎用化を促進します。

生産資源・環境資源の適切な保全管理を図るため、地域共同活動を推進します。

### 農産物等の生産振興

消費者ニーズや産地間競争に対応するため、食味値や整粒歩合を高めるための技術指導を実施するなど、安全で高品質なブランド米の生産体制を確立します。

消費者ニーズに即した「売れる米づくり」を推進するため、地域の特性を生かした安全で高品質なブランド米の生産拡大を図ります。

「大豆」を地域重点作物と位置づけ、農業機械や共同利用施設の効率的利用の整備拡充を進めながら、団地化による高品質大豆の生産を推進します。あわせて食品加工による付加価値の増大を図ります。

農業生産の低コストを図るため、直播栽培 等による生産体制を推進し、技術の確立と集団的な取り組みを支援します。

花きについては、昭和地区の「ブルーメッセあきた」と県花き種苗センターを核として「花のまち」としての各種イベントの実施や花に関する情報を提供するとともに、生産農家と連携しながら市場ニーズを的確に把握し、高品質で安定的な生産体制を確立するなど、販売促進を図ります。

果樹については、消費者ニーズを的確に把握した計画的な品種改良を進め、高品質な生産を推進します。

## 用語解説

直播栽培：苗代を用いずに本田に直接、種子をまいて水稻などを栽培すること。

### 地産地消の推進

市内産農産物を活用した特産品の開発や学校給食への供給拡大を促進するとともに、既存の農産物直売所を活用し、積極的に地産地消を推進します。また、地域の食材や食文化のよさを見直すスローフード運動の啓発普及の推進や販売促進のためのファーマーズマーケットの充実、ITを活用した情報発信に努めます。また、米・野菜などの市内産農産物について、生産現場から食卓まで食の安全性を保证するトレーサビリティ（生産履歴表示）システムの導入を検討します。各種イベント時等に観光・商工業等の異業種との積極的な交流・連携を図りながら、市内産農産物・特産品のPRや販売を推進します。

### 農業体験の促進

農業地域の特色を活かした農家民宿施設整備によるグリーンツーリズムを推進するため、幅広い支援体制の整備を検討します。

市民農園や体験農園等の施設整備による農作業体験を通し、農村が持つ多面的機能への理解とアグリビジネスの起業化を促進します。

### 環境に配慮した農業の推進

豊かな自然環境を守っていくため、農業用使用済プラスチックのリサイクルの適切な回収・処理を推進します。

生ごみなどの有機性資源の利用等、環境保全型・資源循環型農法の展開を促進します。

### 秋田県種苗交換会の開催

「聖農石川理紀之助翁」が創設し、輝かしい歴史と伝統を誇る秋田県種苗交換会の第129回目が、本市において開催されることに大きな誇りと意義を持ち、潟上市の農・商・工の新たな出発点として全市を挙げて取り組みます。

## 目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
認定農業者数	人	177	190	210
農地集積面積	ha	1,244	1,300	1,500
転作の団地化	団体	28	30	30
団地化の面積	ha	519	520	550
農業用使用済プラスチック回収量(年)	t	21	18	15

### 用語解説

**スローフード運動**：ファーストフードに対する言葉で、伝統料理を守る 質の良い食材を提供する生産者を守る 子ども達を含めた消費者に味の教育をするという3つの考えを運動の柱としている。

**ファーマーズマーケット**：地元農家が栽培した野菜や果物、花などの農産物を直接、店に持ってきて販売すること。

**グリーンツーリズム**：都市住民が農山村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

**アグリビジネス**：農業生産とそれに関連する資材供給や加工分野における企業活動。



## 2 林業の振興

### 現状と課題

本市の林業純生産額は、平成9年から平成11年までは増加していたものの、平成12年以降は減少しています。平成15年の林業純生産額は47百万円と平成9年から4割程度減少していますが、県全体と比べると減少幅は小さくなっています。また、本市の主な特用林産物は、まいたけ・なめこ・その他山菜などであり、生産実績は年々減少していますが、県全体と比べると減少幅は小さくなっています。

森林については、木材の生産機能に加え、水源かん養や国土保全、大気の浄化、生態系保全などの公益的機能が重要視されています。一方、木材価格の低迷、林業労働力の高齢化などにより、生産活動の停滞や手入れの行き届かない森林の増加が問題となっています。このような中で、森林生態系の保全と公益的機能の高度発揮に配慮した、安定的・効率的な木材生産体制の構築が求められています。また、本市における松くい虫の被害が拡大しており、新たな植林や松くい虫の被害を受けやすい松林等を守るため被害の防止に努める必要があります。

### 参考データ

林業純生産額の推移

(単位：百万円)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
潟上市	77	93	94	56	51	42	47
秋田県	16,105	17,335	17,582	9,238	8,720	7,182	6,505

資料：産業課

これからの取り組み

森林資源の保全と活用

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な育成のため、保育・間伐事業や育成天然林施業、長伐期施業を積極的に導入し、適正な管理による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、林道等作業道の整備により林業経営を支援します。

公益的機能の高い松林などの保全を図るため、森林整備計画の見直しを行うとともに、松くい虫の被害地域の拡大防止対策を関係機関と連携し防除等により、健全な森林育成に努めます。

目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
林 道 の 補 修	路線	2	3	5





### 3 水産業の振興

#### 現状と課題

八郎湖で行われている内水面漁業の状況は、ワカサギやシラウオを中心に淡水魚が水揚げされ、佃煮加工用として供給されています。漁獲量については増減を繰り返しており、平成16年度に244,613kgと平成12年度から1割弱程度増えています。

本市では、ワカサギ稚魚などの放流事業を実施するとともに、ワカサギ、シラウオについては漁獲期間や操業時間を制限するなど資源保護にも努めています。一方、ブラックバスの2次放流等により、淡水魚の幼魚の食害や、水質汚濁が原因と見られる「あおこ」の発生などへの対策が課題となっています。

一方、海面漁業の漁獲量は増減を繰り返しながら横ばいで推移しており、魚種別では、アジ・アオ類で、近年はハタハタの順位が高くなっていますが、漁獲量や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化などにより厳しい状況にあります。

本市では、車エビやガザミの種苗放流の支援を行っており、関係機関との連携し真鯛やヒラメの稚魚放流、トラフグの標識放流など資源管理型漁業を推進しています。また、漁港施設の老朽化、港内堆砂の浚渫や海洋性レジャーの普及に伴うプレジャーボートの不法係留対策などが課題となっています。

今後も、関係機関と連携し、資源管理を行いながら、生産性の高い漁業を進める「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚価の安定と販路の拡大に努めるとともに、計画的に漁業環境の整備を進める必要があります。

#### 参考データ

##### 内水面漁獲量の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
漁獲量 (kg)	213,023	253,595	281,174	235,554	244,613
第1位	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ	ワカサギ
第2位	シラウオ	シラウオ	シラウオ	シラウオ	シラウオ
第3位	フナ	ハゼ類	ハゼ類	ハゼ類	ハゼ類

資料：産業課

##### 海面漁獲量の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
漁獲量 (t)	491	482	406	491	573
第1位	アジ	アジ	アジ	ハタハタ	ハタハタ
第2位	アオ類	アオ類	アオ類	アジ	アオ類
第3位	イワシ	ハギ	タラ	アオ類	アジ

資料：産業課

#### 用語解説

プレジャーボート：ヨット、クルーザー、モーターボート等のレジャーを主目的にした船舶の総称。

これからの取り組み

海面漁業の振興

安定した漁獲量を確保するため、中間育成した車エビ、ガザミ等の種苗放流事業を継続実施し、水産資源の維持増大を図ります。

各種補助事業を活用し、老朽化している施設の改修や港内堆砂の浚渫等により、漁港環境の整備を進めます。

内水面漁業の振興

本市の特産品である佃煮加工に結びつく内水面漁業については、わかさぎ卵等の放流事業を積極的に推進し資源保護に努めます。

資源保護を確保するため、ブラックバスの放流や増加を防ぐ対策を検討します。

目 標

区 分	単位	16年度	20年度	27年度
海面漁業の漁獲量	t	573	575	580
内水面漁業の漁獲量	t	245	250	255



## 第2節 ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興



### 1 商工業の振興

#### 現状と課題

経済のグローバル化や情報化の進展により、生産拠点が海外にシフトしたり、新たなビジネスチャンスが生まれるなど、市場ニーズを的確に反映しながら産業界は常に変化しています。

本市の小売店舗数は平成11年度に若干増加していますが以降は年々減少し、地元購買率は天王地区を除いて激減しており、従業員数も平成11年度をピークに減少しています。これは、天王地区に大型小売店が設置されたことや本市の近辺に郊外型の大型小売店やディスカウントショップなどが増えたため、本市の小売業は厳しい状況にあります。

今後は大型店との差別化を図るため、消費者ニーズを捉えたきめ細かなサービスや地場産品・特産品の開拓・販売など、独自の経営戦略を推進する必要があります。また、消費者を引きつけるための個性的で魅力ある商店街の整備を促進し、商業集積を図る必要があります。

工業については、地域経済の要として若年層の定住促進や就業機会の拡充など重要な役割を担っていますが、本市の事業所数・従業者数・製造品出荷額等は年々減少してきています。なお、本市では電気・機械産業が盛んであり、1事業所当たりの製造出荷額は秋田県の平均を上回っており、比較的事業規模の大きい企業が多くなっています。既存工業の振興を図るため、各種融資制度の活用を推進し、市場動向のマーケティング情報の提供や研修などの実施により、経営基盤の強化を進めることが必要となっています。

企業誘致については、アンケート結果でも、産業振興で最も重点的に取り組むべき事項に新しい工場や企業の誘致が上位となっています。今後は、新たな事業の掘り起こしや異業種の交流・連携を促進するとともに、秋田市に隣接する立地性と高速交通体系を活かして昭和工業団地等への企業誘致活動を推進する必要があります。

参考データ

小売業の商店数・従業者数・年間販売額の推移

	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	増減(14~16年)
商店数	373	382	331	315	16
従業者数	1,583	1,768	1,547	1,545	2
年間販売額(百万円)	20,121	22,683	18,817	18,709	108
1商店あたり(百万円)	54	59	56	59	+3
1従業者あたり(百万円)	13	13	12	12	±0

資料：商業統計

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	増減(15~16年)
事業所数	62	61	58	56	2
従業者数	2,730	2,257	2,112	2,051	61
製造品出荷額等(万円)	4,571,493	3,260,520	4,079,854	4,715,967	+636,113
1事業所あたり(万円)	73,734	53,451	70,342	84,214	+13,872
1従業者あたり(万円)	1,675	1,444	1,932	2,299	+367

資料：工業統計

地元購買率の状況

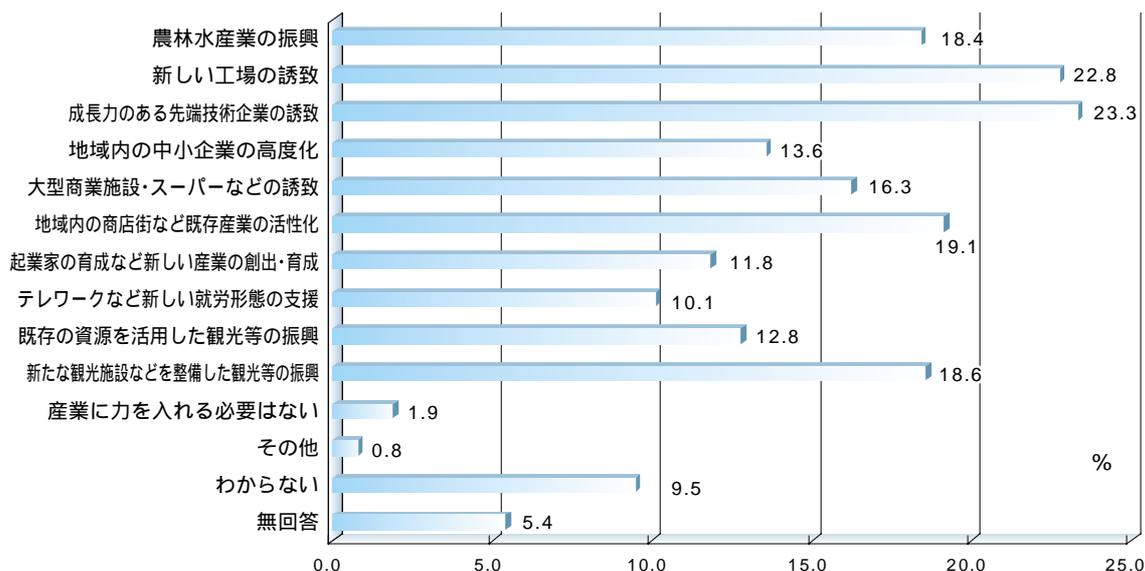
	平成7年	平成10年	平成13年	平成16年
天王地区 最寄品	36.2%	38.3%	40.1%	41.4%
買回品	12.3%	13.1%	11.6%	12.6%
昭和地区 最寄品	51.4%	45.5%	38.4%	18.4%
買回品	27.2%	20.2%	17.7%	6.8%
飯田川地区 最寄品	52.3%	39.3%	21.7%	5.0%
買回品	19.2%	15.4%	9.2%	4.2%

最寄品：食料品や雑貨品のように、家庭で日常的に消費する商品のこと。

買回品：消費者が品質や価格を見回って購入する商品のこと。

資料：秋田県消費購買動向

産業振興の中で今後、重点的に取り組むべき事項 新市建設計画アンケート(15年9月実施)結果から



これからの取り組み

商店街の活性化

既成の商店街の活性化のため、大型店との共存を可能とする具体的な方向性を示した「商店街・商業集積等の活性化基本構想」の策定について検討し、計画的に各種振興策を推進します。商店街活性化への取り組みの担い手となるTMO の設立に努めるとともに地域密着型のコミュニティに役立つづくりを図り商店街の魅力を上させます。独創的・個性的な商店街の整備を促進し、まちづくりの核となる商業集積の形成を目指します。消費者の多様なニーズに対応する商店街づくりを推進するため、商店街等の活性化に向けた意欲的な取り組みに対する支援を強化するほか、全市的・広域的に実施されるホームページ立ち上げなどのIT活用事業や商店街等の施設整備など各種事業をソフト・ハード両面から支援します。観光と商業を結びつけた新たな事業活動や地域通貨 の導入など、商店街と地域との新たな関係の構築を推進するとともに、特色ある商業・サービス業活動を支援します。

経営基盤の強化

商工団体等と連携し、融資の斡旋や経営指導・相談等経営基盤の強化による商工業者の経営安定を図るとともに、商工会の一体化など組織強化を支援します。

特産品の開発

地場産品に代表される佃煮等の特産品の開発研究や、地域で生産した農林水産物の付加価値をより一層高めるとともに、各種研究機関等と連携して商品開発を促進します。

用語解説

TMO : Town Management Organization の略語。商店街、行政、市民、事業者等の地域構成するさまざまな団体を組織し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。  
 地域通貨 : ある特定の地域内、グループ内で循環するおカネで、交換手段に限定され地域内で生産されたモノやサービスの交換に使うもの。

### 工業振興と新たな産業の育成

市の産業の核となるリーダー企業の育成を図るとともに、民間主導型の異業種間交流の促進に努めます。また、企業の技術革新や新たな事業へ積極的に取り組む環境づくりを整備し、経営者・技術者の研修・育成を促進して、企業の技術力の向上を図ります。

各試験研究機関を活用した技術指導や共同研究機関等の産学官連携を強化し、新たな産業の研究を積極的に支援します。

既存企業の経営基盤強化、技術の高度化、商品開発力向上などを促進するため、企業情報データベースの運用や企業活性化セミナーの開催など、企業間の情報交換の機会拡充を図ります。また、各自の創意工夫から新たな事業が創出され、それらが新しく地域の経済や雇用の一翼を担えるまでに成長するように、コミュニティビジネス やベンチャービジネス 等を支援します。

### 企業誘致の推進

雇用機会の拡大や本市産業への経済的、技術的波及効果が高い企業の立地促進を図るため、あらゆる機会をとらえて適切な情報収集に努め、企業誘致の奨励・優遇措置などを活用して企業誘致活動に努めます。



#### 用語解説

**産学官連携**：民間企業を【産】、共同研究などを行う研究機関や大学などを【学】、国や地方公共団体などを【官】といい、共同研究などを通じて大学や研究機関等が持つ研究成果や特許等を民間企業において実用化・製品化へ結びつける仕組みであり、産学官連携を推進することにより資金、人材、設備などの研究開発資源や技術開発の方法などに不安がある企業においても、外部資源を有効に活用し研究開発を進めることができる。

**コミュニティビジネス**：地域住民が地域を活性化したり、地域課題を解決するために、有償で自ら取り組んでいる事業。

**ベンチャービジネス**：新しい技術や高度な知識をもとに行う新規技術開発や情報処理などを行う事業。



## 2 観光の振興

### 現状と課題

本市の主な観光地は、「天王グリーンランド」「天王温泉くらら」「出戸浜海水浴場」「ブルーメッセあきた」「八郎潟ハイツ」などがあり、「天王グリーンランド」と「ブルーメッセあきた」は、「道の駅」の登録によりそれぞれ平成13年及び平成14年までは利用者が増加していましたが、それ以降は減少傾向にあります。高速交通体系の整備により利便性は向上したものの、県都秋田市や男鹿市への通過型の観光地となっているのが現状です。今後、裾野が広く、経済波及効果の大きい観光産業を育成・発展させるためには、本市の自然環境や文化・歴史的資源の見直しなどによる地場産品・特産品開発や新たな観光スポットの発掘など、観光資源の整備を促進するとともに、観光客が滞在できるよう滞在型観光施設の整備を図る必要があります。

また、観光イベント等として「天王グリーンランドまつり」「八郎まつり」「飯田川鷺舞まつり」、さらに統人行事「東湖八坂神社祭」などの伝統行事が開催されていますが、これらの観光イベント等を時代のニーズにあった内容を取り入れながら、それぞれの地域住民のみならず、市民及び観光客に愛されるまつりとして継承されるような取り組みが必要となっています。

### 参考データ

主な観光地への観光客の推移

(単位：千人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
天王グリーンランド	641	657	490	467	468
天王温泉くらら	338	313	320	319	306
出戸浜海水浴場	175	150	30	30	20
ブルーメッセあきた	343	352	371	367	348
八郎潟ハイツ(宿泊)	14	14	11	9	8
(日帰り)	53	48	31	41	38

資料：産業課

## これからの取り組み

### 観光施設の整備・連携

豊かな地域資源や高速交通体系の充実という条件を最大限に活用し、「天王グリーンランド」「ブルーメッセあきた」「八郎潟ハイツ」「出戸浜海水浴場」などの観光施設のネットワーク化を図ります。

周辺市町村の観光協会との情報交換に努め、八郎湖等を活用した広域観光ルートの開発や観光情報、イベント発信などの情報提供の充実に努めます。

レクリエーション施設等の整備を促進するとともに、民間観光施設とも連携しながら観光地としての魅力向上による集客力を高め、宿泊施設も充実に努めて滞在型観光を促進します。

### 観光イベントの充実

「天王グリーンランドまつり」「八郎まつり」「飯田川鷺舞まつり」など観光イベントの統合等により魅力あるイベントを継続開催するとともに、統人行事「東湖八坂神社祭」などの伝統行事を市民等に広く周知を図り、本市の活性化と交流人口の拡大を図ります。

市民すべてに愛されるまつりとして、住民活動を生かした実行組織を中心に時代のニーズにあった内容を取り入れながら、魅力あるイベントを継続若しくは統合して実施します。

## 目 標

区 分	単位	16年度	20年度	27年度
天王グリーンランドまつりの集客数	人	62,000	65,000	70,000
八郎まつりの集客数	人	3,000	3,500	4,000
飯田川鷺舞まつりの集客数	人	550	2,000	3,000





すべての市民が心豊かに暮らせるよう、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行える環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かしながら創造力が培われる環境を構築し、創造性と人間性に富んだ人材を育成するとともに、地域の風土や文化の保護・継承・創造に努め、すべての市民が参加できる「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」を推進します。

基本目標

政策

施策

生涯学び創造性を育む  
教育と文化のまちづくり

一人ひとりの生きがいがいづくりを  
培う生涯学習の推進

- 生涯学習の推進
- 青少年の健全育成

創造性と人間性を育む  
教育の推進

- 子育て支援・幼児教育の推進
- 学校教育の充実

さわやかな笑顔を育む  
文化・スポーツの推進

- スポーツ・レクリエーションの振興
- 芸術文化活動の振興

## 第1節 一人ひとりの生きがいを培う生涯学習の推進



### 1 生涯学習の推進

#### 現状と課題

高齢化社会を迎えると同時に自由時間が増加する中で、心の豊かさや生きがいを求め、市民の自主的・創造的な学習意欲が高まりを見せています。また、人生のあらゆる時期にさまざまな場所で学習したいという市民の学習ニーズも多様化し、生涯学び続けていくことが大切となってきています。

このため、市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるよう、生涯学習を総合的・計画的に推進するための生涯学習計画の策定が必要となっています。これらの市民の学ぶ機会から仲間づくりが生まれ、自主的な活動へと継続・発展していけるような仕組みづくりも必要となっています。

本市では、天王・昭和・飯田川の3公民館を中心に、分館や集会所等の教育施設を活用した地域における学習活動の場を提供しています。今後は、地域における学習の場であるとともに、地域に密着した学びあいの場として各種事業を展開していく必要があります。

図書館事業については、潟上市図書館を中心に、昭和学習館（図書館昭和分館）や飯田川公民館図書室、勤労青少年ホーム図書室において、市民の学習意欲に高揚するための図書館資料の充実や本に親しむための各種事業の実施、インターネットを活用した蔵書検索など利用しやすい環境を整えています。平成16年度の貸出冊数は45,612冊となっており、今後も引き続き図書館資料の充実に努めるとともに、さまざまな利用者に対応できるサービスの拡充や移動図書館等への取り組みが課題となっています。

勤労青少年ホームは、勤労青少年が余暇活動を有効にかつ健康的に過ごせるために設置され、勤労青少年のニーズに対応した教室やサークル活動の場として利用促進を図っています。

アンケート調査では、市の施設の中で「公民館・分館」の利用頻度が最も高くなっており、今後は、多様な生涯学習を市民が主体的・日常的に展開できるよう、公民館等の身近な学習拠点施設の整備や市民の学習ニーズに対応した各種教室の開催、生涯学習に関する情報提供などを進め、市民が学んだことや身につけた能力を地域に活かしていけるような支援体制が必要となっています。

#### 参考データ

生涯学習施設の利用状況

単位：人、冊

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
天王公民館	38,975	39,831	41,026	39,073	43,414
昭和公民館	24,396	26,665	26,170	27,300	24,685
飯田川公民館	11,509	12,137	11,333	12,477	11,502
潟上市図書館 (貸出冊数)	30,041	41,924	41,356	46,470	45,612
勤労青少年ホーム	14,174	15,744	16,107	17,130	15,987

資料：生涯学習課

## 施設の利用頻度

新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から

順位	施設	(%)	順位	施設	(%)
1位	公民館・分館	42.6	6位	幼稚園・保育園	23.3
2位	公園・広場	34.0	7位	児童館・地区児童館	23.2
3位	体育館・武道館	30.8	8位	保健センター	21.7
4位	図書館(室)	27.4	9位	その他集会施設等	20.9
5位	野球場・多目的運動広場	23.5	10位	グラウンドゴルフ場	19.4

## これからの取り組み

## 生涯学習活動の推進

生涯学習計画を策定し、市民の生涯にわたる学習を支援するため、多種多様な取り組みを進めます。

市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動が、日常的に展開できるよう支援します。

## 公民館事業の充実

市民の学習ニーズに対応した各種教室を開催するとともに、幅広く市民が受講できるよう各地区の公民館が連携し学習機会の充実を図ります。

地域コミュニティの活性化を図るため、社会教育団体の育成に努めるとともに、地域の生涯学習拠点として、日常活動を支援します。

## 図書館事業の充実

市民ニーズに対応できるよう、図書資料の収集やレファレンスサービスの充実を図ります。

潟上市図書館を中央図書館と位置づけ、ネットワーク化を充実させるとともに、移動図書館（ブックモバイル）の導入を検討します。

市民の読書活動を推進するため、読書紹介等の各種事業を実施するとともに、関係団体の育成に努めます。

## 勤労青少年ホーム事業の充実

勤労青少年のニーズに対応した各種教室を実施するとともに、利用しやすい施設とするため、利用者の自主的な運営を支援します。

## 生涯学習施設の整備・充実

市民が利用しやすい施設とするため、管理・運営方法等を検討するとともに、施設の計画的な整備・改修を行います。

広域的な生涯学習体系を確立するため、生涯学習パスの導入を検討します。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
生涯学習講座受講者数(天王公民館)	人	5,859	5,900	6,000
生涯学習講座受講者数(昭和公民館)	人	3,300	3,800	4,000
生涯学習講座受講者数(飯田川公民館)	人	2,000	2,000	2,000

## 用語解説

レファレンスサービス：利用者から質問・相談を受けて、調査や研究に必要な本の紹介や本を探す手伝いをするサービス。



## 2 青少年の健全育成

### 現状と課題

都市化や核家族化の進展、就労形態の変化等により少子化が進み、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。子どもの遊びも集団的傾向から個人へと移行し、ゲーム等の家庭内での遊びが主流となってきています。

本市では、追分地区児童館を拠点に昭和及び飯田川地区の児童館と連携し、子ども一人ひとりの能力と個性を生かし、健康で心豊かに成長していくことができるように各種事業の推進を図っています。

また、日中に保護者のいない家庭の児童を育成指導するための放課後児童クラブは、国の子育て支援事業重要施策として位置づけられており、市内に5箇所が設置されています。今後は、関係機関との連携や指導員の研修など、さらに内容を充実させる必要があります。

子ども会については、地域における仲間活動や世代間交流を通して、子どもの心身の発達に必要な知識や生活技術等を身につけるものであり、地域子ども会が育成会とともに活動をしています。平成17年4月現在、116団体、3,055人で構成されていますが、学校週5日制が定着化し、団体活動を通じた仲間づくりや連帯感の高揚を図ることが重要となっています。しかし、少子化による子ども会そのもののあり方や統合、事業のマンネリ化等が課題となっています。

### 参考データ

放課後児童クラブの状況（平成17年11月現在）

区 分	児 童 数
おいわけ児童クラブ	39人
でと児童クラブ	21人
てんのう児童クラブ	41人
とうこ児童クラブ	13人
大久保児童クラブ	23人
飯田川児童クラブ	H18,4発足予定

資料：生涯学習課

## これからの取り組み

### 子ども会の充実

育成指導班（世話人会）の研修を通して児童の健全育成の活動の活性化と充実に努めます。  
活動が優れている子ども会等に対しては、表彰を行うなど活動の奨励を図ります。  
優れたリーダー育成や地域間交流を推進するため、リーダー講習会や子ども会行事等の交流事業の充実を図ります。

### 児童館活動の充実

生活の知恵と生活技術の習得などを楽しみながら行えるように、児童館主催事業を充実させるとともに、母親クラブ等の地域の教育団体の育成に努めます。

### 放課後児童クラブの育成・支援

地域の実情に即した放課後児童クラブの円滑な運営に努めるとともに、子ども達が安全で快適に過ごせることができるよう、施設の有効利用を図ります。  
関係機関と連携し、情報交換を充実させるとともに、指導員の研修等を派遣するなど、放課後児童クラブの保育内容の充実を図ります。

### 奉仕活動、体験活動の推進

社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験を積み重ね、思いやりの心や豊かな人間性・社会性、自ら考え行動できる力を育むための環境整備に努めます。

### 健全育成支援体制の強化・充実

青少年育成市民会議を中心に関係機関や各種団体等と連携を深め、青少年の健全育成のための運動を強化します。  
有害な図書やインターネットの有害サイトなど青少年を取り巻く社会環境の悪化についての調査・把握し適切な対策を講じるなど、環境浄化活動を積極的に推進します。  
高校生の交流機会の創出やボランティアの育成等、中高生の健全育成を図ります。

## 目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
放課後児童クラブの設置箇所	箇所	5	7	7

## 第2節 創造性と人間性を育む教育の推進

### 1 子育て支援・幼児教育の推進

#### 現状と課題

次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現は、今後の本市が元気のあるまちづくりを推進していくためには必要不可欠なものとなっています。少子化の原因として、晩婚化が進んでいることや子育てと仕事の両立が難しくなっていること、経済的負担が重くなっていることなどが考えられます。急速な少子化の進行は、今後の社会経済に深刻な影響を与えることから、国・県においてもさまざまな施策を推進しています。

本市には、公立保育園が8ヶ所で定員700人、公立幼稚園が3ヶ所で定員560人、私立幼稚園が2ヶ所で定員480人となっています。保育園については、低年齢児へのニーズが多様化し、需要に応じて定員の見直しが必要となっています。また、休日保育や病気回復期の児童を一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業のニーズが増加していますが、実施するには財政負担や保育士の確保、施設整備などの問題を抱えています。一方、公立幼稚園では、家庭との連携を密にして無理のない集団生活の中で幼児期にふさわしい道徳性を生活の中で身につけさせるよう指導をしています。今後は自分達の手で愛情をこめて育てる喜びを広げていく必要があります。

本市では、昭和48年に飯田川地区において、県内でも先駆的であった幼保の一体的運営に取り組み、それぞれの長所を活かした幼児教育の推進に努めてきました。また、本市の行政組織では、幼保の窓口の一元化や将来的な幼保一体的運営を推進するため、教育委員会に幼児教育課を設置し、子育て支援、各種保育サービスの充実を図っています。今後は幼児教育課を中心に、幼保の一体的な運営や施設整備を計画的に実施していくことが必要です。

本市における出生数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。本市では、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、「子育て機能の再生」を実現するため、「子ども、家庭、地域がともに育む、子育て応援のまちづくり」を基本理念とした「次世代育成支援行動計画」を策定しました。今後は、この計画を着実に実現していくための取り組みが必要となっています。

アンケート調査では、「子育てがしやすい労働・職場環境の整備促進」が上位に挙げられるなど、子育てと仕事の両立を支援するための多様な保育ニーズへの対応や、保育施設の整備、子育て支援センターの設置など、特色のある子育て支援の充実が求められています。

参考データ

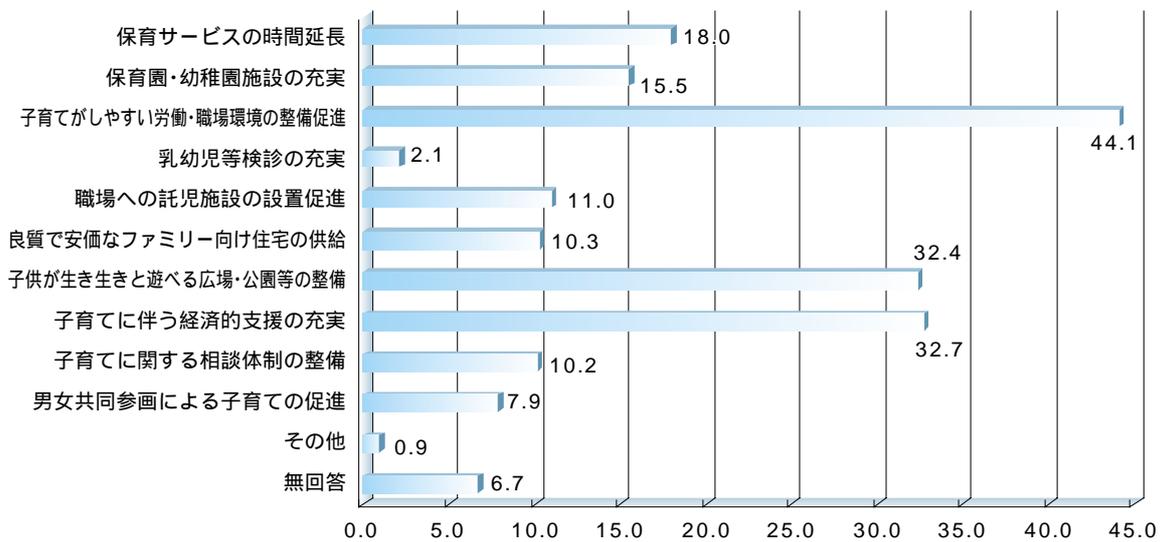
出生数の推移

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総数	257	312	253	288	262
男	127	156	130	155	138
女	130	156	123	138	124

資料：市民課

子育て支援の中で今後、重点的に取り組むべき事項 新市建設計画アンケート(15年9月実施)結果から



これからの取り組み

子育て支援の充実

本市の子育て支援策の基本となる「次世代育成支援行動計画」に基づき、各種施策を推進します。子育ての相談・指導による育児不安の解消や地域での子育てに対する支援策の推進など地域全体で子育てを支援する拠点として「地域子育て支援センター」を設置します。保健師・栄養士等による子育て相談や交流イベント、子育てグループの育成など子育て支援を充実させます。

保育サービスの充実

地域に開かれた保育園を目指し、家庭や地域、学校等と交流を深めるとともに、各園の特徴を生かしながら保育内容の充実に努めます。多様化する保育ニーズに対応するため、乳児保育の拡充や一時保育、延長保育等の事業を積極的に推進し、柔軟に対応できる体制づくりに努めます。

幼児教育の推進

幼児の主体的な遊びを通して、生涯にわたる人間形成の基盤として生きる力の基礎を培う環境づくりに努めます。幼稚園を拠点に地域での子育ての場、各世代の交流の場となるような施策を推進します。未就園児に幼稚園を開放するなど地域との交流を積極的に推進します。幼児期から児童期への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・小学校との相互連携を強化します。

保育・教育環境の整備と幼保一体的運営の推進

子どもたちが健やかに育つために、幼保一体教育を推進します。幼児が安全に園生活を過ごすことができるように、老朽化した施設を計画的に整備するとともに、建替え時に幼保一体的施設の整備を検討します。

目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
一時保育実施保育園数	園	2	4	4
地域子育て支援センター設置数	箇所	0	3	4



## 2 学校教育の充実

### 現状と課題

少子高齢化、情報化、国際化の進展や地球環境問題など、社会のさまざまな変化が児童生徒の教育環境にも影響を与えています。また、学校週5日制の実施などで学校教育を取り巻く環境が変化する中で、基礎的・基本的な学力の定着に加え、自ら学び主体的に学習する力を培い一人ひとりの個性を伸ばしていくことや、郷土を愛するふるさと教育など教育課程や教育環境をさらに充実させる必要があります。

また、いじめや不登校、ひきこもりになる児童生徒が近年増加傾向にあり、深刻な社会問題になっています。本市では、スクールカウンセラーや心の教室相談員、子どもと親の相談員を配置するなど、不登校の児童生徒やさまざまな問題について適切な指導を行っています。不登校の原因は、学校・家庭・地域社会におけるさまざまな要因がからみ合っており、それぞれのケースに応じた多様な対応が求められています。これらの悩みを持つ児童生徒や保護者、教師に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーが専門的な立場から指導・助言を行うなど相談体制をさらに充実させるとともに、個別学習や体験学習を通して、集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援するための適応指導教室の積極的な活用指導の推進など、生きる力の礎となる他人への思いやりを育む「心の教育」を推進していくための環境をさらに充実させる必要があります。

一方、全国的に相次ぐ児童生徒を対象とした凶悪犯罪が多発しており、子どもを守るための地域と学校との連携や防犯施設の整備など学校の安全管理対策が急務となっています。

学校施設では、昭和37年に建設した豊川小学校をはじめとする老朽化している学校施設の改修や耐震診断の実施など、地域の防災拠点としての活用を踏まえた計画的な学校施設整備が課題となっています。また、合併に伴い、より近い学校へ通学が可能な地域があり、保護者等の意見を踏まえながら既存の通学区の見直しを検討していくことが必要となっています。

本市では、平成17年9月に県教育委員会と双方の教育資源を活用し合い、教育効果を高めるため、連携協力に関する協定を結びました。本市に設置されている県総合教育センターとの連携を中心に、具体的な協力内容を検討していく必要があります。

### 参考データ

児童・生徒数の推移

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
天王小学校	520	539	548	559	532	526
東湖小学校	141	151	155	163	157	145
出戸小学校	327	323	317	328	316	309
追分小学校	390	412	414	438	435	423
大久保小学校	411	427	424	393	384	366
豊川小学校	99	101	85	88	79	83
飯田川小学校	278	258	246	250	252	257
天王中学校	368	346	344	317	325	326
天王南中学校	315	329	335	343	353	364
羽城中学校	443	427	423	408	394	394

資料：学校基本調査

## これからの取り組み

### 教育内容の充実

県教育委員会との連携協力に関する協定に基づき、連携協力に関する協議会を設置し、県総合教育センターとの連携を中心とした具体的な取り組みを検討します。

学校週5日制や学習指導要領等を踏まえながら、指導方法の改善を図るとともに、特色のある教育課程や教育活動を推進します。

少人数学習を推進し、基礎的・基本的な学力の向上を目指すとともに、学校・地域・家庭が連携し、地域の特徴を取り入れた「ふるさと教育」を推進します。

生きる大切さを体験できる道徳学習の機会の創出など、「心の教育」を推進します。

子どもの多様性や可能性を伸ばすため、複数の教師が共同で指導するチームティーチングなどを活用し、指導方法の工夫・改善を図ります。

インターネットやテレビ会議等を活用した情報教育を推進し、情報化社会に適應できる人材の育成を図ります。

外国語指導助手（ALT）による英語の語学指導や海外ホームステイ事業による英会話体験等により、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。

研修等の充実により、多様化する教育課題に対応できる教職員の指導力の向上を図ります。

### 教育環境の整備・充実

老朽化が著しく、日常の教育活動にも支障が出始めている豊川小学校の全面改築に取り組みます。老朽化した学校施設について、耐震診断の実施や大規模改造事業等を計画的に進めながら、多様化する教育内容に対応するとともに、安全管理対策や防災拠点を視野に入れた施設整備の充実を図り、児童生徒の学びやすい教育環境の整備に努めます。

コンピュータ機器や教材等の充実により、情報教育の環境づくりを推進します。

### 相談体制の充実

不登校やいじめ問題に対応するため、「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」の配置を継続するとともに、個別学習や体験学習等の適応指導教室を充実させ、学校への復帰を支援するため、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。

### 特別支援教育の推進

障害のある児童生徒の社会的な自立を目指し、その能力と可能性が十分に伸びるよう、きめ細やかな教育に努めます。

### 家庭・地域との連携

家庭・地域・学校が一体となり、それぞれの持つ教育資源や豊かな知識・経験を活用し、子どもと大人がともに学び育ち合うことのできる、開かれた学校づくりを推進します。

### 学校保健・学校給食の充実

児童生徒の健康状況を把握するため、学校医等による健康診断や健康相談を計画的に実施します。心と体の健康教育の充実を図り、適正な学校の衛生環境の維持保全に努めます。

学校給食については、自校式の給食調理場の衛生的な環境整備に努めるとともに、栄養士を中心に児童生徒の栄養バランスに配慮した献立づくりを推進します。また、給食センター設置や学校給食の民間委託などの調査・研究を進めます。

食材の安全性に配慮するとともに、地場産食材の使用による地産地消を進め、より充実した学校給食を目指します。また、食について考える習慣や知識、食を選択する判断力を楽しく身につけるための「食育」についての学習を推進します。

### 学校安全体制と防犯施設の整備

子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域のボランティアと連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。

登下校時などの安全確保のため、市内小中学校の新入生を対象とした防犯ブザーの配布を継続して実施します。

学校施設における防犯対策については、個々の学校の実情に応じて、防犯カメラなどを計画的に設置します。

### 通学区域の適正化

小・中学校の通学区域は弾力的に対応し、保護者や児童生徒が学校選択できる機会を設けるとともに、合併に伴うより近い学校へ通学が可能な地域など地理的要件を勘案し潟上市全域を見据え、保護者等の意見を踏まえながら通学区域の見直しを検討します。

### 教育に対する保護者負担の軽減

教育に対する保護者の負担を軽減するため、奨学金制度の周知を図るとともに、制度が円滑に機能するよう検討を加え、利用しやすい環境を整えます。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
外国語指導助手の配置	人	2	3	4

## 第3節 さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

### 1 スポーツ・レクリエーションの振興

#### 現状と課題

市民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康と体力の維持・増進を図りながら楽しみを生み出し、仲間同士のふれあいや地域の人々の交流を深めることで、より豊かな生活を過ごすことが重要となっています。

本市には、総合体育館、野球場、テニスコート、プール、グラウンドゴルフ場などさまざまなスポーツ施設があり、多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツセミナーやスポーツ大会を開催しています。スポーツ施設は老朽化が進んでいるものもあり、計画的な整備とあわせて、利用頻度の低い施設の統廃合が必要となっています。一方、スポーツ大会については体育協会等と連携を図りながら、さらに内容の充実を図るとともに、体育協会等が実施している種目と重なるものもあり、開催種目の見直しや体育協会への移管等を検討する必要があります。

また、個人・団体を問わず、すべての市民が気軽にスポーツを楽しめる取り組みや市民が主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体や指導者の育成も必要となっています。

平成19年に本県において開催される「秋田わか杉国体」は、本市の天王地区で「相撲競技」、昭和・飯田川地区では「レスリング競技」が行われます。本市では教育委員会に国体事務局を設置し、組織の強化を図るとともに、新たに潟上市実行委員会を設立して、国体の成功に向けて諸準備を進めています。

国体は多くのボランティアで運営されることから、市内のボランティア団体等の活用を図りながら、市民一人ひとりからも積極的な参加が必要です。特に宿泊施設が少ない本市においては、各都道府県の監督・選手の宿泊は大きな問題となっており、各自治会単位での協力が不可欠となっています。今後、全市をあげて取り組み、国体開催に向けて機運を盛り上げていくことが重要となっています。

#### 参考データ

主な体育施設の利用者数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
天王総合体育館	47,355	46,698	52,125	43,243	41,934
昭和体育館	28,816	20,706	37,719	24,746	22,609
飯田川体育館	18,425	19,062	18,625	16,249	13,966
グランパスくらかけ	31,355	34,035	36,943	43,709	38,917
昭和グラウンドゴルフ場		6,438	17,891	23,251	21,261
二荒山グラウンドゴルフ場					2,548

資料：スポーツ振興課 昭和グラウンドゴルフ場：平成13年10月オープン  
二荒山グラウンドゴルフ場：平成16年9月オープン

## これからの取り組み

### 生涯スポーツの振興

誰もが親しめるスポーツ活動を通じて、一人ひとりが健康に過ごせ、地域間交流が活発になるよう、体育協会等と連携し、市民運動会をはじめとする各種大会やセミナーを開催します。また、参加者が減少している種目や体育協会が主催する大会と競合する種目については、その見直しを検討します。

地域におけるスポーツ環境の充実を図るため、全市に総合型地域スポーツクラブの設置を目指すとともに、スポーツ団体の支援や体育指導委員などの指導者の確保・育成を図り、市民が常時スポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めます。

市民のスポーツ熱の向上を図るため、全県規模やハイレベルな大会を積極的に招致します。

### スポーツ環境の整備

市民が利用しやすい施設とするため、計画的な整備・改修を行うとともに、老朽化した施設については、利用頻度等の調査を実施し、整理統合を検討します。

### 国体の開催

広報活動やPR看板の設置、また市主催の各種行事を通じて市民に国体開催の気運を盛り上げていくとともに、ボランティアの確保・育成に努めます。

各都道府県の監督・選手の宿泊については、各自治会において民泊での受入れが可能か、また、各地域にある公共施設の利用も検討しながら、各自治会と連携をとりながら進めます。

国体のリハーサル大会として平成18年に本市において全国教職員相撲選手権大会を招致するなど、競技運営・競技進行・ボランティア活動等の経験を積みながら、国体の成功に向けて取り組みを強化します。

国体開催を単に競技対抗のみで終わることなく、市民も参加しているという意識のもとにコミュニティ形成の向上が図られるよう、市民間の交流、市町村の交流等の継続に努めるとともに、その効果が発揮できるように民泊協力会の立ち上げを進めます。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
各種スポーツセミナーの受講者数	人	2,860	2,950	3,200
各種スポーツ大会の参加者数	人	7,230	7,450	8,000



## 2 芸術文化活動の振興

### 現状と課題

芸術文化は、市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現し、自分自身を充実させていくための活動であり、市民の自主的・創造的な文化活動を支援していくことが必要となっています。

本市では、芸術文化協会を中心に多種多様な活動が展開されていますが、会員の高齢化や固定化の傾向にあり、各分野にわたって指導者の確保など、人材の掘り起こしが課題となっています。

また、学習成果や文化活動の発表機会として各地区で文化祭を開催し芸術文化の交流を図っています。今後は、身近な地域でさまざまな芸術文化に親しめる環境の整備や、市民が主体的に活動・発表できる機会を充実させることが必要であり、アンケート調査でも「今後、整備を希望する施設」として音楽・芸術等が一体的に利用できる「文化会館の新設」が高い数値となっています。

一方、郷土の歴史・文化を理解し親しむことは、地域への愛着を深め、積極的なまちづくりへの参加を促す効果が期待されます。本市では、東湖八坂神社祭統人行事や新関ささら等の無形民俗文化財や八郎ばやし、鷲舞等の郷土芸能など、長年にわたって継承されてきた貴重な伝統・文化があります。また、さまざまな文化財も残されており、今後はこれらの有形・無形の文化財の保護・継承を図っていく必要があります。

市史編さんについては、先人が築いてきた歴史・文化に関する資料収集を行い、市民共有の財産として保存・活用することで郷土に対する理解を高める必要があります。

### 参考データ

新規整備や改修等の希望 新市建設計画アンケート(15年9月実施)結果から

順位	項目	割合
1位	公民館・図書館・文化会館の整備	24.7%
2位	スポーツ施設の整備	22.7%
3位	レジャー施設の整備	10.8%
4位	福祉施設の整備	8.1%
5位	地域の集会所・公園等の整備	7.9%
6位	道路・上下水道等の整備	4.3%
7位	教育施設の整備	3.1%

国指定文化財

種別(部門)	指定名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者・団体
重要文化財(建造物)	神明社観音堂	1棟	S 27.11.22	潟上市飯田川飯塚字中山16	神明社
有形民俗文化財	八郎潟漁撈用具	78点	S 35. 6. 9	潟上市昭和久保字元木山根50	潟上市教育委員会
無形民俗文化財	東湖八坂神社祭統人行事	1隻	S 61. 1.14	潟上市天王、男鹿市船越	東湖八坂神社崇敬会 船越町内会連合会

秋田県指定文化財

種別(部門)	指定名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者・団体
有形文化財(工芸品)	小柄1本 金銀地空目鍛銘正阿弥伝兵衛	1本	S 38.2. 5	潟上市昭和久保字街道下70-5	武田卓明
有形文化財(工芸品)	罎1枚 竹林猛虎の図銘秋田住重具	1枚	S 38.2. 5	潟上市昭和久保字街道下70-5	武田卓明
有形民俗文化財	八郎潟出土くり船	1隻	S 55.12.11	潟上市昭和久保字元木山根50	潟上市教育委員会
史跡	石川理紀之助遺跡		S 39.4. 16	潟上市昭和豊川山田字家の上62	(財)石川翁遺跡保存会

潟上市指定文化財

種別(部門)	指定名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者・団体
有形文化財(絵画)	地獄絵図	12幅	S 54. 6. 1	潟上市飯田川飯塚字中山	飯塚財産区
有形文化財(絵画)	釈迦涅槃図	1幅	S 57. 4. 21	潟上市飯田川飯塚字中山	飯塚財産区
有形文化財(絵画)	佐竹義隆公肖像画	1幅	S 57. 4. 21	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(絵画)	鏡市太郎翁肖像画	1幅	S 57. 4. 21	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(絵画)	扁額(俳諧)	1額	H 16. 3. 30	潟上市飯田川飯塚字中山	
有形文化財(絵画)	扁額(連歌)	1額	H 16. 3. 30	潟上市飯田川飯塚字中山	
有形文化財(絵画)	松に鷹	1枚	S 57. 4. 24	潟上市天王字上出戸231	上出戸氏子
有形文化財(絵画)	想夫恋の図	1枚	S 57. 4. 24	潟上市天王字上出戸231	上出戸氏子
有形文化財(絵画)	錦帯橋	1枚	S 57. 4. 24	潟上市天王字上出戸231	上出戸氏子
有形文化財(絵画)	川中島合戦の図	1枚	S 58. 2. 18	潟上市天王字天王24	東湖八坂神社
有形文化財(建造物)	北野神社奥殿	1棟	S 53. 9. 28	潟上市天王字上出戸231	上出戸氏子
有形文化財(建造物)	五輪塔	1基	H 7. 9. 11	潟上市天王字天王71	自性院
有形文化財(建造物)	大漁供養塔	1基	H 7. 9. 11	潟上市天王字塩口105	塩口自治分館
有形文化財(建造物)	萱ぶき両中門造民家	1棟	S 53. 9. 29	潟上市昭和久保字元木山根50	潟上市教育委員会
有形文化財(彫刻)	木像観音像	28体	S 57. 4. 21	潟上市飯田川飯塚字中山	飯塚財産区
有形文化財(歴史資料)	萬霊供養塔	1塔	S 54. 6. 1	潟上市飯田川飯塚字飯塚	
有形文化財(歴史資料)	宝篋印塔	1塔	S 54. 6. 1	潟上市飯田川飯塚字飯塚	
有形文化財(歴史資料)	貞和年号板碑	4基	S 57. 4. 21	潟上市飯田川飯塚字中山	
有形文化財(歴史資料)	高札	1枚	S 63. 6. 28	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(歴史資料)	佐竹義隆公自作の人形	3体	S 63. 6. 28	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(歴史資料)	佐竹義隆公下賜の燈籠	2個	S 63. 6. 28	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(歴史資料)	焼印 酒屋家符札	1枚	S 63. 6. 28	潟上市飯田川下虬川字屋敷	下虬川神社
有形文化財(歴史資料)	潟船	13隻	H 13. 3. 9	潟上市天王字上江川47	潟船保存会・史談会
有形文化財(歴史資料)	油煙工場の図	1幅	S 63. 9. 19	潟上市昭和豊川槻木字真形尻39	黒沢マツノ
有形文化財(歴史資料)	明治9年大久保管内図	1幅	H 2. 7. 30	潟上市昭和豊川山田字家の上62	潟上市教育委員会
有形文化財(考古資料)	土師器壺型土器	2片	H 7. 9. 11	潟上市天王字北野	潟上市立出戸小学校
有形文化財(考古資料)	板碑(割石板碑)	1基	S 62. 7. 17	潟上市昭和久保字町後7	古川八日講、桜庭富士
有形文化財(考古資料)	羽白目遺跡出土「秋田瓦」	1括	S 53. 9. 29	潟上市昭和久保字元木山根50	潟上市教育委員会
有形文化財(考古資料)	経石	1括	S 53. 9. 29	潟上市昭和久保字元木山根50	潟上市教育委員会
有形文化財(書跡・典籍)	黒印御定書	1冊	S 57. 4. 24	潟上市天王字上江川47	潟上市教育委員会
有形文化財(書跡・典籍)	検地帳	1冊	S 57. 4. 24	潟上市天王字上江川47	潟上市教育委員会
有形文化財(書跡・典籍)	菅原源八翁日誌・隨筆	47巻24編	S 53. 9. 29	潟上市昭和久保字小川中道66-1	菅原日出男
無形民俗文化財	ナマハゲ行事		H 12.11.28	潟上市天王一円	天王地区 佐藤雅彦他
無形民俗文化財	新聞ささら		S 53. 9. 29	潟上市昭和久保新開地区	新聞ささら保存会

種別(部門)	指定名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者・団体
史跡	佐竹藩御休所跡		S 63. 6. 28	潟上市飯田川下虻川字城の後	日蓮宗講中
史跡	鱒塚	2基	S 53. 9. 28	潟上市天王字下浜山156	潟上市教育委員会
史跡	鱒塚	6基	S 53. 9. 28	潟上市天王字干潟146 - 7	潟上市教育委員会
史跡	三十三番観音碑	14基	S 53. 9. 28	市内(県道秋田・男鹿線沿い)	潟上市教育委員会
史跡	手水鉢	1基	S 57. 4. 24	潟上市天王字天王24	東湖八坂神社
史跡	狛犬	1対	S 57. 4. 24	潟上市天王字上出戸231	上出戸氏子
史跡	雨乞いの石蔵	1基	S 58. 2. 18	潟上市天王字天王24	東湖八坂神社
史跡	板碑	1基	S 58. 2. 18	潟上市天王字下出戸117	下出戸氏子
史跡	塩口「古井戸跡」	1箇所	H 16. 12. 3	潟上市天王字塩口418	塩口自治分館
史跡	菅原源八翁筆塚	1基	H 6. 3. 9	潟上市昭和久保字北野大崎道添29-3	菅原日出男
史跡	船橋経塚		S 53. 9. 29	潟上市昭和豊川船橋地内	船橋町内会
史跡	明治天皇御休所		S 53. 9. 29	潟上市昭和久保字大清水地内	奈良岩雄
史跡	御野立所		S 57. 5. 21	潟上市昭和豊川槻木字草生土沢97-7	潟上市教育委員会
史跡	豊川油田綱堀式1号井跡		S 63. 9. 19	潟上市昭和豊川槻木字真形尻56	東北工業株式会社
天然記念物	槻の木(佐竹公)	2本	S 54. 6. 1	潟上市飯田川下虻川字屋敷	下虻川神明社
天然記念物	槻の木	4本	H 13. 5. 30	潟上市飯田川下虻川字屋敷	下虻川神明社
天然記念物	和田妹川神明社のもみの木	1本	H 5. 12. 20	潟上市飯田川和妹川字和田	和田妹川神明社
天然記念物	上堤敷のけやき	1本	H 5. 12. 20	潟上市飯田川飯塚上堤敷	
天然記念物	サイカチの群生林	群	S 53. 9. 28	潟上市天王字天王106	東湖八坂神社
天然記念物	カシワの群生林	群	S 53. 9. 28	潟上市天王字中浜山42	上出戸氏子
天然記念物	餅肌の秋田杉	3本	S 53. 9. 28	潟上市天王大崎字上沖中谷地15	大崎氏子
天然記念物	照明寺の赤松	1本	H 17. 3. 8	潟上市昭和豊川槻木字大宮34	照明寺
天然記念物	真形の黒松	1本	H 17. 3. 8	潟上市昭和豊川槻木字真形尻71	黒沢耕造
天然記念物	月山神社のけやき	2本	H 17. 3. 8	潟上市昭和久保字山神37	月山神社

資料：生涯学習課



## これからの取り組み

### 芸術文化活動の支援

市民の芸術文化の発表・交流の場である文化祭については、多くの市民の参加を促し、さらに充実させるとともに、市民が主体的に行う芸術文化活動を側面から支援します。

### 芸術文化施設の整備・充実

市民の芸術文化活動の活性化や生涯学習の拡充、学習成果の発表の場、若者が集える場など市民の多様なニーズに対応するため、複合機能をもった文化会館的施設の整備を検討します。

### 文化財の保護と活用

文化財の発掘や調査研究を推進するとともに、維持管理と保護対策を強化し、文化財の保存・伝承・周知に努めます。

種苗交換会の創始者である「聖農 石川理紀之助翁」の資料を展示・保存している「郷土文化保存伝習館」を本市の代表的な文化財施設として位置づけ、施設や展示物等の計画的な整備に努めるとともに、各地区にある郷土資料館等の資料を整理・保存するとともに、展示資料の充実を図ります。

本市の市名でもある「潟」の歴史・文化を後世に引き継ぐため、各種文化財の保存に努めるとともに、施設の一元化を進めます。

### 市史編さんの充実

本市の歴史・伝統・文化等の貴重な資料の発掘と収集に努めるとともに、解析を進めながら本市の歴史の変遷を明らかにするため、市史の編さんに取り組み、その保存・活用を推進します。

## 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
芸術文化団体の会員数	人	1,120	1,200	1,500



市民の融和を図り「心の合併」を推進するため、各地域のコミュニティ活動を活発化させるとともに、自主的な地域づくり活動や地域間交流を促進します。

また、市民一人ひとりがお互いを支えあいながら、大切なパートナーとしてそれぞれを尊重し、さまざまな交流を深めることのできる「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」を推進します。

基本目標

政策

施策

ともに支え温かにふれあえる  
交流と連携のまちづくり

まちを支える地域  
コミュニティ活動の推進

- 地域自治の振興
- 市民と協働のまちづくりの推進
- 地域情報化の推進

一人ひとりを大切にした  
市民交流の推進

- 国際交流の推進
- 男女共同参画社会の実現

## 第1節 まちを支える地域コミュニティ活動の推進



### 1 地域自治の振興

#### 現状と課題

合併により新しく誕生した本市市民の「心の合併」を推進していくためには、市民をはじめとした多様な連携と交流の促進が重要です。しかし、都市化や核家族化、少子高齢化の進展等により、地域とのかかわりを持たない世帯が増えるなど、地域の連帯・協働意識が希薄化してきています。

市民間の交流は、自治会等やコミュニティ組織を中心とした地域における活動や、共通の目的をもった人々が集うクラブなどさまざまな分野における活動が展開されるなど、これらの活動は今後市民主体のまちづくりを進めるうえで、さらに重要になると考えられます。

また、地域やコミュニティ組織の様々な課題・ニーズに対応し、継続的に事業を行い、解決をしていくための「コミュニティビジネス」の誕生に向けて、支援を充実させることが必要となっています。

県内でも数少ない人口増加が想定される本市においては、新旧市民の交流や人口増減の地域格差の解消、少子高齢化や核家族化が進む中での世代間の交流も課題となっています。このため、市民が気軽に交流できるイベントの開催など、さまざまな場面で交流機会の充実を図っていく必要があります。

また、これまで合併前の各町で行ってきた自治会等への取り組みに差異があり、市民自身や自治会等が主体となって取り組むもの、行政が主体となって取り組むもの、それぞれの役割を明確にし、地域の自立を促進していく必要があります。



#### 用語解説

**コミュニティビジネス**：地域住民が地域を活性化したり、地域課題を解決するために、有償で自ら取り組んでいる事業。

参考データ

自治会等の状況

地区名		自治会等名							
天王地区	本郷地区	天王本郷 東湖町	神明町 上曲町	本町 旭町	荒町	上荒町	下町	下曲町	
	湖岸地区	塩口	羽立	中羽立	大崎	渋谷	羽立北野	塩口北野	
	二田地区	二田一区	二田二区	二田三区	二田四区	二田駅前	二田栄町	児玉	
		二田新町	蒲沼	鶴沼台	江川	八坂団地			
	出戸地区	出戸新町 出戸浜	細谷 上出戸	三軒屋	下出戸	上谷地	棒沼台 ぶどう苑	棒沼台	
追分地区	追分西 長沼団地	追分西 牛坂	追分西 緑町	追分西 住宅	上北野	追分	向陽町		
昭和地区	中央地区	駅前 山神	元木 下町	宮の前 古川	四季の街 川向	アミダ堂 乱橋	上町 八丁目	中町 佐渡	
	西部地区	新関	下谷地	野村	白洲野	蓮沼			
	南部地区	天神下	大郷守	大清水	大清水北野				
	豊川地区	新薬 荒屋山	仁長 根	小泉 真形	羽白目 草生土	岡井戸 株山	船橋 竜毛	槻木 田屋	
飯田川地区	下虻川地区	羽立一 土手一	羽立二 土手二	羽立三 八ツ口	神明上 旭町	神明下 寺ノ下	中町一 岩崎	中町二	
	和田妹川地区	山根	高田	和田	柳田	矢坂	妹川浜		
	金山地区	金山							
	飯塚地区	宮下 飯塚浜下	新道上 住宅	新道下	飯塚上	飯塚駅前	飯塚下	飯塚浜上	

資料：総合政策課

これからの取り組み

地域コミュニティ活動の支援

自治会や地区コミュニティ協議会等の地域に根付いた活動の支援を充実させるとともに、地域間交流や新旧市民の交流、世代間交流の機会の充実を図ります。

自治会等の地域の自治組織の枠組みや役割について、整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めます。

地域コミュニティ活動の拠点となる地域集会所の整備に対する助成などの支援を進めます。

地域の様々な課題を解決するため、コミュニティビジネスの誕生を積極的に支援します。

市民の自主的活動の促進

自治会等が行う自主的な地域づくり活動を積極的に支援するとともに、研修会等を通じてコミュニティ活動のリーダーの発掘や育成を図ります。



## 2 市民と協働のまちづくりの推進

### 現状と課題

地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展に伴い、市民と行政との協働によるまちづくりを推進させることがますます重要になっています。

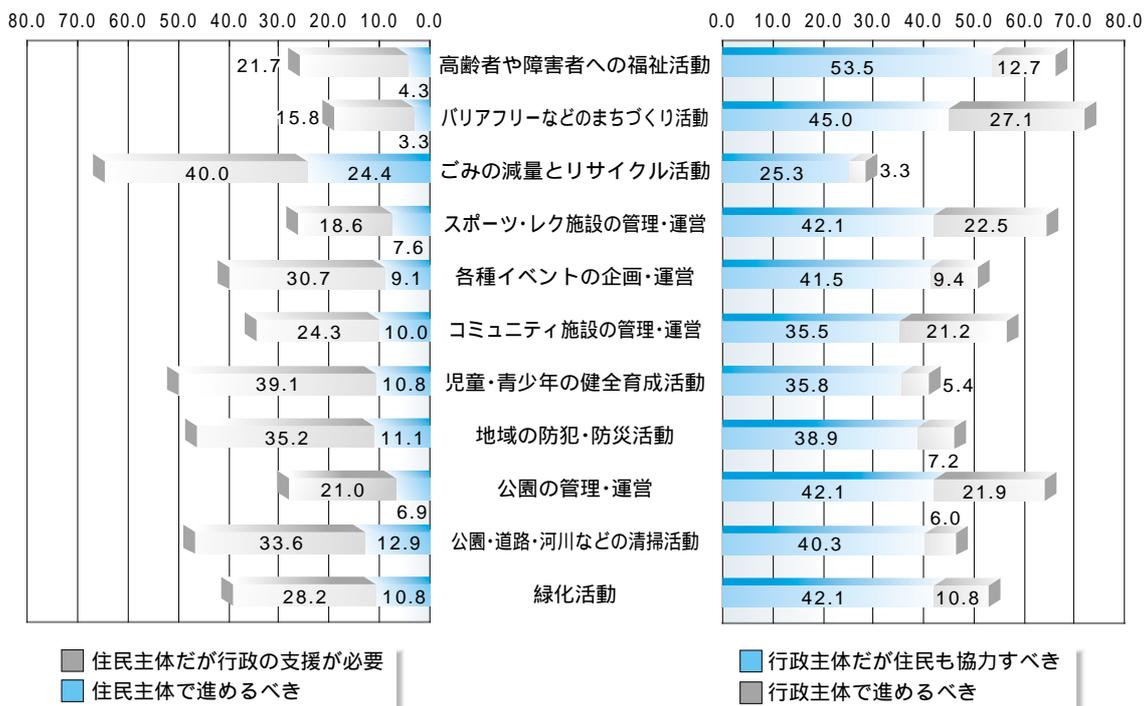
市民がまちづくりの主角として活躍するためには、市政における市民参加をさらに発展させるとともに、生活者である市民の意向が市政運営に的確に反映させる仕組みをより一層充実させていくことが重要です。また、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し協力しあうことも必要です。

このため、市民と行政が信頼関係を築き、お互いの協働によりまちづくりを推進し、個性豊かなまちをつくるため、市政の政策形成過程から市民の参画を促す取り組みや、本市の将来のあるべき姿の基本的考え方を示していく必要があります。

また、市民参加の推進とあわせて、ボランティア活動の充実を図っていくことが重要となっています。地域の課題解決や市民の自発的な活動を支援しながら、除雪ボランティアの登録制度や地域ボランティア券の導入などボランティア制度を確立し、ネットワーク化していくことが、今後の課題となっています。

### 参考データ

住民参画のあり方 新市建設計画アンケート（15年9月実施）結果から



## これからの取り組み

### 市民参加の推進

本市が将来にわたって、「どのような地域を築いていくのか」「市政運営のあるべき姿」など、まちづくりの基本姿勢を市民に示すため、調査・研究を行う組織の立ち上げを検討します。

市民から行政に対する理解を深めていただくため、審議会等の公募の実施やパブリックコメントの導入に向けた検討など、政策形成過程から市民参画を推進します。

### ボランティア活動の推進

自然環境保護や文化・スポーツ・福祉・防災など、市民が自ら主体的に取り組むまちづくり活動を推進するため、自治活動や文化・スポーツ団体、NPOなどの活動をきめ細かく支援します。

社会福祉協議会と連携し、ボランティアのネットワーク化を図るとともに、さまざまな手法で周知活動を行い、市民が参加したいボランティアに参画できる仕組みづくりに取り組みます。



### 用語解説

**パブリックコメント**：欧米で広く実施され、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。



### 3 地域情報化の推進

#### 現状と課題

IT（Information Technologyの略、情報通信技術）の急速な発展は、行政はもとより市民生活のあらゆる場面においても、生活スタイルが大きく変化するほど社会に浸透してきています。

国ではe-Japan構想に基づいた「電子政府」の構築を急速に進めています。地方公共団体においても自治体経営や行政サービス、教育・防災分野等でさまざまな取り組みが行われ、「電子自治体」の構築が求められています。

本市では、地域イントラネット 事業を活用し、光ファイバーで市役所庁舎や学校等の公共施設と接続しました。これらを利用し、広域となった行政区域での情報の共有化を実現するとともに、テレビ会議システム等を利用した施設間・学校間交流を実施しています。

今後、「電子自治体」を推進するためには、電子申請・届出サービスや電子納付・決裁、電子入札等、各種サービスの運用が考えられますが、導入には多額の費用が発生することから、市全体の財政状況を鑑みながらの推進が必要となります。

また、個人情報保護法の施行に伴い、住民情報の漏洩等に対しては、細心の注意をはらう必要があるため、情報セキュリティについては物理的・人的対策を継続的に行う必要があります。

#### 参考データ

##### 電算システムの状況

業務名	業務内容
住民情報システム	住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録証明・戸籍・住民基本台帳ネットワーク 等
国民年金システム	国民年金
税務システム	軽自動車税・固定資産税・住民税・収納管理・国保税・滞納管理・確定申告受付 等
福祉システム	児童（扶養）手当・障害者福祉・保育料・高齢者福祉・介護保険・生活保護 等
医療給付システム	国保資格・老人医療・乳幼児医療費・国保老保高額医療費・母子医療 等
農業関係システム	農家台帳・転作
水道システム	水道使用料・下水道使用料・下水道受益者負担金・企業会計 等
内部情報システム	予算編成・予算執行・決算・起債管理・人事給与 等
教育システム	学齢簿・幼稚園使用料
選挙システム	選挙人名簿・期日前投票

#### 用語解説

地域イントラネット：地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、小・中学校、公民館、図書館、庁舎等の公共施設間を超高速の光ファイバーで接続し、情報通信ネットワークを構築すること。

## これからの取り組み

### 情報通信基盤の整備

電子自治体の実現に向けて、各種申請・届出等がインターネットから行えるよう、県内市町村で検討中の汎用受付システムの動向を見ながら、環境の整備を進めます。

テレビ難視聴地域については、2011年に完全に切り替わる地上波デジタル放送の実施による受信状況を把握しながら、難視聴地域解消に努めます。

地図情報の一元化及び共有による地域イントラネット上での有効活用を図るため、現在、個別に導入されている地図情報システム（GIS）の統合化を行うべく基本となる地図情報システムの整備を検討します。また、既存システムからの地図データ統合も併せて検討します。

### 情報活用能力の向上

市民のIT利活用推進のため、社会教育の分野でIT講習会を実施し、情報能力向上に努めるとともに、地域イントラネットを活用し、各公共施設に住民用開放端末を設置します。

### 情報システムの安全対策の強化

現存する情報システムや新規に導入する情報システムに対し、十分なセキュリティ対策を行うとともに、定期的に内部監査等を実施し、安全性や信頼性の確保に努めます。

## 目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
公共施設の住民用開放端末(パソコン)の設置数	台	25	30	35

## 第2節 一人ひとりを大切にした市民交流の推進



### 1 国際交流の推進

#### 現状と課題

現代の社会は、経済を中心としたグローバル化とIT社会の進展などにより、ヒト・モノ・カネ・情報が、国内はもとより海外へも自由に移動するようになってきています。このような国際化の進展を背景に、今後、仕事などで在住する外国人が増加することが予想されます。このため、生活面での様々な課題を解消していくとともに、在住外国人が地域社会を担う一員として共生のまちづくりを進める必要があります。

本市では、中学生を対象とした海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致などを実施し、国際化社会に対応できる人づくりをめざした教育を展開しています。また、国際感覚を養い、諸外国との友好親善と相互理解、国際理解を深めることを目的とした潟上市国際交流協会が設立されており、国際理解の集いやクリスマスパーティーの開催、日本語教室へのサポートなど積極的な活動を行っています。

国際交流は、異文化の交流を通し相互理解を進めるとともに、地域の経済や文化に刺激を与えるなど、地域の活性化に貢献するものと考えられます。多くの市民が国際交流の意義を深める機会を持つよう、さらに交流機会の充実を図っていく必要があります。

#### 参考データ

外国登録人口の推移

（単位：人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
天王地区	99	107	92	82	67
昭和地区	31	38	57	60	44
飯田川地区	21	26	26	26	27
合計	151	171	175	168	138

資料：県学術国際政策課

#### 用語解説

グローバル化：ヒト、モノ、カネ、技術、文化等が国境を越えて活発化し、世界の相互依存関係が一層深まっていくこと。

### これからの取り組み

#### 市民主体の国際交流活動の支援

引き続き、中学生を対象とした海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致などを実施し、国際社会に対応できる人づくりに努めます。

市民と外国人との交流の場や情報交換の場を提供するため、市国際交流協会の活動を支援するとともに、地域における草の根の交流が活発化するように、ボランティアなどの活動団体が活動しやすい環境づくりを進めます。

#### 在住外国人との共生社会づくりの推進

在住外国人が不安のない、快適な生活をおくれるよう、市国際交流協会の協力のもと、日本語教室を開催するとともに、市のホームページや観光マップの外国語版の作成や案内標識の外国語表記など、住みよい環境の整備を図ります。

### 目 標

区 分	単位	17年度	20年度	27年度
市国際交流協会の会員数	人	35	40	45





## 2 男女共同参画社会の実現

### 現状と課題

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会」をいいます。また、男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題」として位置づけています。

「男は仕事、女は家事育児」といった性別による固定的な役割分担意識は、時代の流れや地域の慣行・慣習などと結びつき、長い歳月をかけて形成されてきました。アンケート調査でも、男女の平等感で男性が39.9%、女性が48.4%の方が「平等でない」と感じています。こうした意識は、徐々に解消しつつありますが、今なお職場、家庭、地域のなかに根強く残っています。

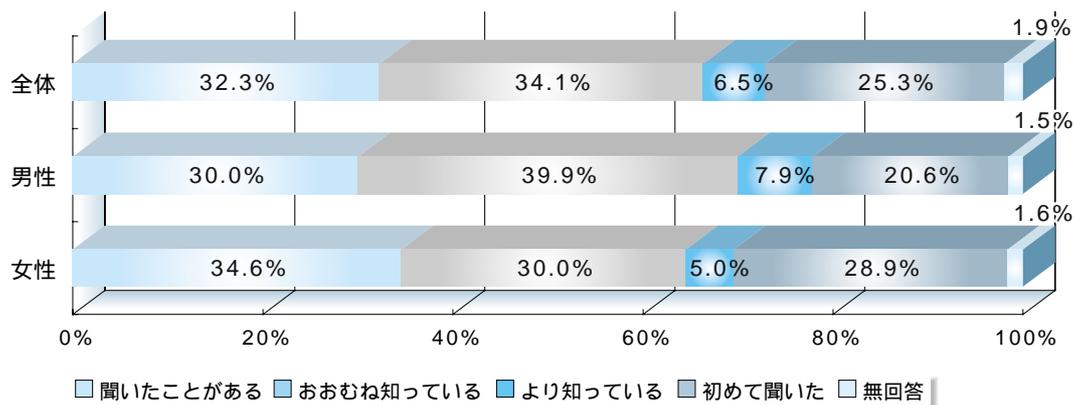
こうした性別役割分担意識をなくし、一人ひとりが選択したライフスタイルをお互いが認め合い、支えあいながら、個人として尊重される男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、男女共同参画に関する意識の普及に力を入れていくとともに、女性の社会参画を促進していくため、雇用における事業者の意識の向上や、育児・介護等における地域全体でのサポート体制の拡充を図る必要があります。

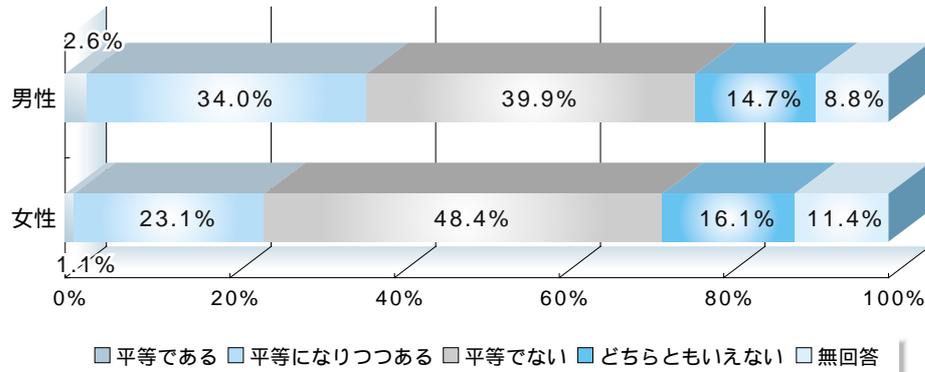
また、男女共同参画社会の実現を総合的、計画的に推進するため、男女共同参画推進計画や男女共同参画推進条例に基づき、施策・事業や体制整備を進める必要があります。

### 参考データ

男女共同参画社会の認知度 男女共同参画アンケート（平成17年8月実施）結果から



女性の地位（男女平等感）について 男女共同参画アンケート（平成17年8月実施）結果から



### これからの取り組み

#### 男女共同参画意識の普及

男性も女性も一人ひとりの個性が尊重される社会を実現するためには、生涯にわたる教育の力によるところが大きいことから、F・F推進員を中心に学校、家庭、地域などあらゆる場で男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

各種イベント等で託児サービスを実施するなど、市が率先した取り組みを進め、女性の就労や社会参加を阻む様々な要因を取り払い、仕事と子育て・介護、仕事と地域の活動が両立できる環境整備を働きかけ、男女が平等に働き続けられる環境づくりを進めます。

一人ひとりが自らの意思で個々の生き方を選択し、家庭・地域の一員としての責任を果たしていくことを前提にしながら、子育てや介護について、地域全体で支援していく仕組みを構築します。

#### 政策決定過程への男女共同参画の推進

各種審議会、市の管理職などへの女性の積極的な登用や職域の拡大を図るなど、政策や方針決定過程の場への女性の参画を推進するとともに、女性の能力の開発や育成などを推進し、女性の社会参画を進めるための女性のエンパワーメントの促進を図ります

#### 生涯を通じた女性の健康支援の推進

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等は、重大な人権侵害であり、許されない行為であるという理解の浸透を図り、プライバシーに配慮した相談体制の整備に努めます。

女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、女性の健康支援を推進します。

#### 用語解説

**F・F推進員**：仕事や家庭、社会へ男女がともに協力し合いながら参画しあうという意味を込めたFifuty・Fifutyの略。具体的には、男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取り組みや地域活動が活発に担うリーダー。

**エンパワーメント**：「すべての人間の潜在能力を信じ、その発揮を可能にするような人間尊重の平等で公平な社会を実現しようとする価値」として発展した概念。

**ドメスティック・バイオレンス**：夫など親密な関係にある男性から女性に対する暴力のこと。

**セクシュアル・ハラスメント**：いわゆる「セクハラ」、性的いやがらせのこと。

**リプロダクティブ・ヘルス**：性や生殖にかかわるあらゆることにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも、よりよく自分らしく生きられること。リプロダクティブ・ライツは、自分のからだに関することを自分自身で決める権利。

### 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

男性も女性もともに自立し、生き生きとした生活をおくれるよう、多様なライフステージに対応した健康づくりを進めます。また、高齢者やひとり親家庭、障害者等が自身の能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参画し、地域のなかで暮らしていけるよう、環境整備と支援体制の整備を図ります。

男女共同参画の推進は、社会システムの変革であるという考え方の普及に努めながら、市のすべての施策、事業が男女共同参画の視点で進められるよう、総合行政による取り組みを展開します。

### 目 標

区 分	単 位	17年度	20年度	27年度
男女共同参画社会認知度	%	72.9	90.0	100
審議会等の女性の参画率	%	38.6	40.0	50.0



## 第7章 計画の推進に向けて



政策

施策

計画の推進に向けて

計画を実現するために

- 開かれた市政の推進
- 健全な自治体経営の推進
- 広域連携・広域行政の推進

第3編

前期  
基本  
計画

## 第1節 計画を実現するために



### 1 開かれた市政の推進

#### 現状と課題

地方分権の流れの中、市町村は、行政運営の「自己責任・自己決定」が求められています。さらに判断を誤ることなく自己決定を行っていくためには、地域の状況や特性を踏まえながら、市民ニーズを的確に把握し、政策判断をすることが重要となっています。

その過程において、市民参加を推進するとともに、行政の透明性を確保するための積極的な情報公開と、行政運営に対する説明責任を果たすことが重要です。

本市では、「広報かたがみ」を毎月2回発行し、市政の施策や方向性、市民の行動などわかりやすく情報提供しています。また、ホームページを逐次更新し、最新の行政サービス等の情報を積極的に公開しています。

また、市長自らが直接市民と面会し、市政全般にわたる意見や提案などをまちづくりに反映するため、「市長面会日」を実施しています。今後は、さらに市民の声を市政に反映すべく、広聴業務の充実が求められています。

情報開示にあたっては、市及び行政機関の保有する公文書の開示について必要な事項を定めた「情報公開条例」に基づき、適正に運用しています。市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮をしなければなりません。

個人情報保護については、平成15年に施行された個人情報の保護に関する法律や個人情報保護条例に基づき、本市及び関係行政機関が保有している個人情報の適正な取扱いと個人の権利・利益を守っていくことが必要です。

## これからの取り組み

### 広報活動の充実

市内の動きや市政の状況を市民にわかりやすく情報提供するため、毎月2回発行している「広報かたがみ」の内容をさらに充実させるとともに、「市勢要覧」を発行するなど、市民と行政の情報の共有化を図ります。

ホームページを逐次更新し、最新の行政情報の発信や内容の充実に努めるとともに、双方向による市民サービスの向上に努めます。

各種報道機関等のマスメディアへ積極的に情報提供し、行政施策や地域情報の発信に努めます。

### 広聴活動の充実

自治会長会議等を通じて、市政の状況を伝えるとともに、自治会の課題・問題を提起していただき、その解決に努めます。

市政モニター制度や市政懇談会、アンケート調査など広聴手法の検討を進め、地域の課題や市政への提言など市民の声を市政に反映させるシステムを構築します。

市長自らが直接市民と面会し、市政全般にわたる意見・提言などを聴く「市長面会日」を継続実施し、建設的な提言をまちづくりに反映させます。

### 情報公開の推進

市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう、情報公開条例の適正な運用を図ります。

市民への積極的な情報公開を推進するため、情報公開コーナーを設置し、行政資料等の充実に努めます。

### 個人情報保護の強化

情報の改ざんや漏洩を目的とした不正アクセスやコンピュータウィルスから、個人情報を守るため、細心の注意をはらったセキュリティ対策に取り組みます。

行政における個人情報を適切に管理するシステムを確立し、個人情報保護条例を遵守します。



## 2 健全な自治体経営の推進

### 現状と課題

今日の社会経済状況は、バブルの崩壊以降の首都圏ではIT機器を中心に景気の持ち直しが見られるものの、地方にあっては長引く景気低迷から依然として脱却していない状況にあり、今後とも予断を許さない状況にあります。このような中で市町村を取り巻く財政環境も極めて厳しい状況にあり、今後とも山積する行政課題に的確に対応していくためには、市町村自らが行政全般にわたって見直しを行い、健全な自治体経営を維持していくことが必要です。また、平成の大合併で全国の市町村数は3,200あまりから1,820（18年4月現在）と激減し、地方分権に対応した新たなまちづくり、特色ある地域づくりが求められています。自立を選択した市町村にあっては、すでに徹底的な行政改革が実行段階にはいっており、合併市町村にあっては、合併による恩恵や効率化をどう市民に還元していくかが求められています。

本市にあっては、合併時に調整した事務事業は、「サービスは高く、負担は低く」の大原則に基づき調整がなされたものであり、事業によっては、地域間で格差が生じているもの、今後、統一が必要な事業などの調整が必要であるとともに、将来を見据えた行政改革を進めていく必要があります。

また、本市の財政状況は、各種指標において危険度の目安となる値を超えているという、非常に厳しい状況にあり、財政基盤の強化・健全化に向けた抜本的な取り組みが急務となっています。

これからの行政運営においては、費用対効果や市民の満足度の視点から市政の施策を評価し、より効果的に施策や事業を実施できるようなコスト削減やマネジメント意識をもった行政運営に努めていくほか、市民のさまざまなニーズに対応するため、画一的・一律的なサービス提供のあり方を見直し、市民に便利でわかりやすいサービス提供に努めていくとともに、地方分権時代にふさわしい自治体経営を進めていくことが必要です。

### 参考データ

財政関係数値

（単位：百万円）

	平成14年度			平成15年度			平成16年度
	天王	昭和	飯田川	天王	昭和	飯田川	
一般会計歳出決算額	6,008	3,577	2,115	6,401	3,556	2,294	13,278
特別会計歳出決算額	5,525	3,008	1,629	5,804	3,112	1,577	10,902
経常収支比率	89.6	90.8	91.4	89.5	93.9	90.3	94.5
財政力指数	0.347	0.273	0.272	0.356	0.279	0.278	0.321
公債費比率	12.7	16.7	16.0	12.4	17.0	17.3	17.1

資料：財政課

## これからの取り組み

### 健全財政の確立

社会経済情勢を的確に把握し、長期的な展望に立った財政予測を行うとともに、予算編成から各部の自主性及び財政の自己管理の観点から、総合発展計画実施計画に基づき、各部署に「シーリング」を設け、自主的な予算編成を検討します。

税の賦課に関する課税客体の正確な調査・把握等を行い、適正でかつ公平な課税に努めるとともに、収納率向上のため、納税組織の活用や口座振替制度の普及など収納体制を整備し、自主財源の確保に努めます。

事業実施にあたっては、各種補助事業の有効活用や地方債の計画的な運用を図るとともに、適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを図ります。

### 合併効果の発揮

究極の行政改革と言われる市町村合併により、効率化が図られた経費や合併特例債などの合併の恩恵を市民に還元していくとともに、新市建設計画に掲げた事業を着実に実行し、合併効果を最大限発揮します。

### 行政改革の推進

「行政改革大綱」に基づき、健全で安定した行政運営に努めるとともに、徹底した歳出削減を行い、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、施策・事業を実施します。

昼休みの消灯やエアコンの高めの設定温度、コピー紙の再生利用等、徹底した経常経費削減に取り組めます。

指定管理者制度を活用した施設管理や事務事業の外部委託を積極的に取り組めます。

### 行政評価の導入

市民の満足度の観点から事務事業の見直しを図り、事務改善につなげるとともに、総合発展計画の進行管理の一環として、本市の実態に即した行政評価制度を導入します。

### 組織改革の推進

定員適正化計画に基づき、適正な職員数の管理に努めるとともに、行政組織や分掌事務を常に点検し、市民サービスの向上を図ります。

市民サービスの拠点として設置した総合窓口センターを検証し、問題点を整理し、さらにサービスを充実させるよう適正な職員配置を行います。また、「ワンストップサービス」についての調査・研究を行います。

## 用語解説

**シーリング**：最も高い値。予算要求の枠の最高額。

**ワンストップサービス**：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きをいっぺんに行なえる「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

### 公共施設の適正配置

本市に設置されている多種多様な公共施設は、同種の役割・機能を有する施設があり、適正配置に向けて統廃合を図ります。統廃合にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、財政事情等を考慮しながら、検討を進めます。

新たな公共施設の整備にあたっては、行財政運営の効率化を最重要に考え、既存施設の有効利用や相互利用及び事業の効果・効率性を総合的に勘案するとともに、本市全体の均衡ある発展と、市民への貢献度の高い施設整備を進めます。

### 地方分権に対応できる職員の養成

職員の政策立案や政策法務などの能力を高めるため、職員研修を充実させるとともに、専門的知識をもった職員の採用など地方分権に対応できる職員を養成します。

### 新庁舎建設の推進

現在の分庁方式の効果を検証しつつ、機能の集約・統合による事務の効率化を図るため、本庁方式による本庁舎を建設します。

新庁舎建設に向け、庁舎建設基金の計画的な積み増しを行うとともに、建設地や庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の検討を行う「庁内プロジェクト」や、市民の意見を新庁舎建設に的確に反映させるため、市民による「新庁舎建設検討委員会」を設置します。

## 目 標

区 分		単位	16年度	20年度	27年度
一般税収納率	現年度分	%	97.17	98.00	99.00
一般税収納率	滞納繰越分	%	13.10	18.00	25.00



### 3 広域連携・広域行政の推進

#### 現状と課題

交通体系や情報通信網の整備により、市民の日常生活や経済活動の交流範囲は、行政の枠組みを超え、拡大しています。さらに地方分権の進展などに伴い、多様化・高度化する行政重要に対して、効率的な行政運営に努めるうえで、市町村が広域で連携を図ることが、ますます重要になっています。

このような中、本市は、周辺市町村との秋田周辺広域市町村圏協議会や男鹿地域半島振興対策協議会を設置しているとともに、消防・斎場・し尿処理・介護認定審査など一部事務組合等を組織し、幅広い行政分野において広域的な取り組みを行っています。

しかし、合併により消防及び斎場は天王地区が男鹿地区、昭和・飯田川地区が湖東地区の一部事務組合に加入し、し尿処理は、昭和・飯田川地区は単独で処理していますが、天王地区が男鹿地区の一部事務組合に加入しています。さらにごみ処理は、本市では単独で処理していますが、男鹿南秋地区では、本市を除く1市3町1村で男鹿市地内にごみ処理施設の建設が計画されています。

今後、市内に管轄区域が分かれている一部事務組合間の連携・対応を図ることが必要であるとともに、一部事務組合の枠組みや再編が今後の課題となっています。こうした一部事務組合の枠組み等を通じてさらに、男鹿南秋地域での広域市町村合併についてもさらに調査・研究を進めていく必要があります。

#### 参考データ

##### 一部事務組合等の状況

区 分	構成市町村
男鹿地区消防一部事務組合	潟上市(天王地区)、男鹿市、大潟村
湖東地区行政一部事務組合	潟上市(昭和・飯田川地区)、井川町、八郎潟町
男鹿地区衛生処理一部事務組合	潟上市(天王地区)、男鹿市
秋田周辺広域市町村圏協議会	潟上市、秋田市、男鹿市、大潟村、井川町、八郎潟町、五城目町
男鹿地域半島振興対策協議会	潟上市、男鹿市、大潟村、三種町

#### これからの取り組み

##### 広域行政の推進

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策について、一部事務組合や広域市町村圏協議会等のあり方を調査・研究し、周辺市町村との連携を強化します。

# 參考資料

## 潟上市総合発展計画策定経過

年 月 日	項 目
17. 4. 22	総合発展計画策定方針を市長決裁
17. 4. 22	総合発展計画策定要領を制定（訓令第44号）
17. 4. 22	総合発展計画庁内策定体制に関する要綱を制定（訓令第45号）
17. 5. 19	基本計画素案作成部会委員（班長等）を委嘱
17. 5. 26	基本計画素案作成等説明会開催（天王庁舎）
17. 5. 27	基本計画素案作成等説明会開催（昭和・飯田川庁舎）
17. 7. 1	総合発展計画策定委員会委員（課長等）を委嘱
17. 7. 13	第1回総合発展計画策定委員会を開催
17. 8. 22	第2回総合発展計画策定委員会を開催
17. 9. 1	総合発展計画政策会議（部長等）を開催
17. 10. 3	総合発展計画政策会議（部長等）を開催
17. 10. 12	平成17年度第1回昭和地区地域審議会を開催
17. 10. 12	平成17年度第1回飯田川地区地域審議会を開催
17. 10. 18	基本計画ヒアリングを実施（昭和庁舎）
17. 10. 19	基本計画ヒアリングを実施（飯田川庁舎）
17. 10. 21	総合発展計画検討委員会設置要綱を制定（告示第147号）
17. 10. 31	第1回総合発展計画検討委員会を開催
17. 11. 21	総合発展計画政策会議（部長等）を開催
17. 11. 29	第2回総合発展計画検討委員会を開催
17. 12. 2	総合発展計画検討委員会教育部会管内視察を実施
17. 12. 22	第3回総合発展計画検討委員会を開催
18. 1. 16	総合発展計画検討委員会教育部会を開催
18. 2. 9	総合発展計画検討委員会正副委員長・部会長会議を開催
18. 2. 28	第4回総合発展計画検討委員会を開催
18. 3. 29	平成17年度第2回飯田川地区地域審議会を開催（基本構想案を諮問）
18. 3. 30	平成17年度第2回昭和地区地域審議会を開催（基本構想案を諮問）
18. 4. 12	平成18年度第1回飯田川地区地域審議会を開催（基本構想案を答申）
18. 4. 12	平成18年度第1回昭和地区地域審議会を開催（基本構想案を答申）
18. 4. 19、20	第3回総合発展計画策定委員会を開催
18. 4. 21	総合発展計画政策会議（部長等）を開催
18. 5. 16~18	自治会長会議で総合発展計画（案）の概要を説明
18. 5. 23	第5回総合発展計画検討委員会を開催
18. 6. 5	議会全員協議会で総合発展計画を説明
18. 6. 23	6月定例議会で基本構想を議決

## 潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱

平成17年10月21日

告示第147号

平成17年11月21日

告示第156号

(設置)

第1条 本市の総合的、計画的な指針となる潟上市総合発展計画(以下「総合発展計画」という。)の策定において、市民の広範な意見を反映させるため、潟上市総合発展計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合発展計画の検討及び政策提案に関すること。
- (2) 総合発展計画の推進に関すること。
- (3) その他総合発展計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議長、副議長及び常任委員会委員長
- (2) 行政委員会等を代表する者
- (3) 各種団体等を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月21日から施行する。

この告示は、平成17年11月21日から施行する。

## 潟上市総合発展計画検討委員会部会設置要綱

平成17年11月29日

告示第172号

(趣旨)

第1条 潟上市総合発展計画検討委員会設置要綱第8条の規定に基づき、潟上市総合発展計画検討委員会(以下「委員会」という。)に部会を置くこととし、部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、総合発展計画の策定に関し次の掲げる事項について、専門的に調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(1) 基本構想及び基本計画の検討に関すること。

(2) 基礎資料等の収集に関すること。

(3) 施策及び事業等の調査研究に関すること。

(部会の種類)

第3条 部会の種類及び所掌する事項は、次のとおりとする。

(1) 市民生活部会(生活環境、消防防災、防犯、交通安全等に関すること。)

(2) 福祉保健部会(福祉、保健等に関すること。)

(3) 産業建設部会(産業振興、道路整備、上下水道整備等に関すること。)

(4) 教育部会(学校教育、生涯学習、スポーツ振興等に関すること。)

(5) 総務企画部会(地域コミュニティ、行政改革等に関すること。)

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長1人、副部会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年11月29日から施行する。

潟上市総合発展計画検討委員会委員名簿（敬称略、順不同）

	氏名	役職名	備考
1	藤原 幸作	市議会議長	市民生活部会
2	堀井 克見	市議会副議長	総務企画部会
3	伊藤 栄悦	市議会総務常任委員会委員長	総務企画部会
4	伊藤 博	市議会社会厚生常任委員会委員長	福祉保健部会（部会長）
5	児玉 春雄	市議会産業建設常任委員会委員長	産業建設部会（副部会長）
6	佐藤 恵佐雄	市議会文教常任委員会委員長	教育部会
7	工藤 紀代子	教育委員会委員長	教育部会
8	鈴木 菊男	農業委員会会長	産業建設部会
9	安田 静男	スポーツ振興審議会会長	教育部会
10	石川 久悦	社会福祉協議会副会長	教育部会（部会長）
11	小野 栄	天王健康生活推進委員会会長	福祉保健部会
12	小熊 哲郎	民生児童委員協議会会長	福祉保健部会
13	鈴木 久米雄	J A 秋田みなみ副組合長	産業建設部会（部会長）
14	舘岡 誠一	J A あきた湖東専務理事	産業建設部会
15	佐々木 吉男	天王商工会会長	総務企画部会
16	菅原 三朗	昭和飯田川商工会会長	福祉保健部会
17	藤原 勝雄	秋田県漁協代表理事副組合長	産業建設部会
18	桜庭 長治郎	八郎湖増殖漁協代表理事組合長	産業建設部会
19	鎌田 健一	消防団団長	市民生活部会（副部会長）
20	小玉 喜久子	婦人会会長	副委員長（職務代理） 総務企画部会
21	鈴木 斌次郎	体育協会会長	教育部会
22	三浦 勝視	老人クラブ連合会会長	福祉保健部会
23	伊藤 金政	天王地区自治会長連絡協議会会長	教育部会
24	進藤 文明	昭和地区自治会長連絡協議会会長	副委員長 市民生活部会
25	伊藤 義弘	飯田川地区自治会長連絡協議会会長	総務企画部会（部会長）
26	小玉 正次郎	芸術文化協会会長	教育部会（副部会長）
27	佐々木 吉和	新市建設計画検討委員会委員長	委員長 産業建設部会
28	舘岡 誠二	湖畔時報社社主	市民生活部会
29	加藤 裕一	識見者	市民生活部会（部会長）
30	佐藤 小枝子	識見者	教育部会
31	佐藤 英子	識見者	福祉保健部会
32	舘岡 美果子	識見者	産業建設部会
33	石川 郁子	識見者	総務企画部会（副部会長）
34	伊藤 久美子	識見者	市民生活部会
35	真壁 末治郎	天王町土地改良区理事長	産業建設部会
36	菅原 倉美	昭和土地改良区理事長	産業建設部会
37	佐藤 正信	飯田川土地改良区理事長	産業建設部会
38	鈴木 禎	識見者	福祉保健部会（副部会長）
39	佐々木 美奈子	識見者	総務企画部会

## 潟上市総合発展計画

活き生き かたがみの夢づくり

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

〒010-0201 潟上市天王字上江川47 - 100

潟上市役所企画部総合政策課

TEL 018(878)9802

FAX 018(878)2369

E-mail: info@city.katagami.akita.jp